[head](http://www.kyoto.zaq.ne.jp/dkanp700/koten/koten.htm)（岩倉紙芝居館古典館<http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm>）　宰主　上田啓之

**常陸國風土記**  
現在伝わる「常陸国風土記」はいわゆる省略本である。「以下略之」と記される部分があり、白壁郡、河内郡の二郡の記事が無い。この省略本の最古の写本は、延宝五年（1677年）に加賀前田家本から書写した菊池成章によるものとされる。  
出雲国風土記では、成立年月日、全体の編纂者、協力者、各郡の編纂者が記されているが、省略本には、これも削除されたものか、記載が無い。ために、どの国司により編纂され、誰の命で、何時省略されたものか特定されず、成立については、諸説により、平安朝初期から鎌倉時代後期まで、500年の差がある。  
省略部分については、「万葉集注釈」「塵袋」「釈日本紀」などに逸文がある。それらを繰り込んだ写本として、水戸藩主徳川斉昭の命により、水戸藩士・西野宣明が、彰考館に伝わった『常陸国風土記』の写本と他の伝本を用いて校訂・編集し、天保10年（1839年）に水戸の版木屋から出版したものがある。（八伝本「甲本；木国鹿島神宮所藏本。乙本；水戸藩彰考館所藏本。丙本；京師松下見林所校正本。丁本；昌平文庫所藏で幕府侍医の岡丈庵の献納せる本。戊本；備中笠岡祠官の小寺淸先の校訂する本。己本；塙保己一検校せる印行本。庚本；伊勢貞丈所藏本。辛本；伊勢祠官の荒木田久老が比校せる本」。また、彰考館には、文久2年（1862）8月付けで、館員の菅政友が加賀前田家本より書写したものがあったが、昭和20年に消失しているという。）  
秋本吉徳氏の常陸国風土記（講談社学術文庫）の解説を参考にして、西野宣明による校訂本（天保己亥仲夏刊于水戸聴松軒　国文学研究資料館[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=KA4-022-000-000-001&IMG_SIZE=&PROC_TYPE=null&SHOMEI=%E3%80%90%E5%B8%B8%E9%99%B8%E5%9B%BD%E9%A2%A8%E5%9C%9F%E8%A8%98%E3%80%91&REQUEST_MARK=null&OWNER=null&BID=null&IMG_NO=1)）により検討する。常陸国風土記地図については、講談社学術文庫の巻末地図をスキャンしたものを利用させていただいた。  
  
常陸國風土記  
  
常陸國司解（ひたちのくにのつかさげ）古老相傳舊聞事（ふるおきなあひつたへきくふることを）申（まをす）。  
國郡（くにこほり）の舊事を問ふ。古老答（こたへ）て曰く、古（いにしへは）相模國（さがむのくに）足柄岳坂（あしがらのさか）より以東諸縣（ひむがしのくにぐに）揔（すべて）我姬國（あつまのくにと）偁（い）ふ。是當時（このとき）常陸（ひたちと）言はず。唯（ただ）新治（にひばり）筑波（つくば）茨城（うばらき）那賀（なか）久慈（くじ）多珂國（たかのくにと）偁ふ。各（おのおの）造別（みやつこわけを）遣（つかはし）て撿挍（をさめ）令（し）む。其の後、難波（なには）長柄（ながら）豐前大宮（とよさきのおほみやに）臨軒天皇之世（あめのしたしらししすめらみかどのよに）至て高向臣（たかむこのおみ）中臣幡織田連等（なかとみのはたおたのむらしらを）遣て坂より以東之國（ひむかしのくに）を揔領（をさめしむ）。時に、我姬之道（あつまのみち）分て八國と爲き。常陸の國、其の一に居れり。

|  |
| --- |
| 宣明按ずに、續日本紀和銅六年五月、官符を五畿七道諸國司に下して、風土記を勘造せしむ。其の文略して曰く、土地沃塉山川原野名號の由る所、又、古老相傳舊聞異事を史籍に載し言上云々。此れに據りて則ち聞に下、異字を脱すを疑ふ。吉田令世（藤田幽谷の女を娶り東湖とは義兄弟、彰考館助教、弘化元年（1844）歿、54才）云く、孝徳記大化元年八月丙申朔庚子東國國司等を拜す云々。同二年三月癸亥朔甲子前良家大夫を以て東方の八道を治めしむ。按ずに、當時國市郡司を置く郡縣の制、盖し此の始めなり。景行紀廾八年日本武尊、弟橘媛を顧みる情有り、故に碓日の嶺に登り東南を望むこと三たび歎じて曰く、吾嬬（あがつま）はや、と。故に因みて山東国を號けて吾嬬の國と曰ふなり云々（注）。 **常陸国司**　原本が作成された当時の国司として、三名が想定されている。 阿部狛朝臣秋麻呂、和銅元年（708年）に常陸守に就任。 石川朝臣難波麻呂、和銅七年（714年）に常陸守に就任。 藤原宇合（うまかい）、不比等の子、霊亀三年（717年）より遣唐副使、養老三年（719年）正月に復命、その功で馬養から宇合に改名。養老三年（719年）七月に、常陸守として安房・上総・下総3国の按察使に就任。常陸国風土記の文飾修辞が優れていることから「懐風藻」に六篇の詩のある宇合（菅政友説）、あるいは常陸の万葉歌人、高橋虫麻呂が関与（佐々木信綱説）しているとみられている。豊崎卓著「常陸国風土記と高橋蟲麿；[HP](https://core.ac.uk/download/pdf/59196747.pdf)」においては、監修者を阿部狛朝臣秋麻呂、石川朝臣難波麻呂、最終監修者を藤原宇合、執筆者を高橋蟲麿一人としておられる。 **我姬**「記（古事記）」の「吾妻」、「紀（日本書紀）」の吾嬬による。 「足柄の坂本に到りて・・・その坂に登り立ちて、三たび歎かして、「吾妻はや」と詔りたまひき。故、其の國を號けて阿豆麻（あづま）と謂ふ（古事記）」、「日本武尊、毎に弟橘媛を顧ぶ情有す。故、碓日嶺に登りて、東南を望りて三たび歎きて曰はく、「吾嬬はや」　【嬬、此を菟摩（つま）と云ふ】　故、因りて山の東の諸國を號けて、吾嬬國と曰ふなり（日本書紀）」による。 **縣**　「くに」と訓じている。「あがた」であり「吾田」、欠史八代とされる頃から大王家が豪族の地に置いた直轄田が始り。地方の有力者が国造に任命され、天皇の血筋の者が別（わけ）として王の身分として地方に配される時代となり、郡県の制度に再編されるに至り、東方の縣を「くに」と称したといふことか。 **難波長柄豐前大宮臨軒天皇**　天万豐日天皇（孝徳天皇；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki46.htm)）、在位645-654年、大化改新時の天皇 **高向臣**　高向臣は武内宿禰を祖とする蘇我氏の七臣（蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣）の一臣。蘇我入鹿が山背大兄王を拘束しようとした時、高向国押が天皇の宮を守るのが役目と断っており、高向臣は天皇の宮の警護職にあったとみえ、国押は入鹿が殺された時にも動かず、中大兄皇子、中臣鎌足に従った。中臣鎌足は蘇我倉山田石川麻呂を通じて、蘇我氏及び政権への接近を図った。 **中臣幡織田連**　「中臣氏族概観（[HP](http://wwr2.ucom.ne.jp/hetoyc15/keihu/sizokugairan/nakatomig.htm)）」によれば、畿内系で和泉の中臣部の人とみられる。中臣氏は河内の中臣氏が大王家のミヤケの経営、農耕儀礼に役割を果し、全国のミヤケに中臣部を形成し、勢力を拡大したとされる。 大化改新の二年（646年）に八国に国司が任命、派遣されるに際し、高向臣を政治面、中臣幡織田連を行政面の惣領として東国を管轄せしめたのであらう。 **八国**　相模、武藏、上総、下総、上(毛）野、、下(毛）野、常陸、陸奥 |

然號（しかなつくる）所以（ゆゑ）は、往来道路（ゆききのみち）江海之津済（うみかはのわたりを）隔（へだて）ず、郡郷境堺（くにこほりのさかひ）、山河之峯谷（やまかはのみねたにに）相続（あひつづければ）、近通之義（ちかくかよふのこころを）名偁（なと）以爲（な）せり。或曰、倭武（やまとたけ）天皇、東の夷の國を巡狩（めぐりて）、新治之縣（にひはりのくにに）幸過（いでますとき）所遣（つかはせる）國造（くにのみやつこ）毘那良珠命（ひならすのみこと）、新（あらた）に井を堀ら令む。流泉浄澄（いづみきよくすみて）尤有好愛（いとめてたし）。時に乗輿（みこしを）停め、水を翫（あじは）ひ手を洗ひたまふ。御衣之袖（みけしのそで）垂泉而沾（いづみにひぢてぬれぬ）。便（すなはち）依漬袖之義（ころもひたすのこころにより）此の國の名（なと）爲せり。風俗諺曰（くにびとのことわざにいはく）、筑波岳黑雲挂（つくばのたけにくろくもかかり）、衣袖漬國（ころもでひたちのくにといふ）是（これなり）。

|  |
| --- |
| 按ずに、萬葉仙覺抄が引く所、天皇を尊と作す、然ども此の書皆天皇と偁す。又阿波風土記も倭健天皇命と偁す。盖し當時、人民は其の威武に服し、偁して天皇を曰ふ。故に、二書皆天皇と偁す。按ずに、萬葉抄の引く所、停乗輿の三字傍乗興と作し、洗字の下に御宇有り、又諸本漬字の下に國字無し。今、萬葉抄及び己本に據り之を補正す(注)。 **近通**　秋本注では、直道（ひたみち）とされ、「ひたち」の語源の一つの根拠とされている。 **倭武天皇**　「記紀」では日本武尊、倭建命の東方の平定の物語であるが、風土記では、東夷之國を平定でなく、新治之縣には毘那良珠命といふ国造がおり、天皇の巡狩としており、幸過と幸を付している。「紀」では景行天皇が東征に向かう日本武尊に、「是の天下は汝の天下なり。是の位は汝の位なり」と語りかけており、倭武天皇の呼称を削除せしめなかったやうである。 **毘那良珠命**　先代旧事紀、国造本紀に、新治国造として、成務朝の御世に、美都呂岐命(みつろきのみこと)の子の比奈羅布命(ひならふのみこと)を国造に定めたこととある。「記」では、成務天皇条に、「建内宿禰を大臣として、大国小国の国造を定めたまひ、また国国の堺、また大縣小縣の縣主を定めたまひき」、「紀」では、同天皇五年条に、「国郡に造長を立て、県邑に稲置を置つ。並に盾矛を賜ひて表とす。則ち山河を隔ひて国県を分ち阡陌に随ひて邑里を定む（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki19.htm#五年秋九月)）」とある。毘那良珠命については新治郡条で検討する。 **衣袖漬國**　衣を「ひたす」が「ひたち」の語源といふ。陸は説文に「高平の地なり、圭声」とし、圭とは「段注」に、土塊の坴々たるさまとあり、陸は土があって石がないところ。左伝の藏氷の杜預注に、「陸は道なり」とあり日の通る道、日の影を観測して藏氷の時や出氷の時をさだめる（字統）といふ。常は常世の常、この二字で常陸（ひたち）とよませたといふことか。 日本武尊の東方出立は、景行天皇四十年（110年）、成務天皇五年は135年、常陸国が設置されたのは、大化の改新（645年）の時のこと。新治国から常陸国まで、五百年以上の隔たりがあることになる。風土記編纂の詔は、和銅六年（713年）であり、東方出立は約600年前のこと、令和の人には、この年代差がごっちゃになることに注意が必要である。大化の改新や風土記編纂の詔の年代は歴史どおりであらうが、それ以前のものは、「紀」の年代設定には無理がある。「晋書武帝記」の泰始2年（266年）条の「十一月己卯、倭人來獻方物」の倭人の政権は、卑彌呼の後の壹与の政権とされる。BC660年橿原で即位した倭政権は大化改新まで約1300年となるが、實際は橿原での即位から大化改新までは約400年とすれば、實際の年数は平均すれば約4/13となる。新治国から常陸国までは、500年の約4/13で約150年、係数を変えて、約5/13としても約200年とならうか。 |

夫れ常陸の國は、堺ひ是廣大（ひろく）地も亦緬邈（はるかにして）、土壊（つち）沃墳（うるほひ）原野肥衍（こえたり）。墾發の處、山海の利、人人自得（ゆたかに）、家家足饒（にぎはへり）。設（もし）身（み）耕耘（なりはひに）力を労（いたつき）、紡蠶（いとわざに）竭（つくす）者有（ある）は、立卽（たちどころ）に富豐（とみ）を取る可し自然（おのづから）應（まさ）に貧窮を免（まぬがる）べし。况（いはんや）復（また）盬（しほ）魚の味を求はば、山を左し海を右す。桑を植え、麻を種（うう）るには、野を後し原を前せり。所謂（いはゆる）水陸（うみくが）の府藏（くら）、物産（くにつものの）膏腴（かうゆ）、古人、常世（とこよ）の國と曰（いふ）は、蓋し疑（うたがふらく）は、此地ならん。但、有る所の水田（こなた）、上（かみ）は小（すくな）く、中は多を以て、年霖雨（ながあめに）遇（あは）は、卽ち苗子不登之歎（なへみのらざるのなげきを）聞く。歲（とし）亢陽（ひでりに）逢へは、唯穀實豐稔之歡（としゆたかなるのよろこびを）見る歟（か）　不略之

|  |
| --- |
| 和名鈔に曰く、國府茨城郡に在り。管十一田四萬九十二町六段百十二歩、正公各五十萬束、本稲百七十九萬六千束、雜稲七十九萬六千束。甲本、乙本、肥衍を肥御と作す。丙本、己本、並びに同前。前田夏陰の本、衍を欠く。今、戌本及び辛本に据り、此地下に或曰日髙見國の六字有り。按ずに、信太郡條下に此地本日髙見國と曰く、則ち重複故今之を削る。甲本、乙本、亢陽を冗陽と作し、丁本、元陽と作す、今、戌本に据る、字典に曰く、旱を亢陽と曰ふ。唐の杜甫の詩に曰く、亢陽、秋熟に秉す、と（注） この部分の漢文は、六朝の四六駢儷体であり、対句や漢籍の用語が用ゐられ（秋本注）、漢文の素養に優れた人の手になるものとみられている。 **緬邈**　久遠、遙かに遠い。**沃墳**　地味が肥えて盛り上がっている。**肥衍**　土地が肥沃なこと。戊・辛・丙本ではこの下に、『或曰二日高見國』「注」とあったとする。**墾發**耕作。**自得**　意氣揚揚。**足饒**富み足りること。**耕耘**耕し除草すること。**紡蠶**養蚕して糸を紡ぐこと。**盬魚**塩と魚。**水陸府藏、物産膏腴**は水陸の物産を膏腴に府藏（山海の物産を豐潤に貯藏）していること。上注に「和名鈔」の収穫量を引用している。**常世**　「とこよ」の「とこ」は、万葉の時代では、その主の霊魂のある處であり、その人が旅立った時には、床をそのままにしてその霊を散らさないやうにしたといふ。もともと聖所であり、永久にして不変のものの義で常とした（字訓）やうである。｢記｣における、天地が開けた時の三神、天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神に対して、「紀」では、国常立尊、国狭槌尊、豐斟渟神とあり、天之御中主神にあたるものとして、「くに」「とこ」「たち」の「みこと」とし、国土を永久に存続させる聖なる霊が現れたとした。豐葦原中国とは、水陸府藏、物産膏腴と表現することも可能であり、「記紀」では瑞穂国とされた。常陸とは、水陸府藏、物産膏腴の陸（土の地）の義でもあらう。日髙見については、後にみる。**霖雨**　連綿とした大雨。**亢陽**　「杜甫の詩に云く、『亢陽秉秋熟』」（陽氣が旺盛で稲穂が秋に熟す）「注」。**不略之**　省略が無い（風土記原文どおり） |

**新治郡**（にひはりのこほり）　東は那賀の郡、堺は大山。南は白壁の郡。西は毛野河。北は下野、常陸二國の堺。卽ち波太（はだ）の岡（おか）。  
古老（ふるおきな）の曰く、昔、美麻貴（みまき）天皇馭宇之世、東夷の荒賊を平討爲（す）。俗に曰く、阿良夫流爾斯母乃（あらふるにしもの）。新治の國造祖を遣す名を比奈良珠命（ひならすのみこと）と曰ふ。此人罷到（まかろいたり）て卽ち新井（にひゐ）を穿（ほる）。今、新治の里に存り、時に随（したがひ）て祭を致す。其の水浄流（きよくながれ）仍ち井を治（おさめ）る因（ゆゑを）以て郡號（こほりのなに）著（つく）。爾（それ）より今に至（いたり）て、其の名を改ず。風俗の諺に曰く、自遠新治の國。以下略之

|  |  |
| --- | --- |
| 國造本紀に曰く、新治國造志賀穴穂御世、美都呂疑命の兒、比奈羅布命を國造に定め賜ふ。按ずに、波太岡、其の在る所未詳。伴信友云く、自遠は蓋し白遠の誤りなり、當に志良登保布（しらとほふ）と訓ずべきなり。萬葉集上野國の歌に云く、志良登保布小新田と云々。志良登保布云々、新田に冠する枕詞なり。因りて按ずに、白遠亦新治に冠する枕詞なり」（注）。 **毛野河**　現鬼怒川。**波太岡**　未詳（注）。**馭宇**　天下を統治する（あめのしたしろしめす）。**荒**　地の果て。**阿良夫流爾斯母乃**　荒ぶる悪（にく）し者、荒賊に同じ、或は「ぬし（おまえ）」は東国では「にし」となるので、荒ぶる主者（奴）。**美麻貴**　御真木入日子印惠命、御間城入彦五十瓊殖天皇**、**崇神天皇。倭政権による東方統治は豐城命に始り、この時に、将軍を派遣して、北陸、東海、西道、丹波を平定したとする。「豐城命を以て、東（あづまのくに）を治（をさ）めしむ。是（これ）上毛野君（かみつけのきみ）・下毛野君（しもつけのきみ）の始祖（はじめのおや）なり」とあり、同十年（BC88年）条に、「『遠荒（とほきくに）の人等（ひとども）、猶（なほ）正朔（のり）を受けず。是（これ）未（いま）だ王化（きみのおもぶけ）に習（なら）はざればか。其（そ）れ群卿を選びて、四方（よも）に遣（つかは）して、朕（わ）が憲（のり）を知らしめよ』とのたまふ（天皇四十八年「BC50年」条）」とある。**比奈良珠命**　この條では、国造本紀とは異なり、成務朝で国造に任命されたのではなく、崇神朝の時に国造の祖として派遣されていたとする。「紀」の年代に従へば、日本武尊出立の約二百年前に、この地は平定されていたことになる。総記においては、毘那良珠命は日本武尊の時の人とされており、異なる。記載の無い白壁郡（後の真壁郡に相当）に関しては、「真壁郡案内（大正九年編纂）」の常陸国雲井宮条にその伝承が記されている。総記に基づいて、日本武尊の時に、吉備武彥、大伴武日連等と同行し、後に残り、新治筑波を経営した人物で、成務朝に国造に任命されたとしている。   |  | | --- | | **常陸國雲井宮**　真壁郡案内（大正九年編纂）「国会図書館デジタルコレクション；[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/964230)」によれば、今の、雲井宮鄕造神社。**正殿**　武甕槌命　**右殿**　大國主命、建御名方命　**左殿**　事代主命、琵奈良珠命　 景行天皇の御代、郷造琵奈良珠命の創建に係り、雲井宮號は平城天皇大同二年（807年）十月二十七日蔭子左中辨藤原宗成、伊豫親王の事に坐し、常陸に配せられて水守に居り、日夕當社に詣でゝ恩赦を祈る。後赦されて京に歸るに及び、報恩の爲に奉れるものなりと。然れども之を村内に現存する同形同大の四板碑に徴する時は、此の記述の作爲説なるを知るなり。 天平五年(734年)九月十九日なり。常陸藤原麻呂が建つ所。常陸國雲井宮。聖武天皇の御願と爲すなり。 景行天皇創建なり。 謹しみて按ずに、日本武尊の東征は、専ら歸降を容し不服を誅し、或は曠野を拓かしめて田を起し、或は沮洳の地（湿地）を干拓して水田を作り、時に或は断崖に依りて泉を需（もと）め、一は飲料に供し一は潅漑に充て、只管農桑の道を授け聚落の發育を計畫せらる。古の井と偁するもの即ち是なり。中略。想ふに武尊が新治筑波の經營は、琵奈良珠命、吉備武彥、大伴武日連等の手に成れるものにして、去るに臨み琵奈良珠命を止めて専ら鄕造の事に當らしむ。後二十餘年成務の朝新治國を置くに及び、命を國造に任したものゝ如し。而して武尊東征四年の間駐屯し給ふの地幾多あるべきに、唯だ甲斐の酒折宮のみ連歌において著はるれども、駐屯の地、何れか宮にあらざらん。雲井宮は、即ち武尊駐剳（駐在）の遺跡にして、正殿武甕槌命祀れるが如き。東方未開の民に、其れ歸嚮を示し給へる深慮の程を窺ふべきなり。 國造琵奈良珠命は大命を奉じてより、粉骨砕身其任に膺（あた）り、子孫永く相承けて民治を司りしかば。甍後祭祀の禮を享け、鄕造神として庿食（死後廟を立て供奉祭祀）し、孝徳天皇新たに常陸國を置くに及び、裔孫は新治郡の大領に任ぜられ、新治氏を偁し、延暦九年(790年) 新治直大直外従五位下に叙せられ、（中略）雲井宮は板碑の示すが如く、景行天皇五十三年(123年) 武尊の薨逝を悲しみ、其遺跡を弔はんがため車駕東巡上總に及ばせ給ふ時、勅願の創建に係り、天平中聖武天皇の修造を加へ縁起碑を建て、其遺烈を彰明し給ふ所（以下略）。 |   国造本紀では、比奈羅布命の父、美都呂疑命を天穂日命の八世孫としており、この父子が出雲系であると示唆している。ただ、天穂日命の十四世孫の野見宿禰が垂仁天皇の時の人であり、八世孫の子が景行天皇の時では、時が逆転しており、成立しない。吉備武彥、大伴武日連等と同行させるにも時代が異なる。 毘那良珠（ひならす）命、比奈羅布（ひならふ）命は、森昌文氏の「倭武天皇と<常世国>；[HP](https://core.ac.uk/reader/144434845)」によれば、「ひならふ」は「日並ふ」で「日知り王」という始祖王の意を持ち、「ならす」を道は「ならす」ことで造られることから、支配確立の意味合いと国を切り開く開祖の王の意味合いがあるとしておられる。万葉仮名の毘、比は甲類の「ひ」であり、日、霊の義であり、字訓によれば、「ならす」は平らにする、均しくする、とあり、また、馴れた状態にするでは、「ならふ」と同根とある。嵩神天皇の時ならば、派遣された出雲系の人物とならう。日本武尊の時代となるなら、毘那良珠命は出雲系の子孫かもしれないが、この土地の開拓者であったとみるべきかもしれない。白壁郡が省略されたことにより、日本武尊の時代の人とする印象は薄くなったと思はれ、いずれにせよ紛らはしい。 毘那良珠命が井戸を掘ったことが伝承の起点となっており、新井を治めるとは、作井技術と治水技術を必要とする。新治では入り込んでいた海岸線が後退し湿地となり、耕作には中央の治水技術の導入が必要とされたのであらう。 「霞ヶ浦の生い立ち、茨城県（[HP](https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/04_kenkyu/introduction/documents/04.pdf)）」の縄文期貝塚分布図と古鬼怒湾の記述によれば、「海退期の古鬼怒湾では河川が運び込む土砂が湾口に堆積し、また海砂が潮汐三角州をつくって湾口を塞ぎました。このため古鬼怒湾は湖沼の性質を強めます。西浦の湖心で堆積が進み始めたのは約 2500 年前（彌生時代早期）と推定されています。 氣候が寒冷化に向かうと樹林（木の實や狩猟動物）が変るとともに、海が退いて浅海性漁労が困難になりました。これを契機に縄文から彌生への生活様式転換が進んだとされています」とある。 また、補欠の逸文によれば、新治郡の驛家は、「大神（おかみ）」と称され、「大蛇（おろち）」が多く居たことにより、詞林采葉抄は、それは闇龗（くらつかみ）で山神としている。「記」における、伊邪那岐命が十拳剣で迦具土神を斬った刀の手上（たかみ）に集まる血が手俣より漏れて成った闇淤加美神（くらおかみのかみ）、「紀」神代上第五段一書第六における、伊弉諾尊が十握剣で軻遇突智を斬った剣の頭（たかみ）から垂れる血から爲った闇龗（くらおかみ）に該当し、闇は閉門、龗は霝と龍からなり、霝は雨乞い祭祀であり、谷の水神、雲龍であり山神ともなる。古くは、大蛇を祭祀したのであらう、水神、山神、雨乞い儀礼の地であったものを後に闇龗としたものであらうか。大蛇を大神として驛家の名とすることに何らかの不都合があったものか？**自遠新治**　上注。 |

郡より以東（ひむがし）五十里、笠間村（かさまむら）在（あり）。越通道路（こえかよふみちを）葦穂（あしほ）山と偁ふ。古老の曰く、古、山賊有（あり）、名を油置賣命（あぶらおきめのみこと）と偁ふ。今社の中に石室（いはや）在。俗の歌に曰く。許智多雞波（こちたけば）乎婆頭勢夜麻能（をはつせやまの）伊波歸爾母（いはきにも）爲弖許母郎奈牟（ゐてこもらなむ）奈古非叙和支母（なこひそわきも）以下略之

|  |
| --- |
| 笠間村は今茨城郡に隷し、葦穂山は蒲生と相連なりて筑波山の北に在り。按ずに、萬葉歌に曰く、事しあらは小泊瀨山(をはつせやま)の石城(いわき)にも隠(こも)らは共にな思ひ吾(あ)か背(せ)云々。小山田與清云く、小初瀨は古に陵墓の地を謂ひ、岩城は石槨なり。大和國に今、小初瀨の名有るも亦此の義を以てすなり(注)。 **郡**　ここでは、郡衙のこと。新治郡衙跡は1941（昭和16）年と1943年の調査で、北部群25棟、西部群9棟、東部群13棟、南部群4棟の建物跡が見つかった（郷土文化財コレクション；[HP](http://hazukimap.sakura.ne.jp/guide/08i/08227chikusei/08227S003.htm)）。 注に、この歌に関連するものとして、萬葉集巻16、有由縁雜歌の3806、娘子が夫（せ）に贈れる歌一首「事しあらば小泊瀨山の石城（いしき）にも隠（こも）らば共にな思ひそ我が背（訓読万葉集-鹿持雅澄『萬葉集古義』[HP](http://www.asahi-net.or.jp/~sg2h-ymst/manyok/manyok16.html)）」 歌の訓は、「言痛けば　小泊瀨山の　石城にも　率て籠らなむ　勿恋ひそ我妹」とされている。 山賊の油置賣命が親密になった女（むすめ）に語りかける想定。油を商い、命を付された男が山賊で、歌をたしなむことはあるまい。山賊としゃれ込んだ商才ある文人か。奈良の小泊瀨山の石城に共に籠ろうと男を誘った娘子がいやう。噂に心が痛むなら、この葦穂山の石城に一緒に籠ってやる、それもいやなら恋などするな女（むすめ）よ。 |

**白壁郡**（しらかべのこほり）　東は筑波郡。南は毛野河。西北は新治郡に並ぶ

|  |
| --- |
| 白壁郡は諸本に脱。己本により此を補ふ。按ずに、白壁郡は今の真壁郡。續日本紀延暦四年の詔で白髪部を改姓し真髪部と爲す。是は、光仁天皇の諱（白壁）を避くなり。此に據り則ち郡名亦當時改める所也（注）。 真壁郡案内「国会図書館デジタルコレクション；[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/964230)」によれば、「和名抄」に神代、真壁、長貫、伴部、大苑、大林、伊讃の七郷が記されていたとされる。 神代郷は、加美具麻と訓じ、「加美具麻は神穀なり、この地神穀を植ふる地にして神穀代と書くべきを略して神代といひしものならん」との説あれども、蝦夷語に「カムイクマ」の語あり、「神の物干竿」と譯すべし、とあるが、此の地が東南で乾燥地であるが、その意味は定かでないとしている。真壁郷は郡家の地。長貫郷は未詳。伴部郷は、旧名が大伴で、景行天皇の時、大伴部を置いた所かとしている。大苑郷は、大曾乃を於保曾禰と訓じ、曾禰とは磽确（小石などが多く、地味がやせた土地）といふ。大林郷は村田村大林付近。伊讃郷は伊佐々と訓む、大字伊佐々付近、とある。 神代郷がアイヌ語の「カムイクマ」に起因するなら、縄文的背景を有する命名となる。「かみくま」ならば、先にみた大神のごとき神に対する供物（くま）、おそらくは供米（くまい）となり、注の「神穀を植ふる地」に該当する。 |

**筑波郡**（つくばのこほり）　東は茨城の郡。南は河内郡。西は毛野河。北は筑波岳  
古老の曰く、筑波の縣（あがた）、古（いにしへ）は紀國（きのくに）と謂ふ。美万貴（みまき）天皇の世に、采女臣友属（うねべのおみのともがら）筑波命（つくばのみことを）紀國の國造に遣す。時に筑波の命の曰く、身名者（わがなをば）國に著（つけ）て後の世に流傳（つた）へしめむと欲（いひて）卽（すなは）ち本の號（な）を改て、更に筑波（つくばと）偁ふもの。風俗説に曰く。握飯筑波の國　以下略之

|  |
| --- |
| 國造本紀に曰く、志賀髙穴穂朝（成務朝）忍凝兒命の孫、阿閇色命を國造に定め賜ふ。續日本紀に曰く、神護景雲二年（768年）常陸國筑波采女を木國國造と爲す云々。世に云ふ筑波の波をして本居宣長、清音と為し讀ましむも今濁音と為すは方言によるなり（注）。 **紀國**　「きこく」。筑波の県（あがた）といふは、天皇の直轄地があったことになる。「き」の地と称されていた。続日本紀では「木國」とある。東方平定の拠点とし、「城国」とする説がある。東方に勢力が拡大するのは豐城命（豐城入彦命）の統治以来のこととなり、「城」字が連想されやう。ここでは「紀国」とする。「紀」によれば、少年の武内宿禰が日本武尊の前に東方を視察したとある。｢紀国｣の勢力の当地への進出がなくんば、如何に優秀であらうと少年一人では任務を全うできてはいまい。 常緑広葉樹を主とする照葉樹林帯であった我が国に、杉や檜等の種を持ち込み、植林をしたのは素戔嗚尊やその子、五十猛命等とされ、紀ノ川を遡り植林された「木の地（くに）」が「木国」であり、後に「紀国」と改名された。紀国の伊太祁曾神社の祭神である五十猛神を、神託により、宝亀三年(772年)に常陸の那賀郡に勧請したものが青山神社（[HP](http://engishiki.org/hitachi/bun/hit210602-01.html)）といふ。建築には杉や檜等有用材が不可欠であり、この地に早い時期に木国から植林技術が導入され、この地が「木」の地と称されたとしても不思議はあるまい。**采女臣**「姓氏録」には、「神饒速日命の六世孫、伊香我色雄命の後なり」とある。大水口宿禰―忍山垂根―大木別垂根―穂積真津（穂積氏祖）と続き、真津の兒、阿米が穂積氏を継ぎ、宮手が尾張国丹羽評に移住し采女臣の姓を賜る。忍山垂根の兒が日本武尊の妻となった弟橘媛であり、筑波命は采女臣に連なる族の出自といふ。**筑波命**　崇神天皇の時代の時として筑波命が記されている。穂積氏の系譜からすれば、大水口宿禰がその時に該当し、采女臣は未だ存在していないことになる。 所謂天津彦根の子孫の系図、（関東構造の系図；[HP](https://blog.goo.ne.jp/kitano-manshu/e/8ca33a6a354634a4c1f26c254317a374)）からすれば、筑箪命が該当する。 天津彦根　―天御影　―意富伊我都　―彦伊賀都　―天夷沙比止　―川枯彦　―坂戸毘古　―国忍冨　―⎾大加賀美 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⎿筑箪\* \*筑箪命　―忍凝見命　―⎾建許呂命（日本武尊が東夷を征する時に随従）―筑波使主 　　　　　　　　　　　 ⎿阿閉色命　 「記紀」では、須佐之男命（素戔嗚尊）が珠（瓊）を嚼（か）み生（な）した児（みこ）の天津日子根命（天津彦根命）を茨城国造(多祁許呂命「建許呂命」　―筑波使主)の遠祖としている。これによるならば、崇神朝の筑箪命、成務朝の建許呂命、阿閇色命も時系列的には成立する。推古天皇崩御に際して、山背大兄王ではなく田村皇子（舒明天皇）を推挙したのは、大伴鯨連、采女臣摩禮志・高向臣宇摩（高向国押の父）・中臣連彌氣（中臣鎌足の父）・難波吉士であり、諸の女王及び采女等が推古天皇の崩御の際に、天皇が田村皇子に後事を託したと解釈される遺言をその床で聞く立場にあり、采女臣摩禮志は近習であり、遺言の内容の詳細を知っていた（[書紀巻23](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki44.htm)）。 |

古老の曰く、昔、祖神尊（みおやのかみのみこと）、諸神（もろもろのかみたち）の處に巡行（めぐりいでますとき）、駿河國（するがのくに）福慈岳（ふじのたけ）に到（いたりまして）卒（つひに）日暮に遇（あひ）ぬ。遇宿（たまたまやどり）を請欲（こひほりたまふ）。此の時、福慈神答曰（こたへつらく）、新粟初甞（にひなべするには）家内諱忌（やぬちものいみせり）。今日之間（けふのほどは）、冀許不堪（えゆるしまをさじといふ）。是に、祖神尊（おやのかみのみこと）恨鳴詈告曰（うらみなきてのりたまはく）、卽ち汝親（いましがおやを）何不欲宿（なぞもやどさまくほりせず）。汝所居山（いましがをるところのやま）は、生涯之極（いきのきはみ）、冬夏雪霜、冷寒重襲（かさなりおそひ）、人民（ひと）登ず、飲食（くらひもの）勿奠者（まつるものなけんとのりたまひて）、更に筑波岳（つくはのたけに）登て、亦容止（やどりを）請ふ。

|  |
| --- |
| 甲本、丙本は寓宿を遇宿と作し、乙本は過宿と作す、己本に据る。乙本、丙本は詈字を四言の二字と作し、己本に据に非ず（注）。 **祖神尊**　諸神を巡行する神々の祖となる神。東国の祖神であらうが未詳。新嘗を理由に福慈岳の神が神祖を断っており、新嘗に祭祀される祖神ではない。「大歲の客」と云ひ、それは高天原を追放され、放浪する須佐之男命とする（大歲の客ー須佐之男命と茅の輪；[HP](http://www.pleasuremind.jp/COLUMN/COLUM042.html)）説がある。ただ、以下にみるやうに、その子孫の筑波神を伊弉諾/伊弉冉としており、親子関係が逆転する設定ともなり、「記紀」による潤色に矛盾が生じている。 これに類した説話が「備後国風土記」逸文、祇園社（群書類従）にあり、「北海に坐すの武塔神」が宿を求めて、裕福な巨旦将来に断られ、貧乏な兄の蘇民将来が宿と食事を提供し、そのお礼にもらった「茅の輪」を著けることで疫病を逃れ、生き残ることができたとあり、武塔神が自らを「速須佐能神」と名乗った（蘇民将来と素戔鳴神；[HP](http://www.eonet.ne.jp/~temb/9/SominShorai/Somin.htm)）。備後国からの北海は日本海側、半島、大陸方面となる。武塔（むたう）神は、「疫隈国社（素盞鳴神社）；[HP](http://engishiki.org/bingo/bun/big500201-01.html)」で祭祀されるごとく、疫病を司る神が原形であらう。巨旦は夜叉国の主の悪鬼神（ふりがな文庫；[HP](https://furigana.info/w/%E5%B7%A8%E6%97%A6)）。蘇民は民を疫病から蘇らせる義とならう。「記紀」や仏教の神々で潤色されているが、崇神朝のごとき全国的疫病の流行と関連しており、類する説話が各地にみられる。**新粟初甞**　新嘗の原形は、古代出雲熊野大社での「古伝新嘗祭」における、神職の継承に、新神職が神器により「神火」をキリ出し、新穀を調理し神々と共食し、火継（ひつぎ）、日継（継承）することにあり、倭政権では大嘗祭として霊継（ひつぎ；即位）の儀式となる。ここでは収穫を感謝する共食祭祀の義。**家内諱忌**　家内に閉じこもって潔斎し、新嘗は深夜に行はれる。**詈告曰**　ののしりて告げて曰く、詈は「とこふ」こと、可詛言を止古比以波末久（とこひいはまく）と訓じる（神代紀下）。恨んで泣いているのであるから、ののしりかたも尋常ではない。**容止**　たちふるまひ、挙動の義、律令用語で宿泊の義。「情を知りて容止すること、一宿以上を経れば、皆て百日の苦使とす（養老令、僧尼令、私度条）」。（泊めてはいけない）事情を知ったうえで泊めること。 |

此の時、筑波の神答て曰く、今夜雖新粟甞（にはなべすといへとも）敢へて尊に旨を奉らざることなし。爰に飮食（みをしものを）設（まうけ）敬拝祇承（つつしみつかへまつりき）。是に祖神の尊、歡然歌曰（よろこびうたひたまはく）、愛乎（うつくしきかも）我胤（あがすえ）、巍哉（たかきかも）神宮（かむつみや）、天地竝齊（あめつちとひとしく）、日月共同（つきひとおなじく）、人民集賀（ひとひとつどひよろこび）、飮食富豐（をしものゆたかに）、代代無絶（よよたふことなく）、日日彌栄（ひひにいやさかえ）て、千秋万歲（ちあきよろづよ）、遊楽不窮者（たぬしみきはまらじとのりたまひき）。是以（ここをもて）、福慈岳（ふじのたけは）常雪（つねにゆきふりて）登臨（のぼる）を得じ。其の筑波の岳は、往集歌舞飮喫（ゆきつどひうたひまひのみくひすること）、今に至るまて絶えず。以下略之

|  |  |
| --- | --- |
| 神名式筑波郡筑波山神二座一名神大一。諸本は雖字を欠く。今、戌本に据り之を補ふ。甲本、乙本は謌字を諱字と作す。己本は語字と作す、丙本に据る(注)。 **筑波神**　筑波岳の神、この地が筑箪命により筑波と称される前には山が神であったやうだ。筑波山神社（[HP](https://www.tsukubasanjinja.jp/about/about.html)）の社伝によれば、「万葉集に『二神の貴き御山と神代より人の言い継ぎ』と崇められているように、古代山岳信仰に始る国内屈指の古社である。西峯男体山頂（871m）の磐座に筑波男大神（伊弉諾尊）を、東峯女体山頂（877m）の磐座に筑波女大神（伊弉冊尊）を祀る」、「筑波山を御神体と崇めまつる神体山信仰に発し、古来春秋両季に行われる御座替祭に供へまつる神衣（かんみそ）に御神霊を奉遷して御神体となす」のであるが、「記紀」に潤色され、「当神社の創祀は遠く神代に始る。天地開闢の初、諾冊二尊が天祖の詔をうけて高天原を起ち、天之浮橋に並び立ち給う、天之瓊矛（あめのぬぼこ）を以って滄海をかき探り給えば鉾の先よりしたたり落ちる潮凝って、一つの島となる。即ち二神は東方霊位に当る海中に筑波山を造り得て降臨し給い、天之御柱を見立て、左旋右旋して東西御座を替え給い、相対面なされて夫婦となり大八洲国及び山河草木を生み給う。次に日神、月神、蛭児命、素盞鳴尊を生み八百万神を生み給う。記紀に伝える「おのころ島」とは筑波山のことで、この故に筑波山は日本二柱の父母二神、皇子四所降臨御誕生の霊山であり、本朝神道の根元はただ此山にあるのみと伝えている」とある。   |  | | --- | | **検税使大伴卿、筑波山に登る時の歌**一首 　高橋虫麻呂 衣手（ころもて）常陸國（ひたちのくに）二並（ふたならぶ）筑波乃山乎（つくばのやまを）欲見（みまくほり）君来座登（きみきませりと）熱尓（あつけくに）汗可伎奈氣（あせかきなく）木根取（このねとり）嘯鳴登（うそびきのぼり）峯上乎（をのうへを）公尓令見者（きみにみせ）男神毛（をのかみも）許賜（ゆるしたまひ）女神毛（めのかみも）千羽日給而（ちはひたまひて）時登無（ときとなく）雲居雨零（くもゐあめふる）筑波嶺乎（つくばねを）淸照（さやにてらして）言借石（いふかりし）國之真保良乎（くにのまほらを）委曲尓（つばらかに）示賜者（しめしたまへば）歡登（うれしみと）紐之緒解而（ひものをときて）家如（いへのごと）解而曽遊（とけてそあそぶ）打靡（うちなびく）春見麻之従者（はるみましゆは）夏草之（なつくさの）茂者雖在（しげきはあれど）今日之樂（けふのたのしさ）（万葉集　1753） 常陸の国の、二峰が並ぶ筑波の山を見たいと思って、あなたが来られたというので、暑いさなか、汗をかきやり木の根をつかみ、ふうふう言いながら登って、山頂をあなたにお見せすると、山の男神もお許しになり、女神も加護して下さって、いつもは始終雲が居座り雨が降る筑波山を、この時ばかりはくっきりと照らして、卿が特に見たがっておられた国の絶景を、つぶさにお示しになったので、嬉しいことだと、衣の紐を解いて、家にいるかのように、くつろいで遊び暮らす。春に見る時よりも、夏草が茂っているけれども、今日の日の楽しいことよ。（通釈；千人万首、高橋虫麻呂、[HP](http://www.asahi-net.or.jp/~sg2h-ymst/yamatouta/sennin/tyuman2.html)） |   **愛**　うつくしと訓じている。うつくしは、子をいとしく思う心であり、その心を他におよぼすこと。**胤**　子孫が相継承、相続すること。筑波神は神祖尊の子孫、その意味では神祖が伊弉諾尊/伊弉冊尊に相当すべき。**魏**　巍巍なるかな堯舜の天下を有（たも）つや（論語、泰伯篇）、集解に、「巍巍は広大なり」とある。**天地竝齊、日月共同**　「夫れ筑波の岳は、高く雲に秀で」とあるごとく、その神宮は、高く広大（公正で寛大）で、天と地が神祖と同じ高さにあり、太陽や月を神祖と同じくする、分け隔て無く人々を照らし、仰がれる。**登臨**　山に登り川を臨む、或は、高く登り下を臨む、一般的には、名山、名川を游覽すること。 |

夫（それ）筑波の岳は、高く雲に秀（ひいで）、最頂（いただき）西峰（にしのみね）崢嶸（さがし）、之を雄神（をのかみと）謂ふ。不令登臨（のぼらしめず）。但し東の峰は四方（よも）磐石（いはほにして）昇降（のぼりくだり）決屹（さがしく）、其の側（かたはら）に流泉（いづみありて）、冬夏（なつふゆ）不絶（たえず）。阪（さか）より以東（ひむがしの）諸國（くにぐにの）男女（をとこをみな）、春は花の開時（さけるとき）、秋は葉の黃節（もみづるをり）、相擕駢闐（いざなひつらなり）、飮食齎賚（をしものもたらし）、騎歩登臨（よじのぼり）、遊樂栖遲（あそびすめり）、其の唱に曰く

都久波尼爾（つくばねに）阿波牟等伊比志（あはむといひし）古波（こは）多賀己等岐氣波加彌尼阿須波氣牟也（たかこときけはかみねあすはけむ）  
筑波嶺に　会はむと　云ひし子は　誰が言聞けばか　み寝会はずけむ（秋本版）  
筑波嶺に　会はむと云ひし　こは　誰が子と聞けば神寝会すはけむ  
都久波尼爾（つくばねに）伊保利弖（いほりて）都麻奈志爾（つまなしに）和我尼牟欲呂波（わがねむよろは）波夜母阿氣奴賀母也（はやもあけぬかもや）　  
筑波嶺に　廬りて　妻無しに　我が寝る夜ろは　早も明けぬかも（秋本版）  
  
詠歌（うたふうた）甚多（いとおほし）、不勝載車（のするにたへず）。俗の諺に曰く、筑波峰之會（つくばねのかがひに）、不得娉財（つまとひのたからをえざれば）、児女（むすめと）不爲（せずと）。

郡の西十里、騰波江（とばのえ）在（あり）。長さ二千九百歩。廣さ一千五百歩。已下略之

|  |  |
| --- | --- |
| 甲本、乙本は西嶺を兩峰と作す、己本及び辛本に据る。信友云く、萬葉集九巻檢税官大伴卿が筑波山を登れる時歌いいて、男神、女神と謂ふ。因りて按ずに、昇降決屹下る、蓋し、謂之雌神の四字脱すなり。駢闐萬葉抄に脱闐字、乙本は真と作し、己本は圓と作す。諸本は共に誤れり。故に今、之を改む。按ずに、李白の詩に曰く、哤聒乎區宇駢闐乎闕外云々。萬葉集、筑波嶺に登り嬥歌會を為す日作る歌、其の略に曰く、未通女（をとめ）壯士之（をとこの）往集（ゆきつとひ）加賀布（かがふ）嬥歌尓（かがひに）云々。嬥歌は東俗語曰ふ賀我比。按ずに、今此れ筑波峰の會を謂ふは亦嬥歌會と謂ふなり。按ずに、騰波江は萬葉集歌に曰ふ新治の鳥羽の淡海云々、其の在る所未詳（注）。 **筑波岳**　古くは一神であったやうだが、万葉の時代には、西峰を雄神（男神）、東峰を雌神（女神）とした。これは、筑波の嶺における嬥歌会（かがひ）と関連していやう。**嬥歌会**　萬葉集の「筑波嶺に登る」などは、掲載するに堪へぬ歌が多いとは云へ、この機会に男を得ないならば女（むすめ）と云へぬとあり、この日ばかりは、多く交わり気の合う相手を選ぶことができたやうである。   |  | | --- | | **筑波嶺に登りて嬥歌会かがひをする日に作る歌**一首 并せて短歌　高橋虫麻呂 長歌　鷲住（わしのすむ）筑波乃山之（つくばのやまの）裳羽服津乃（もはきつの）其津乃上尓（そのつのうへに）率而（あどもひて）未通女牡士之（をとめをとこの）徃集（ゆきつどひ）加賀布嬥歌尓（かがふかがひに）他妻尓（ひとづまに）吾毛交牟（わもまじはらむ）吾妻尓（わがつまに）他毛言問（ひともこととへ）此山乎（このやまを） 牛掃神之（うしはくかみの）従来（むかしから）不禁行事叙（いさめぬわざぞ）今日耳者（けふのみは） 目串毛勿見（めぐしもなみそ）事毛咎莫（こともとがむな） (嬥歌は柬俗語に賀我比と曰ふ)（9-1759）  反歌 男神尓（をのかみに）雲立登（くもたちのぼる）斯具礼零（しぐれふり）沾通友（ぬれとぼるとも）吾将反（われかへらめや）（9-1760） 長歌　鷲が住む筑波山の、裳羽服津の津のほとりに、誘い合って、若い男女が集まり、歌い踊るこの嬥歌で、人妻たちの中に俺も混じり込もう。俺の妻に、人も言い寄るがよい。この山を支配する神が、昔からお許し下さっている行事であるぞ。今日だけは、見苦しいとは見るな、咎め立てするな。 反歌　男神の峰に雲が立ちのぼり、時雨が降り、着物が濡れ通っても、俺は途中で帰ったりするものか。（通釈；千人万首、高橋虫麻呂、[HP](http://www.asahi-net.or.jp/~sg2h-ymst/yamatouta/sennin/tyuman2.html)） |   **崢嶸**　高くけわしい山の峰　　　**決屹**　水が流れそびえ立つ　秋本版では、坱圠（起伏が多くなだらかでない）とされ、他に岟屹（幽深でそびえ立つ）とするテキストがあると注される。**駢闐**　集まって一緒になること。　**齎賚**　賜わりものをもたらすこと、持ち寄り交換するのであらう。　**騎歩**　馬で登る者歩いて登る者であり、貴人も庶民もおらう。**栖遲**　游息、滞留、飘泊失意などの義があり、ここでは、遊び興じ我を忘れて野で夜を明かすことだらう。 **歌謡1**，秋本版では、筑波嶺の歌垣で逢おうと云った女は、いったいだれの言うことを聞き入れたのであろうか。私には逢ってくれないものだ、と訳が付されている。西野版の訓読とは異る。分からないが、あの女（むすめ）は筑波嶺で逢おうと云った。これは誰の子かと聞くと、神が寝会したとすなら来まい、とでもならうか。歌謡1は女を得られない男の言い訳、歌謡2は一人寝男の嘆き。女には、出掛けた以上、誰かをものにせずば、女じゃない、と。 **騰波江**　騰波ノ江（鳥羽の淡海）跡。「つくばねのもみぢちりしく風吹けばとばの淡海に立てる白波」とする萬葉歌が残されており、その風光明媚が愛でられたとされる。嘗て、鬼怒川（毛野川；巻末地図）の東流と付近の隆起によって小貝川が堰き止められ，その北側にできたのが騰波ノ江、鬼怒川の流路が石下方向に南流したことにより、後に干拓地となった（騰波ノ江の盛衰と大宝沼干拓、[HP](http://tobasho.school.city.shimotsuma.ibaraki.jp/chiiki/rekisi1.htm)）。 |

**河 内 郡**　東は筑波郡。南は毛野河。西北は新治郡。艮（北東）は白壁郡。

|  |
| --- |
| 按ずに、東筑波郡より白壁郡に至る十八字は、原本に大書、上の文に屬すと。蓋し、河内郡の分註にして河内郡の三字脱す誤り、分註を以て本文と為し、決して疑ふ可からず、故に、今之を訂して補ふ。己本は、新治郡の下に在るは、恐るらくは、傳寫の誤りなり（注）。 **河内郡**　東筑波郡より白壁郡までは騰波江に属すものではないとして、河内郡として分離し、白壁郡と同じく省略されているとしたものか。ただ、河内郡が巻末地図の位置とするなら、表記に一致しない。一致するのは騰波ノ江。 |

**信太郡**（しだのこほり）　東は信太の流海。南は榎浦の流海。西は毛野河。北は河内の郡。　  
古老（ふるおきな）の曰く、難波長柄豐前大宮に馭宇天皇（あめのしたしらししすめらみかど；孝徳天皇）の世、癸丑の年（653年）に、小山上（しょうせんじょう）物部河内（もののべのかふち）、大乙上（だいおつじょう）物部會津等（もののべのあひずら）揔領高向大夫（たかむこのまへつきみ）に請（こひ）て、筑波、茨城郡（つくばうばらきのこほり）七百戸を分（わき）て、信太郡（しだのこほり）を置く。この地もと日高見國（ひたかみのくに）なり。  
郡の北十里碓井（うすのゐあり）。古老の曰く、大足日子天皇（おほたらしひこのすめらみかど；景行天皇）浮島之帳宮（うきしまのとばりのみや；かりみやに）幸（いでまし）、水供御（みづのおもの）無し。卽（すなは）ち遣卜者訪占（うらべをしてうらとはしめ）、所所之を穿（ほる）。今、雄栗（をくり）の村に存（あり）。従此（これより）以西（にし）高來里（たかくのさと）。

|  |
| --- |
| 按ずに、古老曰より以下日高見國に至り諸本に欠く。今、戊本に據り之を補ふ。釋日本紀に引く所の文と此れ小異ならむ。碓の井、其の在る所は未詳。或に、新治郡土浦城北と云ふ。浮島、信太湖の中に在り。今、安場明神社在り、蓋し是なり。雄栗村、高來里、共に其の在る所は未詳。小宮山昌秀云く、雄栗を後世小栗と作すを疑ふとは、是なり（注）。 **日高見國**、景行天皇紀二十七年条に、「武内宿禰、東國より還て奏して言す、『東の夷（ひな）の中に、日高見國有り、其の國の人、男女並に椎結（かみをわ）け、身を文（もどろ）けて、爲人（ひととなり）勇み悍（こは）し。是を總（す）べて蝦夷（えみし）と曰ふ。亦、土地（くに）沃壞（こ）へて曠（ひろ）し。撃（う）ちて取りつべし』とまうす」とある。「ひたかみのくに」は、「えみし」の土地（くに）であり、「エミシの語源（[HP](http://ryuchan60.seesaa.net/article/435099239.html)）」によれば、アイヌは人といふ意味であり、エミシはアイヌ語のenchiu（エンチウ）→エムシウ→エムシ→エミシの変化と推測されるやうで、エンチウはアイヌ同様に人を意味する語とある。縄文人にとって土地の主は「ひと」ではなく人を越へたものであり、「ひたかみ」とは「ひた」と聞こえる「かむい」、アイヌではカムイとは熊を意味し（西中国山地の縄文地名；[HP](http://yamaaruki.sakura.ne.jp/aynu.htm)）、熊を祭祀する。「ひた」として、森nitay 、湿地nitat,nitaci、頭頂kitay等の転音、森の熊(神)のやうな連想ではあるまいか。日高見と漢字化したのは、蝦夷にとって崇敬すべき地（くに）であったことを考慮したもので、地形を形容したものではあるまい。これを信太郡の地とすることが不都合として省略されたものか。**信太郡**、物部氏が高向大夫に請うて信太郡を分離させたことは、大化の改新により蘇我氏の勢力がかげり、物部氏にチャンスが廻ってきたことによらうか。649年の冠十九階の制では小山上は13位、大乙上は15位となり、實務の上位クラスに相当しやう。彼等の政治力といふよりは、普都大神所縁の地を重視する中央の工作の結果であらう。**帳宮**　幕あるいはむしろのようなもの（トバリ）を引き廻しただけの仮の御宿所「秋本注」。**訪占**　「うらとふ」とは神の心（うら）を問（と）ふこと、訪占は占の訪れること、神意が明らかになること。**雄栗村**　稲敷郡美山村大山付近というが定かでない（秋本注）。**高来里**、稲敷郡阿見町竹来を遺称す地としている（秋本注）。 景行天皇が信太郡（東国）に行幸したとする伝承は、「記紀」には見えない。また、「記」には景行天皇が筑紫（西国）に行幸したとする伝承は見えない。西国、東国へのこの行幸伝承を如何に解するべきか、頭が混乱する。 |

古老の曰く、天地權輿（あめつちのはじめ）、草木言語之時（くさきこととひしとき）、自天降来（あめよりくだりきたる）神の名を普都大神（ふつのおほかみと）偁（い）ふ。葦原中津之國（あしはらのなかつくにを）巡行（めぐりて）、山河荒梗之類（やまかはのあらぶるかみのたぐひを）和平（むけやはしたまひき）。大神化道（ことむけ）已（すでに）畢（をへたまひて）、心に天歸（あめかへらむ）と存（おもほし）、卽時（やがて）随身（みにそへたまひたる）器杖（いつのみつゑ）俗に曰く、伊川乃川惠（いつのつゑ）、甲戈（よろひほこ）楯剣（たてつるぎ）及（また）所執（とりたまひし）玉珪（たま）悉皆（みな）脱屣（ぬぎて）、茲地（このち）に留め置き、卽（すなはち）白雲に乗りて、還昇蒼天（あめにかへりのぼりたまひき）。已下略之  
「

|  |  |
| --- | --- |
| 古語拾遺に曰く、經津主神、磐筒女神の子、今、下総国香取神是なり、と。按ずに、荒梗を丁本は荒便と作し、戌本は荒腴と作し、諸本は不詳。晉書、杜曽傳に曰く、永嘉の亂、荊州の荒梗註に曰く、三蜀の奥區、一都の會、夷民粉雜、蠻陬荒梗なり。按ずに、諸本分註に二字川惠を欠く、今、之を補ふ。姑存備考（注）。 **権輿**　物事のはじまり。**草木言語之時**　「草木咸（ことごとく）く能（よ）く言語（ものいふこと）有り（書紀巻二；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki4.htm" \l "然彼地（くに）多)）」、神代のこと。   |  | | --- | | **普都大神**　「ふつ」の神に普都の字を充てている。出雲国風土記においては「布都」、「記」においても「布都」、「紀」においては「経津」を充てている。「記」は、出雲の表記どおり、「紀」と常陸国風土記では別表記をとった。 出雲国風土記の意宇郡（おう）楯縫（たてぬひ）郷と山国郷条に布都怒志（ふつぬし）命が記されており、「天石楯（あめのいはたて）縫ひ直し」た所を楯縫郷と称し、「是の土（くに）は、止（や）まず見まほし（づっとこのくにを見ていたい）」の（くに）（やま）を逆にして山国と称したとしている。この布都怒志命は出雲の神であって、高天原の天神が降臨したものではありえない。「たて」を「ぬふ」とは皮革を縫ひ合はせる事から来ているが、「いはたて」となれば、石組みをしている感があり、その地を眺めてあきることがないとなれば、土木治水の神とでも思ひたくなる。 出雲郡美談（みたみ）郷条に、天下所造大神（あめのしたつくらししおほかみ）の御子、和加布都努志（わかふつぬし）命が、天地が初めて別れて後に、天の御領田（みた）の長（をさ）として仕へ、三太三（みたみ）と云う、とあり、神祇官の在る彌太彌社と彌陀彌社、神祇官の不在の彌陀彌社十一社の存在が記載されている。「みたみ」とは御田を見るの義とされており、和加布都努志命は田を司る神として、広く信仰を集めていたのであらう。 意宇郡屋代（やしろ）郷条に、天乃夫比（あめのふひ）命の天降りに御伴（みとも）した天津子（あまつこ）命を社印支（やしろのいなき）等の遠詛としている。印支とは稲置のことであり、天津子命は神田の管理を司ったことになる。それから類推すれば、天乃夫比命は農耕の神とならう。 「記」では、天の安河の誓約において、天照大神の珠から生まれた第二子を天之菩卑能命（天菩比「あめのほひ」神）とし、地上平定に遣はされたものの、大国主命に従ひ、復命しなかった天神とした。 「紀」では、天穂日命とされ、本文での言及はないが、一書第二では「国譲り」した大己貴神の祭祀を天穂日命に主（つかさど）らせしめ、出雲臣（国造）の祖とする。 出雲国風土記の天乃夫比命は、「記」では天菩比神、「出雲国造神賀詞」では、天穂比命、「紀」では、天穂日命と記され、「ふひ」が「ほひ」に転音し、穂日（ほのひ）は穂霊（ほのひ）とし、稲穂の神とみなされ、広く祭祀されることになる。 大国主神の「国譲り」に際しては、「記」では、思金神は、建御雷之男神に天鳥船神を副へて降ろしたとする。建御雷之男神は、伊邪那岐命が火神の迦具土（かぐつち）神を十拳剣でその首を斬った時に、刀の本に著いた血が石に飛び散って生まれた三神の一神とされ、別名を建布都神、豊布都神とする。また、その刀を伊都之尾羽張（いつのをはばり）、又、天之尾羽張と称し、伊都之尾羽張神（天尾羽張神）を建御雷之男神の父ともする。鳥は天神の使者でもあり、鳥船は雷を乗せる船と注されており、天神（あまつかみ）の意を荒れた地神（くにつかみ）に伝へる使者が鳥、また、天空を航行せしむ神であり、平定する役割が建御雷之男神（建布都神、豊布都神）とならう、大国主神の宮を造り、祭祀者や供奉者を定めることで、交渉が成った。 「出雲国造神賀詞」では、天穂比命が、その子天夷鳥（あめひなとり）命に布都怒志命を副へて天降りさせ、荒ぶる神々を平定し、国作りをした大神（大穴持命）に媚びその心を鎮め、大八島の現事、顕事の事（地上の統治）から避らしめたとする。 思金神ではなく天穂比命が指揮を執ったとする。「記」では、天菩比命の子は建比良鳥命（此出雲國造、无耶志國造、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津嶋縣直、遠江國造等が祖なり）であるが、天夷鳥命とし、天穂比命父子で大穴持命を説得したとし、天夷鳥命に布都怒志命を副へており、武力ではなく話し合いで決着したやうな印象を醸している。武夷鳥、天夷鳥は崇神天皇七十年条に、一云として、「天より将（も）ち来れる神宝を、出雲大神宮に藏（おさ）む」とあり、重鎮とみられる。布都怒志命は、建御雷之男神の別名、建布都神、に近い名であるが、楯縫では武神のイメージがあらうが、土木治水神の可能性をすでにみた。 「紀」では、神代上五段、一書第六で経津主神と武甕槌神に言及され、伊弉諾命が火神の軻遇突智を斬ったとき、飛び散った血の付いた石を経津主神の祖とし、剣の鐔から落ちる血から生まれた二神のうち甕速日（みかのはやひ）神が武甕槌（たけみかづち）神の祖とし、剣先より落ちる血から生まれた三神の一神を磐筒男命とする。一書第七では、磐筒女神の児を経津主神とする。神代下九段本文では、高皇産霊尊の主導で、磐筒男神と磐筒女神の子の経津主神を地に派遣しやうとすると天石窟に住む、稜威雄走（いつのをはしり）神の子、甕速日神、その子の熯速日（ひのはやひ）神、その子の武甕槌神が激しく志願をして、経津主神の副となり、派遣されたとする。つまり、「記」とは異なり、武甕槌神よりは経津主神を主とすることを公式としている。 「記」や「出雲国造神賀詞」とは異なり、大己貴神とは何らの譲歩なくして説得を終えたとするのが本文での主張である。同九段一書第一では、武甕槌神、経津主神の順序であるが、同じく譲歩の記述はない。しかし、これで押し通す事は出来なかったやうである。 同一書第二では、経津主神、武甕槌神の順序であり、まず、天津甕星（あまつみかほし；別名、天香香背男あまのかかせを）を誅してから天降りするのであるが、「斎主（いはひ）の神を斎（いはひ）の大人（うし）と号（まう）す。此の神、今、東国の檝取（かとり；香取）の地（くに）に在す」とある。斎主とはこの場合、戦いに際して神祇を斎（いはひ）祭る主の義であり、「斎主、此云伊波毗」とあり、神名としては、続後紀に「下総国香取郡従三位伊波比主命（承和三年五月丁未条）」とあり、経津主神の別名とされるが、文脈からすれば、武甕槌神を含めた二神と釈すべきともされ、あいまいな表現がとられている。 出雲では二神は大己貴神に追い返され、髙皇産霊命の譲歩案を以て「国譲り」、皇孫の守護と出雲の安寧の合意を成立させたとする。 経津主神、武甕槌神の両神は、「記紀」では、火神の子孫となっている。「ふつ」は十拳剣で斬った時の音、「みかづち」は「みいかづち」で「み」は尊称、「いかづち」は雷、雷光は放電現象により、空気中の窒素固定により肥料を生成することから稻の妻、稲妻とされ稲作とも深く関連している。「つつ」は「つぶ」から来るとされ、雷や木の根や磐を裂くやうな連想があり、「たけ」が付され「ふつ」の神は武神とされる。 それが決定的となったのは、磐余彦命が熊野で天から降ろされた剣を、「記」では「佐士布都神、甕布都神、布都御魂、この刀は石上神宮に坐（ま）す」とし、「紀」では「韴霊、赴屠能濔哆磨（ふつのみたま）」と称したことによる。先代旧事紀、天孫本紀では、宇摩志麻治命が長髄彦を殺して帰順したことで、磐余彦命が嘉してこの韴霊を授けたとし、物部氏に伝はる神剣とされた。「紀」の一書第二に、素戔嗚尊が蛇を斬った刀が「石上（いそかみのみや）に在り」、第三では、「吉備の神部の許に在り」とあり、備前国石上布都之魂神社とする説もある。 伝承が委曲されていることを憂ひ、「古語拾遺」を記した齋部広成が、磐筒女神の子とされる経津主神を、その当時に、下総国で祭祀されていた香取神としたことは、常陸国風土記の普都大神に正統性を与えるに寄与したことであらう。 大国主神の「国譲り」神話は、倭（やまと）政権側の古事記、出雲国造側の「出雲国神賀詞」により、公式なものとなり、出雲国風土記の編纂においては、この大枠に反するやうな神話は、削除されるか、改変が加へられたことであらう。「国譲り」は「神譲り」でもあったやうだ。風土記は基本的には、白村江での敗北以来、唐による侵略を想定し、国司に各国の地理、国情を報告させるものであるが、地名由来の伝承をも収録させた。それは、「記紀」に因むものが多く、国司の責任で編纂さるべきものであった。 しかし、出雲では、中央派遣の国司では把握し難い事情があり、「出雲国神賀詞」を奏上した国造の果安の子、広島が編纂の責任者となった。恐らくは、国司を通じて政権側との調整が爲されたことであらう。 常陸国風土記にあっては、編纂責任者の国司や編纂に係わった人物や献上年月日部分が削除されており、また、「以下略之」部分が多くみられ、初期の編纂に対する改変があったものと思はれる。残念なことに、何時再編が成り、何故削除や省略が爲されたかは記されていない。 縄文時代には、東国の人口が圧倒的に多く、独自の文化や神話があった。「記紀」では東夷、蝦夷と野蛮扱いをしており、土着の神々は切り捨てられ、また、天津甕星のごとき悪神にされ、政権に貢献した武神が経津主神、武甕槌神として物部氏、中臣氏に取り込まれたやうである。  以下年表により、それぞれの成立年代をみておきたい。 推古天皇28年（620年）皇太子（聖徳太子）、嶋大臣、共に議りて、天皇記及び國記、臣連伴造國造百八十部幷て公民等の本記を録す。 皇極4年（645年）蘇我臣蝦夷等、天皇記・国記を焼き、船史惠尺、焼かれる国記を取りて、中大兄に奉献る。 天武10年（681年）天皇は帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。 和銅4年（711年）太朝臣安万侶に対して、稗田阿礼の誦むところの天武天皇勅命の帝皇日継と先代旧辞を撰録せしむ。 和銅5年（712年）太朝臣安万侶、帝皇日継と先代旧辞とを統一併合して、上中下三巻の筆録を献上。古事記 和銅6年（713年）「風土記」撰進の官命。 霊亀2年（716年）出雲臣果安、はじめて「出雲国神賀詞」を元正天皇に奉る。 養老4年 (720年) 舎人親王、日本紀を修め奉勅す。是に至り功成り奏上す。紀三十卷系圖一卷 養老5年（721年）出雲臣広島、国造に就任す。 天平5年（733年）出雲国風土記献上。勘造、秋鹿郡人　神宅臣金太理、国造、出雲臣広島　 大同2年（807年）齋部広成が平城天皇の許可を得て、古語拾遺を編纂、撰上。 先代旧事紀は「令集解（859－876年間に編纂）」に引用がありそれ以前、古語拾遺（807年）を引用しておりそれ以降に編纂されたとされる。記紀や古語拾遺に記されない伝承には、記紀成立以前から存在していて不思議でないものがあると思はれるが、私撰であり、政権が公式に認めたものではない。三河国造家の後裔、物部大足の子、興原敏久(849年没)による編纂説があるが定まらない。 |   **荒梗**　荒涼として閉塞している所の自然神を想定している。編纂者が晋書や文選に通じていると、宣明は推測していやう。**川惠**　伊川乃（いつの）川惠（つゑ）。「つゑ」は和名抄では都惠と表記、「いつ」は神霊の力が激しく現れること。器仗とは武器の総称。器仗をこの地に置いて、天に還った。以下何を略したものか？物部氏としては、この神を經津主神とする必要があったことでしょう。ただ、普都大神は、天地開闢後の神代のことであり、自然の荒れる霊を平定したとのことであり、器仗は地に置かれたものの、その行方が記されておらず、「記紀」の天孫降臨以降のもの（韴霊）や「旧事紀」の饒速日命由来のものとは別となるでしょう。「ふつ」は名義抄に「永；つねに、ひたふる、ふつに、都；すべて、ふつに、みな、ことごとく、盡；つきす、ことごとく」とあり、東国固有の神であるなら、所謂「ひたかみ」と関連するものかもしれません。 |

風俗（くにぶり）の諺に曰く、葦原の鹿、其味（そのあぢはひ）爛（くされるが）若（ごとし）。喫（くら）ふに山の宍（しし）に異れり。常陸下緫二國の大獵（おほかり）、絶へ盡くす可きこと無きなり。其の里の西に、飯名社（いひなのやしろ）、此卽ち、筑波の岳に有（ます）所、飯名神の別属（わかれ）なり。

|  |
| --- |
| 狩野望之の云く、風俗の上（かみ）に恐るらくは、脱文有り。この一行不可解。甲本、丙本は、若字を茗字と作し、己本は苦字と作す。孰も是を知らず。今、乙本に據る。諸本に常陸下總の四字無し、今丙本に据り之を補ふ。按ずに、飯名社は夫れ在る所未詳。鹿島郡に、飯名村有り坂戸と當間と相接す（注）。 **爛**　熟して腐る手前、一番美味い義と、腐敗してただれている義、相反する義がある。常陸や下総には野鹿が多く、山の獣の肉より軟らかく美味い。猟をしても取り盡くすことがない。香島を鹿島とする所以であらうか。**飯名社**　筑波岳の主神は筑波神であった。飯名神、「いひな」と「いひ」は飯が充てられるごとく主食の穀物、「な」は菜、副食品の義であり、出雲の熊野大神が伊弉那枳（伊弉諾）の御食の神であり、内宮と外宮の関係からすれば、主神に食を供する神と推測することができやう。 |

榎浦（えのうら）の津便（すなはち）駅家（うまや）を置く。東海の大道（おほぢ）常陸路の頭（はじめ）。所以（ゆゑ）に、傳駅使等（はゆまつかひら）初めて将（まさ）に國に臨（のぞまむ）として先ず口手を洗ひ東面（ひむがしにむき）香島之大神を拝（おろがみ）て、然る後に入（いる）ことを得るなり。以下略之

|  |
| --- |
| （吉田）令世が云く、古本の將門記に曰く、常陸國信太郡𥯽前津に著く、蓋し、𥯽前津の古名は榎浦津、即ち、今の江戸崎是なり（注） **榎浦津**　信太郡の港であり、東国の起点、場所については巻末地図参照可。毛野川を遡れば、騰波ノ江に至る。又、利根川を遡る起点ともなる津。驛が置かれており、陸上交通の起点ともなる要地であり、物部氏が重視して取得に動いたといふことか。此の地に器杖を置いて天に帰った普都大神より、香島之大神を格上とするのであらうが、何が略されたものか？香島之大神につては、香島郡条でみる。 |

古老の曰く、倭武天皇、海邊（うみのほとりに）巡幸（めぐりいでまし）、乗濱（のりはまに）行至（いた）る。時に、濱浦の上（かみ）多く海苔（のりを）乾（ほせり）。俗に曰く、乃理（のり）。是に由（より）て、能理波麻村（のりはまのむらと）名（なつ）く。以下略之

乗濱の里の東に、浮島村（うきしまのむら）有（あり）。長さ二千歩、廣さ四百歩。四面（よも）絶海（うみなり）。山野交錯（ましはり）、戸（いへ）一十五烟（とあまりいつつ）。里七八町餘（あり）。居（を）る所の百姓、盬（しほ）を火（やき）て業（なりはひ）と爲（す）。而して九の社在（あり）。言行謹諱（こともわさもつつしめり）。以下略之

|  |
| --- |
| 和名鈔信太郡乗濱郷、其の在る所未詳。昌秀が云く、浮島村、今、信太の湖中に在り。人戸繁殖し、然して塩を火く者有ること無し。湖は淡水にして塩無し（注）。 **倭武天皇**　倭建命、日本武尊であるが、天皇とし、巡幸としている。**浮島村**　水草などの植物の遺骸が積み重なり泥炭化して、水面に浮いているものが浮島と云はれるやうである。一歩50cmとすれば1ｋｍｘ200ｍ、四面が海に面し、野までは分かるが、山のあるものが果たして浮くものか？烟は煙、竃の煙は調理用、戸数であらうが、ここでは塩を焼くものか。里とあるが諸本では田とするが水源は如何に？。先に、大足日子天皇（景行天皇）が浮島の帳宮に幸すも、良い飲み水がないとあった。海に浮いておれば、飲料水に事欠くは当然。また田があるとも想定しがたいが、湖が淡水と注されており、ならば可能であるが、理解に苦しむ。社が九あり、言動を慎むともしており、祭祀の場である。お供へ用の塩が焼かれていたのはもとより、業とあり、15戸の職業であったといふことか。 |

茨城郡　東は香島郡。南は佐禮流海（されのうみ）。西は筑波山。北は那珂郡。

古老（ふるおきな）の曰く、昔し國巣（くにす）在（あり）。俗語に曰く、都知久母（つちくも）又曰く夜都賀波岐（やつかはぎ）。山の佐伯（さへき）野の佐伯普（あまね）く堀土窟を置（おき）常に穴に居（をれり）。人有り來れば、則ち窟に入（いり）て之に竄（かくる）。其の人去れば、更（また）郊を出（いで）て以遊之（あそぶ）。狼性（おほかみのさが）梟情（ふくろふのこころ）、鼠窺（ひそかにうかがひ）掠盗（かすめとる）、無被招慰（をきなごまらるることなし）。彌（いよいよ）風俗を阻（へだつ）なり。

|  |
| --- |
| 古事記に曰く、天津日子根命は茨木國造の祖なり、と。國造本紀に曰く、輕島豐明朝の御世に、天津彦根命の孫、筑紫刀禰を茨城國造に定め賜ふ、と。按ずに、越後風土記に曰く、越後に人有り、八掬脛と名づく。其の脛の長さ八掬、多力にして太強云々、と。景行紀に載す所、七掬脛を膳夫と爲すと相似たり。甲本、乙本が也字を他字と作すは誤り。丙本に据る（注）。天津日子根命は天照大神の珠から須佐男之命が生んだ第三子。**國巣**　「くにす」とあるが、通例「くず」と訓じられる。「す（巣）」は集まる所、棲息する所の義であり、俗語で土蜘蛛・土雲、八掬脛と云ふとしており、家を持たず、穴の中で暮らす土着の民とする蔑視がある。**夜都賀波岐**　「釈紀十、以七掬脛爲膳夫（[HP](https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ri05/ri05_04819/ri05_04819_0003/ri05_04819_0003.pdf#page=25)）」に、「越後国風土記に曰く、美麻紀天皇の御世、越國に人有り。八掬脛と名づく。其の脛の長さ八掬ありて、多力、太だ強にして、是出雲の後なり。其の属類多し。兼方が之を案ずに、七掬脛は、其の脛の長さ七掬に仍りて名と爲すか」とある。通例、越後国風土記逸文においては、多力太強以下は省略されている。生駒で磐余彦命の軍を撃退した長髄彦をも想起せしめる。足が長く、脚力があり、弓射や投槍に秀でた狩猟民の血を継ぎ、戦闘力があったのかもしれない。 「記」に、倭建命に膳夫（かしはで）として平定に従ったのは、久米直の祖、七拳脛（ななつかはぎ）とあり、「新撰姓氏録」、383左京、神別、竹田連（[HP](http://kitagawa.la.coocan.jp/data/shoji02.html)）、「神魂命の十三世孫の八束脛命の後なり」とある。 久米直は、「新撰姓氏録」によれば、「高御魂命の八世孫、味耳命の後なり」と「神魂命の八世孫の味日命の後なり」の二伝となる。この高魂命と神魂命は先代旧事本紀、神代本紀、天祖天譲日天狭霧国禅月国狭霧尊の七代（[HP](http://www.asahi-net.or.jp/~xx8f-ishr/sendaikuji_1.htm)）の高皇産霊尊（高魂尊、高木命）、神皇産霊尊（神魂尊）に相当し、「たかみむすひ」「かみむすひ」と訓じられる。しかしこれは、「記」の天之御中主神と並ぶ高御産巣日神、神産巣日神とは異なる設定である。また、「紀」は本文においては、高皇産霊尊と神皇産霊尊の出自には触れておらず、先代旧事本紀の高皇産霊尊と神皇産霊尊の出自と合致するかは不明であり、注意を要する。高魂命と神魂命は、出雲国風土記からすれば、元来は出雲の神々の祖であり、八掬脛を出雲系としたのであらう。出雲の後ではなく土雲の後とするテキストもある。出雲では、国引きを爲した神が八束水臣津野（やつかみづおみづの）命であり、巨人を連想させる。 孝徳天皇紀、白雉四年（653年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki47.htm" \l "四年夏五月)）の、高田首根麻呂（たかたのおびとねまろ）の別名が八掬脛、遣唐使の又の大使で大山下の官職にあった。「やつかはぎ」とは、辺鄙な所に棲む土着の民とは限らない。**佐伯**　「さへき」は「さへきる」前進するものを止めること。景行天皇紀五十一年条（[書紀巻7](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki19.htm#五十一年春正月)）に、日本武尊尊が畿内に送った蝦夷等が最終的に、播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波の後国の佐伯部の祖となったとある。後に、宮の警備の任に就き、「さへきる」は邪霊や反乱者の攻撃を遮る義、佐伯氏は武人集団ともなった。**郊**　国を離れること百里を郊と云ふ。中国での都の城壁の外、ここでは邑の外、辺鄙な野や山。**招慰**　招き慰撫する（被で受け身形）。 |

此時、大臣（おほのおみ）の族（やから）黑坂命（くろさかのみこと）、出遊の時を伺候（うかがひ）、茨蕀（うばらを）以て穴の内に塞施（ふさぎいる）。卽ち騎兵（うまのりのつはもの）を縦（はなち）て、急令遂迫（にはかにおひせめしむ）。佐伯等（さへきども）、常の如く走（にげ）て土窟（いはやに）歸（きさむ）と欲（し）、盡（ことごとく）繋茨蕀（うばらにかかり）、衝害（つきそこなはえ）刺傷（きずつきて）終疾（つひにやみ）死散（しにあらけき）。故（かれ）取茨蕀著縣名（うばらをとりてくにのなにつけき）。所謂（いはゆる）茨城の郡、今、那珂郡の西に存。古（いにしへ）は、郡家（こほりのみやけ）置く所。卽ち茨城郡の内。風俗諺に曰ふ水泳茨城（みつよりうばらき）の國。

|  |
| --- |
| 乙本は族字を挨字と作し、丙本は候字に作す、今戊本に据る。丙本、庚本は出遊を幽遊と作す、甲本、乙本に据る。諸本に塞字無きも、丙本に据り之を補ふ。甲本、乙本は而を欠き、丁本は向字と作す。今、戊本に据る。（吉田）令世が云く、和名鈔茨城郡を按ずに、茨城郷有り、今府中の南半里ばかり婆良伎と號く地有り、疑ふらく茨城郷は是なり、と（注）。 **大臣**　「おほのおみ」の「おほ」は大、太、多、意富、飯富、於保などの字が充てられ、広大、多く、尊貴なことで生（お）ふからくるとされる。「おみ」は臣、意美、淤美、於瀰、飫瀰が充てられ、神（かみ）に仕える者が原義であり、君（きみ）に仕へる者となり、臣下の義、姓（かばね）としては皇族出自の家となる。神八井耳命を祖とする「記」の意富臣、「紀」の多臣となる。神八井耳命は、「記」によれば、道奥の岩城国造、常道の仲国造の祖ともあり、黒坂命をその系譜に位置づけている。 黒坂命については、削除された部分があり、仙覺萬葉集、註釈に引く逸文であり、巻末の補欠に収録されている。これによれば、黒坂命は陸奥の蝦夷を征討し、帰還時に病死し、日高見国に至り葬られたとある。その時に立てられた旗の垂れた様が信太の名の由来であるとし、信太の地を日高見の地としている。ただ、その注では、日高見国を、陸奥國桃生郡日髙見神社と関連づけており、日高見の地を陸奥としており、別途検討が必要になる。また、陸奥國にも信太郡があり、日高見との関連では留意しておく必要があらう（景雲年間、和銅6年「713年」以前に成立）。 この削除がなくば、陸奥の蝦夷は日本武尊以前に黒坂命により平定されていたことになる。名前に命（みこと）が付されており、黒坂命は中央の出自となる。それは、武内宿禰の東夷視察以前ともなる。つまり、神八井耳命の子孫を連想させ、さやうならば、「記」の中で、彼の陸奥平定が記されてしかるべきともならう。削除され、土地の佐伯の掃討の伝承に限定されたことで、「紀」との矛盾が解消されたことになる。「紀」を貫徹せしむ中央政府の意向によるものと推察するほかあるまい。 「陸奥国風土記」逸文（大善院旧記所引『都々古別神社別当、遺失』を伴信友が写したもの：巻末参照）によれば、国造の磐城彦が八所の石室に住む八土知朱（土蜘蛛）の爲に敗走し、以降百姓が虜掠されるに及び、景行天皇が日本武尊に征伐を命じ、八土知朱等が津輕の蝦夷の合力を得るも、日本武尊が槻の弓矢で射殺したとしている。日本武尊による平定の伝承であるが、既に国造が居たとなれば、一旦は平定されて国造が任命されていたことになる。都々古別神社によれば、この地では、元来大国主神の子、味耜高彦根命が祭祀されていたとあり、かなり早い段階から出雲系が入植していることになり、これも「紀」とはかなりかけ離れた認識となる。 「御祭神は味耜高彦根命で日本武尊が配祀されている。味耜高彦根命は御父君大国主命の功業を補翼し東土に下り曠野を拓き民に恩沢をたれ給うたので郷民其徳をしのび当地に奉祀されたと伝えられる。延喜式内神大社で延喜式神名帳に名神大社奥州一宮と称される。日本武尊強夷征伐の時千度戦って千度うち勝ってがいせんされた御神徳をたたえ、その御神威に感動した八幡太郎義家が奥州征伐の時千勝大明神と改められたのもまことに故あることである（都々古別神社要覧）」とある。 日髙見神社に関して、宮城県神社庁によれば、神武東征における伊勢の平定、天日別尊により伊勢津彦が東方に逃れた故事を引用し、天日別尊と日髙見宮に言及されており、日髙見宮を天日別尊の宮とみるやうで、これにも驚かされる。伊勢津彦の出自は定まらないが、出雲系とする説も有力であり、味耜高彦根命と通ずるものがある。 又、日本武尊と槻弓槻矢の伝承は、神亀五年（728年）に、陸奥國が白川軍団を新に設置し、又、丹取軍団を改め玉作軍団と為すを請ひ、並びに之を赦した（「続紀、神亀五年四月丁丑条）とする軍団形成、奥州での戦（いくさ）と関連づけられ、軍神として日本武尊が脚光を浴びたやうであるが、貞観の世では日髙見神社は北上川の水神を祀った社とされており、元来は農業神といふ認識であったやうで、都々古別神社の伝承に通じる。「ひたかみ」が「きたかみ」と訛ったとする説とも通用するようである。 「古来この地方に伊勢津彦尊が居住しており、高皇産霊神の子孫天日別尊に亡ぼされる。尊はそれを皇孫に奉ったとあり、神武天皇の御世に天日別尊を祀って日高見宮としたと伝えられる。景行天皇25年、勅を奉じて武内宿禰が北陸及び東国を巡察、同27年帰朝して奏言するに「東夷に日高見の国あり、人勇敢にして土地沃穣なり撃って取る可し」とあり、同40年、皇子日本武尊は上総から海路陸奥に入り竹水門（七ヶ浜塩釜港附近）から日高見の国に到り賊を平定したとされている。この時、尊は武運を祈願し、皇祖天照大神を祀って日高見神社が建立されたと伝えられる。続日本記には、宝亀11年（780）「百済王俊哲等が賊に囲まれ桃生白河等の郡神十一社に祈る」の項に日高見神社の社名がありそれが初見とされている。桓武天皇の延暦21年（802）正五位上勲五等に叙し、続いて三代実録の貞観元年（859）「陸奥国日高見水神に従四位下を授く」とあるので、往古は北上川の水神を祀った社とも言われている。第70代後冷泉天皇の康平暦年中（1058～1069）源義家が安倍貞任討伐（前9年の役）の折、神殿を造営して日本武尊、武内宿禰を併祀し、祭田を寄進したとされている。社殿左右に祀る日本武尊、武内宿禰尊の二神像は寛永年間に造られたものである。安永風土記には「往年社地の東南を穿ちて神鉾三支を得た」とあり、嘉永3年（1849）には匂玉三顆を発見している」とある。 |

或曰く、山の佐伯、野の佐伯、自ら賊の長と爲（なし）徒衆を引率（ひきゐ）て國中に横行、大いに劫殺爲（おどしころす）。時に、黑坂の命、此の賊を規滅（はかりほろほし）、茨（うはら）を以（もて）城（きを）造（つくりき）。所以（ゆゑに）地名（ところのなを）便（さらに）茨城（うばらきと）謂ふ。茨城の國造の初祖（はじめのおや）、天津多祁許呂命（あまつたけころのみこと）は、息長帯比賣天皇之朝（おきながたらしひめのすめらみかどのみかどに）仕へ、品太天皇（ほむたのすめらみかど）の誕時（あれますとき）至（いたる）に當（あたり）て、多祁許呂命、子八人有り、中の男は筑波使主（つくはのおみ）。茨城の郡湯坐連等（ゆゑのむらしとも）の初祖なり。

|  |
| --- |
| 按ずに、古事記に曰く、其の王、稻城を作りて以て戦を待つ云々。垂仁紀に曰く、稻を積みて城を作る。其れ堅くして破る可からず。此を稻城と謂ふ云々。旧事紀に曰く、茨城國造の祖建許呂命の兒意富鷲意禰を師長國造と爲し、大布日意禰命を須惠國造と爲し、深川意禰命を馬久田國造と爲し、屋主乃禰を菊多國造と爲し、宇佐比乃禰を岐閇國造と爲し、建禰依米命を石背國造と爲す云々。按ずに、今、筑波使主を加へて七人と爲し、その一人、考す所無く、并せて存り、以て博雅君子を俟つのみ（注）。 **劫殺**　脅して奪い取り殺すこと。**規滅**　設法消滅、正して滅ぼす。**徒**説文では「歩行なり」とあり車乗と対比される。黒坂命は騎兵を用ゐた。この記述では、佐伯は、徒衆を率い、国中を横行し掠奪をする賊の長としており、山野に穴居する夜盗とは考へづらい。黒坂命は茨を積んで柵を作り、掠奪行爲を正して、佐伯を退治したことにならう。**多祁許呂命**　ここでは息長帯比賣天皇（神功皇后）の時とするが、旧事紀では、建許呂命であり、成務朝の時に茨城國造、岩城國造としており、時代が合致しない。また、建許侶命の兒として、もう一人、周防国造の加米乃意美が記されている。その兒が周防にも展開しているとなれば、東国のみならず、西国にまで影響力を有していたことにならう。**湯坐**、貴人の新生児に産湯をつかわせた役目で養育係ともされる。筑波使主は旧事紀には記載がない。建許侶命の後に茨城國造を継いだとするのであらうが、茨城での初めての湯坐連とあるが、応神朝に茨城に皇室関係者の御子がおられたことになるが、どなたのことか？ |

郡より西南近く河閒に信筑（しづく）の川と謂ふ有（あり）。源（みなもと）筑波の山より出（いづ）。西より東に流る。郡中を經歴（へて）、髙濱（たかはま）の海（うみに）入る。以下略之

夫（それ）此の地は、芳菲嘉辰（はなのはる）、搖落凉候（もみぢのあき）、駕（のりもの）命（おほせ）て向ひ、舟に乗りて以游（あそぶ）。春は則ち浦の花千彩。秋は是岸葉百色。歌鴬を野の頭（ほとり）に聞く。舞鶴を渚（なぎさ）の干（ひがた）に覧る。

|  |
| --- |
| 甲本は渚干を渚才と作し、丙本は並びて同じ。乙本、丁本は渚戈と作す。諸本、共に讀む可らず。按ずに、詩の小雅に云ふ「秩秩たる斯干」。毛註に云ふ、干は澗（山間の流水）なり、又、水厓（水辺）なり云々。此に據りて今、之を補訂す（注）。渚干を渚の水辺、つまり干潟とならう。秩秩たる斯干は山間の源流が流れ流れて大河となるさま。 **芳菲**（ほうひ）　芳香的花草（花や草のかんばしい香り）。また、花草盛美（花がかぐわしく咲き、草が青々と茂ること）、春のこと。**嘉辰**（かしん）　良辰（めでたい日、よい日がら）。**搖落**（ようらく）　凋残（すっかり衰える義であるがここでは、紅葉して木の葉が揺れて落ちること）。**凉候**（りょうこう）　秋のこと。**駕**　馬に牽かせた車輪付きの乗り物。この時期に常陸の貴人に用ゐられていたものか疑問。**浦花千彩**　入江には花が咲き、さまざまに彩っている。**頭**　物体の頂端、方面、臨、接近の義。野に面して鶯（うぐひす）のさえずりを聞き、干潟に鶴の羽ばたきを見るのであらう。内陸の奈良盆地では味はひ難き常陸の春秋の風情、を記さむとした。 |

社□漁孃（あまをとめ）、濱洲を遂（おひ）て以て輻湊（あつまり）、商豎農夫、䑧艖に棹（さをさし）て、往来（ゆききす）。况や三夏の熱朝、九陽の蒸夕、友を嘯（よ）ひ僕を率（ゐ）て、濱曲（はまひに）並び坐（すわり）て、望を海中に騁（はす）。

|  |
| --- |
| 甲本は朝字を潮に作る。乙本、己本は並びて同じ。今、戊本に據る。甲本、乙本は蒸字を並と作す。丁本は至と作す。共に誤れり。己本は或は欠く。丙本に據り之を訂す（注）。 **社□**　秋本版では社郎（むらをとこ）とある。**濱洲**　洲は水中の陸地や大陸のことであるが、ここでは砂浜であらうか。**輻湊**（ふくそう）　集中、聚集、一所に集まること。**商豎**（しょうがい）　商は賈（坐商）に対する行商。豎は左右の小吏、未成年の童僕、ここでは農夫に対するもので出歩いて物売りをしてる者とならうか。**䑧艖**（ふさ）　䑧は舟と付であるが、䒀と同じ。小舟とされるが、丸太や竹を組んで括り付けた筏状のものに乗り、棹で動かしているのであらう。艖も小舟、漁舟でもある。往来にも利用する。**三夏**　孟夏（初夏）、仲夏（中夏）、季夏（晩夏）　**九陽**　天地の果て、日の出る処であるが、ここでは太陽のこと。堯の時、十の太陽が現れ灼熱となり、九陽を弓で射落としたとする故事があり、九陽はカンカン照りでもある。**嘯**　口をすぼめて噴き出す音声で、高い長くものとなる、大声で呼び集めることでもある。**濱曲**　曲は湾曲している処、辺鄙な処でもある。浜のはずれ、曲がり、人気の無い処。**騁**　馬を走らせることで、そのように思いを巡らせることでもある。望は、大きく目を見開いて遠くの様子を伺うことが原義であり、海の遠くを眺めて思いを巡らせているのであらう。 |

濤氣稍扇（なみいたりややおこり）て、暑を避（さけ）ば、鬱陶（うれひ）の煩（わづらひ）を袪（はらひ）、岡陰徐（おもむろに）傾（かたぶけ）は、凉を追（おふ）者は、歡然（よろこび）の意を軫（うごかす）。詠歌（うたふうた）曰く　多賀波麻爾（たかはまに）　支与須留奈彌乃（きよするなみの）　意支都奈彌（おきつなみ）　与須止毛与良志（よすともよらし）　古良爾志与良波（こらにしよらは）　又曰く　多賀波麻乃（たかはまの）　志多賀是佐夜久（したかせさやく）　伊毛乎古比（いもをこひ）　門麻止伊波波夜（つまといははや）　志古止賣志都毛（しことめしつも）

|  |
| --- |
| 令世が云く、諸本は袪を社、或は杜に作る、蓋し、袪を誤れり、今、之を訂す。甲本、乙本は共に古字無し、今丁本、己本に据りて之を補ふ。諸本に毛字無し、戊本に据りて之を補ふ「注」。 **濤**（なみ）　大きくうねる波。**氣**　『春秋傳』に、曰く、「“齊人來りて諸矦に氣（おく）る”」と。气には“嘉命を气（もと）む”、又、迄（いた）るとする用法がある。**扇**　起こる、吹く義がある。また、我が国では、神を招く行爲ともされる。大きな波が至りやや風が吹く情景、風の神を招いた感があらうか。**鬱陶**（うっとう）　心がふさいで晴れないこと。**袪**　取り除くこと。**岡陰**　陰岡は山岡の北側のこと、ここでは陽が沈むにつれて、岡の日陰部分が徐々に広がって行く様であらう。**歡然**（かんぜん）　喜悦するさま。**軫**　車輪を繋ぐ横木、転、動の義ともなる。**詠歌**　詩歌を作ること、吟詠歌唱（詩歌に節をつけ、調を付し、高低、リズム、持続音を用いてうたう）。 高浜に　来寄する波の　沖つ波　寄すとも寄らじ　子らにし寄らば 高浜の　下風騒ぐ　妹を恋ひ　妻と云はばや　しことめしつも　（秋本版） 高浜に集まった物売りや農夫など童僕と海女乙女の歌垣。沖つ波は遠くからやって来る若者達でもあらう。「こら」は古くは人を親しんで呼ぶ称で、多くは女性に対して用いる。「にし」は「ぬし」に東国方言で「おまえ」（古語辞典）とある。俗にいえば、あまた居れど「お前だけ」と言い寄る常套文句のはやり歌のごとき。「ばや」は～したいものだ。「しことめしつも」は、「醜（しこ）と召しつも」、「醜乙女（しことめ）賤（しづ）も」の二説があり秋本氏は後者を採るとのこと。歌垣はご無礼講、下風吹けば寒い、妻にしたいと抱き合うがよい。美醜は二の次。 |

郡の東十里、桑原岳（くわばらのをか）。昔、倭武天皇、岳の上に停留（ととまりたまひて）、御膳（みつけものを）進奉（たてまつる）時に、水部（もひとりべを）令（して）新（あらたに）淸井（ゐを）堀（ほらしめしかば）、出泉浄香（いつるみづきよくて）、飮喫（のみくらふに）尤好（いとよし）。勅に曰く、能渟水哉（よくたまれるみづかな）俗に曰く、与久多麻礼流彌津可奈（よくたまれるみつかな）是に由（より）て、里の名を田餘（たまりと）謂ふ。以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、桑原岳、其の在る所は未詳。玉里村は今、新治郡に隷す。髙濱玉里皆て信太流海に臨み、而して行方郡と界を接すなり「注」。 **水部**　「もひ」は水を盛る器。「もひとりのつかさ」は律令制の「主水の司」、飲料水、粥（かゆ）、氷室（ひむろ）を管理する役職。「記紀」では日本武尊の膳夫（かしはで）として七拳脛（七掬脛）が常に同行したとする。水部を同行させ、井戸を掘らせたとは想定し難ひ。海岸線が後退して平地となった所の井戸では、飲料水に適するものを得ることが難しかったのであらう。また、「記」は倭建命に御鉏友耳建日子（みすきともみみたけひこ）を同行させた、「紀」では吉備武彦（きびたけひこ）と大伴武日連を同行させたとあり、武者を同行させた印象が強いが、「記」ではいささか異なる。鉏は農具とされるが、土木工事にも欠かせぬものであり、彼なら井戸が掘れやう。出雲、安芸を経由し吉備に伝はった湿地を排水する土木技術であらう、それを伝播する意図があったのかもしれない。 |

行方郡（なめかたのこほり）　東南は並に流海□□□□□北は茨城郡

古老の曰く、難波長柄豐前（なにはのながらのとよさき）の大宮に馭宇天皇（あめのしたしろしめししすめらみかど）の世、癸丑（みずのとのうし）の年、茨城國造（いばらきのくにのみやつこ）小乙下（せういつげ）壬生連麿（みぶのむらしまろ）、那珂國造大建（だいけん）壬生直夫子等（みぶのあたひをのこども）、揔領高向（そうりやうたかむく）の大夫（まへつきみ）中臣幡織田（なかとみのはたおりた）大夫等に請（こひ）て、茨城の地（くに）八里、那珂の地七里を割（さき）て、七百餘戸を合（あはせ）て、別に郡家（ぐうけを）置く。所以（ゆゑに）行方の郡と偁ふは、倭武天皇、天下（あめのした）を巡狩（めぐり）、海北を征平（ことむけ）、是に當り、此國を經過（すぎ）、卽ち槻野（つきぬ）の淸泉（しみづに）頓幸（いでます）。水に臨て手を洗ひ、玉を以て井に落（おとしたまふ）。今、行方の里の中に存（あり）、玉淸井（たまきよのゐ）と謂ふ。

|  |
| --- |
| 按ずに、行方郡の西は茨城郡の南なり。茨城郡を下がるを南佐禮流海と云ふ。則ち此の條、蓋し、西佐禮流海の五字を脱すなり。大建を按ずに、幸徳紀三年に、七色十三階の冠七を制す。建武に曰く、天智紀三年に、冠を増換し、階名を倍し、其の冠に二十六階有り。大織より大建小建に至る。是二十六階と爲す。當時、建武を分けて大小建と爲す。令世が云く、原本の茨城の下、那珂之の三字脱し、下文に合七百餘戸と曰く。則ち其れ茨城、那珂の地、合はせて七百餘戸なり、知る可し。槻野玉清井は、其の在る所未詳。頓幸を諸本は頓萃に作り、已本は頓花に作る。今、戊本に据り之を訂正す（注）。 **癸丑年**　幸徳天皇、白雉四年（653年）　**壬生氏**　古代東国の交通網（-大和王権の道　-　雨宮龍太郎　[HP](http://www.echiba.org/pdf/kenrenshi/kenrenshi_071_2.pdf)）によれば、壬生部は、推古15年(606年)に新設され、大王や王子の各人的な資養機関として設定されていた名代や子代を精算して、上宮王家（厩戸皇子）に付属せしめた制度といふ。つまり、私民化していた中央伴造氏族の縁を断ち切り、上宮王家の経済基盤となったもので、東国、とりわけ令制東海道に偏在し、在地における伴造には国造が指定され、多くは壬生直を姓とした、とある。常陸国では、茨城郡の壬生連麿、那珂郡に壬生夫子、他に、行方郡に壬生主足人が居た。 欽明朝から推古朝にかけて、政権は舎人（とねり）部（近侍の雑役・警衛）、壬生部、丈（はせつか）部（馳使、雑役・警備）を設け、屯倉を設置して東国に進出してゆく。東国の豪族を国造とし、屯倉の管理により、人口と穀量を明らかにし、子弟を中央に出仕させ、中央のシステムに慣し、有能者を取り込み、また、地方に戻し、そのシステムを導入せしめることとなった。 大化の改新においては、蘇我氏と関係を結んでいた豪族は、政権交代に直面し、難しい選択を迫られたであらう。豪族内での分裂や、新たな勢力が新政権と結んで、旧豪族に取って代わるチャンスともなった。ここでは、壬生氏が結束して茨城方面の一部と那珂方面の一部を分割させて、行方郡を造ったことになる。 **玉淸井**　玉を井戸に落として清められた井戸とされる。そのため、落を滎（さきはえ）と置き換えるテキストもある。玉清井とされる地は当時でいえば、流海の岸に位置しており、良質の水の井戸であったとは思へない。それで玉で清められたのであらうか。「つきぬ」は槻の字が充てられたが杯（つき）、酒杯のように少し凹んだ野であったのではないか。しかし、これらは行方（なめかた）の名の由来とは関係あるまい。「なめかた」の由来は以下に示される。 |

更に車駕を廻（めぐらせ）て、現原（あらはら）の丘（をかに）幸（いでま）す。御膳を供奉（くぶ）、時に、天皇四望（よもにほぜり）、侍従（をもとびとを）顧（かへりみ）て曰（のたまはく）、輿を停（とどめ）て徘徊（もとほり）目を挙（あげ）て望を騁す。山阿（やまのくま）海曲（うらのわ）、参差委蛇（しんしいだ）、峯の頭に雲を浮へ、谿の腹に霧を擁す。物色可怜（もののいろおもしろく）、郷軆甚愛（くにがたいとめづらし）、宜（よろし）く此の地の名を、行細國（なめがたのくに）と偁ふ可しもの。後の世、跡を追（おひ）て猶（なほ）行方（なめがたと）號ふ。風俗に曰く。立雨零行方之國（たつさめふるなめがたのくに）。其岡高敞（そのをかたかし）。之を現原（あらはらと）名（なつ）く。倭武の命、此の岡より降（くだり）て、大益河（おほやがはに）至る。艤舟（よそひぶねに）乗（のり）て上（のぼりたまふ）時に、棹梶（さをかぢ）折（をれぬ）。因（より）て其河を名（なつけ）て、無梶河（かちなしがはと）偁ふ。此れ則ち茨城行方二郡の堺の河なり、鯉鮒之類（ふなこひのたぐひ）、悉く記す可からず。

|  |
| --- |
| 和名鈔行方郡荒原郷、按ずるに今の玉造村、芹澤等の地、荒原郷なり。甲本、乙本は、可怜を可於と作す。丙本は可𨔆に作る。諸本並びて非なり。嵩仁紀の是を曰く、神風伊勢國、則ち常世之波重波歸國なり。傍國を怜國とす可し。是の國に居ら欲（む）とす云々。又萬葉集舒明天皇御製𪫧怜國曽（うましくにぞ）蜻島（あきずしま）八間跡能國者（やまとのくには）云々。此に據りて今、之を改む（注）。 **現原**　和名抄では荒原。「あら」は現では、隠れているものが現れることだが、原となって現れるでは、意味が不明、荒では荒れていることだが、ここでは、人気（ひとけ）が遠い、人里離れた義であらう。高敞は、高いこと、広々としていることだが、敞には顕露の義があり岡が高く露出しているので、現を充てたとするのであらう。山並みといふより高い岡並とするのか。**騁望**　「ていぼう」、思う存分に眺める。**山阿**　山々が折り重なっていること　**參差**　乱雑で不揃い、高かったり低かったりしている。**海曲**　海辺の辺鄙なところ。湾の入組んだところ。委蛇　くねくねとしていること。従容と従うことでもある。**行細**　行は十字路の形╬が原義、行列、行並、歩行の隊列であり、ここでは山々の並び、入江の並びのことか。細はが原字で糸の織目がこまかいことが原義。「なめ」はなめらかなこと。「かた」は彼方（かなた）、遠くをさす「か」と其方（そなた）、方向、ある場所をさす「た」からなり、山々や入江が遠くなめらかに並んでいることであらう。**猶**　依然として。相変わらず。**鯉鮒之類**　河鮒之類とするテキストもある。魚貝類の名を記すことができないほど多いとされる。 |

無梶河より部陲（くにのはて）に達（いたり）て、有鴨飛度（かものとびわたるあり）、天皇躬射（みづからいたまふ）。鴨（かも）迅（とく）弦（つるに）應（あたりて）墮（おつ）。仍（より）て其の地を名（なつけ）て、之を鴨野（かもぬと）謂ふ。土壊（つち）塉埆（やせて）、草木生（はえ）ず、野の北、櫟（いちひ）柴（しば）鶏頭樹（かへるで）斗之（との）木、往往森森（おうおうしんしん）。自ら山林を成（なす）。卽ち枡池有（あり）。此（これ）高向大夫の時、築く所の池なり。北に香取神子（かどりのみこ）の社（やしろ）有。社側に山野。土壊（つち）腴衍（こえ）草木（くさき）密生（しげれり）。

|  |
| --- |
| 按ずに、和名抄鹿島郡大屋郷、今、鹿島・茨城二郡の堺の川、大矢川と謂ふは、蓋し是なり。無梶河、其の在る所未詳。藤田一正、部陲は恐るらく部垂の誤りと云ふ。那珂郡に今有る部垂村、蓋し是なり。按ずに、玉造村に加茂地有り、又、小山有り。土俗に鴨宮と偁す。蓋し上古神社所在の地、而して今廢址と爲り、故に云ふ爾。按ずに。枡池、其の在る所未だ考さざる。香取神子の社、其の在る所未詳。按ずに、下文重複郡中、蓋し二社有り、故に、再び之を載すなり(注)。 **部陲**　秋本注では、部は国、陲は辺境の地、当郡の郡境、行方郡玉造村加茂を鴨野の遺称地、としている。**塉确**　土地が痩せていて多石なこと。**櫟**くぬぎ、「いちひ」ならば、いちひ柏、**柴**は小さな雑木、**鶏頭樹**（かへるで）は楓（かえで）、斗之木は等の木。**往往森森**　いつも、常によく茂っていること。**枡池**　倭武天皇時代は遠い昔、高向大夫の時代とあり、近い昔、荒れ地に水を通したのであらうか。 |

郡の西、津濟（わたりは）、所謂（いはゆる）行方（なめがた）の海なり。海松（みる）及盬を焼く藻（もを）生す。凡そ海に在（ある）雑魚、不可勝載（あげてさいすべからず）。但に鯨鯢（くぢら）の如（ごとき）は、未だ曽（かつ）て見聞せず。  
郡の東の國社（くにつやしろ）、此號縣祇（これをあがたのかみといふ）。社の中に寒泉（しみづあり）。之を大井（おほゐと）謂（い）ふ。郡に縁（そへる）男女會集汲飮（つどひのめり）。

|  |
| --- |
| 行方の津濟は所謂佐禮流海、今の霞浦、是なり。按ずに、日本武尊の東征なるは、蓋し此の地を經る。當時、橘媛命、相模國を經て、郡中相加村に至り、船楫の航す所。蓋し復（また）此の津に針路を取る。類聚國史に曰く、貞觀八年五月十一日に常陸國國都神（くにつかみ）に從五位下を授く。按ずに、今行方村に有る國神明神社、蓋し是なり。大井、其の在る所未だ考さず（注）。 **海松**　海藻、食用とされ、新嘗祭にも奉納される。「みる」を「会う」として恋の歌に用ゐられた（万葉のいきものたち；[HP](https://www.bioweather.net/column/ikimono/manyo/m0607_1.htm)）。**盬**　藻塩焼きのこと。焼いた海藻の灰（灰塩）そのもの、灰塩（はいじお）に海水をまぜて濃い塩水（かん水）を採り、これを煮つめる、さらに、干した海藻に付着した塩分を海水で洗い出してかん水を採り、これを土器で煮つめる製塩法（藻塩焼き「古代」；[HP](https://www.jti.co.jp/Culture/museum/collection/salt/s9/index.html)）。**勝載**　勝（あ）げて（すべてを）載す。**鯨鯢**　鯨は雄、鯢は雌。南房総の8000年前の縄文時代の稻原遺跡から、黒曜石がささったままのイルカの骨が出土しており、鯨肉が食されていたとみられている。同志社大学の森浩一名誉教授の「鯨と日本人・日本文化（[HP](https://www.icrwhale.org/pdf/geiken440.pdf)）」によれば、縄文時代において、「数艘の舟が囲んで、時間をかけて弱らせてから獲ることで、そのためにも一人の指揮者の命令のもとに団結して行動していた」と推測できるとしておられ、万葉の世界ではイサナと称され、ナは魚のことで、肉というより巨大魚の身とみなされ、山間部でも食された形跡がみられ、珍しい御馳走の魚であったともみておられる。鯨は魚と京からなり、京は大の義、鯢に兒が付されるのは、胎生、授乳によるもので、鯨の生態を知って作られた文字ともいふ。ただ、異物志「3世紀呉の朱応の著作」では、「大いなるものは長さ千里、小なるものも数十丈」とあり誇大にすぎ、中原では實際見ることがなく、想像上の魚にとどまり、不義なる大悪党を形容する言葉でもあった。漁民以外には實態は分からず、知識人の認識もかやうな書物によるもので、怪しいものがあったらう。**國社**　天社（あまつやしろ）に対するもの、神（あまつかみ）祇（くにつかみ）の別に同じ。国社で県祇とあり、住民に馴染みの、この土地の神とならう。周辺の男女が集り、歌垣でもなし、渇いた喉を潤すに、冷たく余程うまい水だったのだらう。 |

郡家（ぐうけ）の南の門に、一（ひとつ）の大槻（つき）有、其の北の枝、自ら垂（たれ）て地に觸（ふれ）て、還（かへり）て空中に聳（そびゆ）。其の地、昔（むかし）水の澤有り、今遇霖雨（ながあめにあへば）廳庭（まどころのには）湿潦（みづたまれり）。郡の側の居邑（むら）橘樹生之（たちばななれり）。  
郡より西北、提賀（てが）の里。古（いにしへ）佐伯（さへき）有。手鹿（てがと）名（なつ）く。其の人の居爲（な）れは、追（おひ）て里に著（つ）く。其の里の北に、香島神子（かしまのみこ）の社（やしろ）在（あり）。社の周（めぐりの）山野地（やまぬつち）沃（こえ）、草木椎栗竹茅（くさきしひくりたけちの）類（たぐひ）多（さはに）生（おふ）。此より以北（きた）曾尼（そね）の村。古（いにしへ）佐伯有。名を疏禰毘古（そねびこと）曰ふ。名を取（とり）て村に著く。今駅家（うまやを）置く、此を曾尼之駅（そねのうまやと）謂ふ。

|  |
| --- |
| 倭名鈔行方郡提賀郷、按ずに、今玉造村南に有る手賀村、郷名は今廢（すた）る。按ずに、香島神子の社は今鹿島神宮の中に在り、詳しく鹿島志に見える、故に、之を略す。倭名鈔行方郡曽禰郷兵部式驛馬曽尼五疋、其の所在未詳。乙本に「之驛」の二字無く、丙本、丁本、及び已本に据りて之を補ふ（注）。 **槻**　けやきの木、斎槻（ゆづき）とされるのは神の宿る木の義、また、堅木であり、弓の材に用ゐられた。**廳**　事を聴き、訟を察するところ、政務をとるところ、政所（まどころ）。**居邑**　人が集って居る地、集落のこと。**橘**　記紀では非時香果（ときじくのかくのみ）とされ、「ときじく」は季節を問わずの義、「かくのみ」は香りのよい實（果物）のこと。日本書紀垂仁天皇九十年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm" \l "%E4%B9%9D%E5%8D%81%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）。ここが特別の地とするイメージがあらう。**椎栗竹茅**　椎と栗とは保存用の實、竹は家材及び食用筍、茅は家材及び食用茎と薬用地下茎、しかし、知識人には茎には格別の意味があった。周礼、甸師（でんし）は祭祀の際に茅を酒にひたし議場を清め、その蕭茅（しょうぼう）を供す職とされた。犠牲を供薦する敷物ともされ、潔める効用があるとされた。詩、周南、「野有死麕」では死んだ鹿の肉を白茅で包み浄（きよ）めている。また、「豳風七月」では、昼には茅を刈れとあり、屋根を葺くに用ゐられ、神殿の古式とされた。易の「大過」の初六に、「藉（し）くに白茅を用ふは咎无（な）し」とあり、柔順の徳を守り下位に居ることとする。「泰」の初九に、「茅を抜くに茹たり。その彙（たぐい）と以（とも）にす。征（ゆ）くに吉なり」とあり、茅の地下茎を抜けば連結する茎が一斉に抜け、上下心を一にする象徴とみなされた。備後国風土記逸文（[HP](http://www.eonet.ne.jp/~temb/9/SominShorai/Somin.htm)）には、茅の輪を以って腰に付けると疫病を逃れるといふ話しが記載されている。魔除けとみなされた。茅の輪をくぐる神事として継承されている。**佐伯**　ここの佐伯は土蜘蛛扱いしてきた佐伯とは異なるやうだ。手鹿といふが、爲其人居追著里の意味が分からない、その人が鹿を逐って捕らへたことから「て」取る、「しか」鹿、「てしか：手鹿」が「てが」の里となったといふことか？香島は後に鹿島とされており、鹿は神の使ひともされ、何か由緒のある伝承があったのかもしれない。疏禰毘古の「そね」は地名に残り、山の背とか石の多い瘠せた地の義がある。毘古は日子、比古（彦）より一段身分の高いことを表はすやうで、その地を代表する男であったのかもしれない。巻末の地図では、曽尼の駅は無梶河の河口に位置しており、倭武天皇の遡上河口であり、要路であった。 |

古老の曰く、石村（いはれの）玉穂宮（たまほのみやに）大八洲所馭天皇（おほやしましらしめししすめらみかど）の世、人有（あり）、箭括氏麻多智（やはずうしまたち）、郡より西谷の葦原（あしはらを）點（みて）、墾闢（ひらき）新に田を治（は）る。此の時、夜刀神（やどのかみ）、相群引率（むらがりひきゐ）、悉盡（ことごとく）到來、左右（とにかくに）防障（ふせぎて）、勿令耕佃（たつくることなからしむ）。俗に曰く、蛇を謂（いひ）て夜刀神（やとのかみ）とす。其の形、蛇身（へびのみ）頭角（あたまにつぬあり）。率（おほむね）免（まぬがれる）に紀（おは）る。難時（たまたま）、見る人有れば、家門（いへかど）を破滅（ほろぼ）し、子孫継がず。凡そ此の郡の側、郊原（ぬはら）、甚多（いとさはなれば）所住之（すめり）。　

|  |
| --- |
| 石村は即ち磐余繼體天皇の都とする所なり。甲本、乙本は括字を枯字に作る。已本に据りて、乙本、丙本は、點字を獻字に作る。戉字及び已本に据り之を訂す。按ずに、分註の難字を丁本は字に作るは非なり。率紀の二字は未詳。信友云うに、率紀免難の四字は恐るらくは、誤寫。率**槩**の誤り、當に於保牟禰（おほむね）と訓ずべし。紀は似の誤り、當に**槩して**免るに似るに作るべし（注）。 **箭括**　箭の末端のことであるが、やはず（矢筈）、矢の弦にかける部分のことであり、矢を製作する氏であったやうだ。「またち」は麻多智と飛鳥風の命名であるが、「真太刀」とも表記が可能であり、鍛冶も行っていたともとれる。その氏からでた豪傑の風がある。**點**　一つ一つ調べる、点検の義がある。墾闢　地を耕し拓くこと。開墾して作った田が佃。**夜刀**　「やど」は宿る、家取るのニ義がある、その地に宿る神であり、それを犯すものの家取る神と恐れる神であり、西の谷の葦原に宿る神であったのだらう。頭に角のある蛇の形となれば龍神とならうか。その姿を見ると、家も子孫も滅ぶと恐れられていた。多数が棲息するとあり、蛇の巣窟のごとし。 |

是に麻多智、大（おほい）に怒情を起（おこし）、之に甲鎧（よろひ）を著被（つけ）、自身（みづから）仗を執（とり）て、打殺し駈せ逐ふ。乃ち山口に至（いたり）て、杭（くひを）標（たてて）堺の堀を置く。夜刀神（やどのかみに）告（つげ）て曰く、此より以上（かみ）、神の地と爲（なす）ことを聴（ゆるす）。此より以下（しも）、人田と須作（なす）べし。今より以後、吾、神祝（かみのはふり）と爲（なり）て、永代敬祭（とこしへゐやまひまつらむ）。冀（ねがはくば）、崇（たたる）こと勿（なかれ）恨（うらむ）こと勿（なかれ）。社を設（まう）け、初（はじめ）て祭者（まつれり）。卽ち還（また）、耕田（つくりた）一十町餘（あまり）を發（おこし）て、麻多智の子孫、相承（あひうけ）て祭を致し、今に至（いたり）て絶へず。其の後、難波長柄豐前（なにはのながらとよさきの）大宮（おほみやに）臨軒天皇（あめのしたしらししすめらみかど）の世に至て、壬生連麻呂（みぶのむらしまろ）、初て其の谷を占（しめ）て、池の堤を築（きづく）時に､夜刀神（やどのかみ）池邊（いけのほとり）の椎株（しひのき）に昇集（のほりつど）ひ、時を經（へ）て去らず。是に、麻呂、聲を挙（あげ）て大言（たけぶ）。此の池を修めしむは、要（かならず）民を活（いかす）に在（あり）。何（いづれ）の神（あまつかみか）誰祇（たがくにつかみか）、風化（おもむけ）に従はざる。卽ち役民（えだちのたみ）に令（のり）て曰く、目に雜物（くさぐさ）魚虫の類を見る、憚懼（はばかりおそれる）所無（なし）。隨盡（ことごとく）打殺（うちころせと）言了（いひおはる）應時（そのとき）、神蛇避隠（さけかくる）。所謂（いはゆる）其の池は、今、椎井（しひのゐと）號（なつ）く。池面（いけも）に椎株（しひのきあり）。淸泉（しみづ）の出る所は、井を取（とり）て池に名く。卽ち、香島に向ふ陸（みちの）駅道（うまやど）なり。

|  |
| --- |
| 甲本・乙本は大言を大宮と作し、丙本或は天皇と作すは共に非なり。已本・甲本・丙本に据り、在字を爲字と作す。乙本が孟字と作すは共に非なり。戊本・乙本は民字を氏字と作すは非なり。椎井、其の在る所未詳。甲本は池面を池西と作す。乙本は、或は、他西と作すは非なり。丙本及び已本に据る（注）。 **仗**　弓、矛、剑、戟等兵器の総称、動詞では兵器を持つこと。谷から山の麓に追ひ払ひ、標識を立て、掘を作り境界とした。祟ること、恨むことなきやうにと、自らは祝（はふり；神官）となり、社を設け、この神を敬ひ祭祀した。自らの田とあり、民のものとは別に、この神を祭祀する神田、社家の田として、子孫のためにも田を開墾した。旧来の土着の信仰を打破した勇者として評判となった麻多智であるが、真太刀ともされ、武人あるいは鍛冶職に属していた人かもしれないが、神官となった。これは継体天皇の世（507-531年）のこと。**杭**　「くひ」とあり、杙（先を斜めに切った杭）、斎杙、真杙として神聖の標示に用ゐる。秋本版では呪力・神性を有する梲（大きい杖）としておられる。次は孝徳天皇の世（645-654年）のこと。壬生連麻呂先にみた新興で行方郡を分立した壬生部の出身者であり、夜刀神を谷より退散させ、池を造り排水工事を行ひ、衛生環境を確保した「まろ（男子の下につく名；清麻呂、人麻呂）」で連（むらじ）の姓を賜ったのであらうが、壬生連麻呂では個人を識別する名の無い麻呂、と妙な命名ではある。民を活かす池造りを邪魔する神は、大化改新の風化に従はない神祇であり、打ち殺せ、と賦課で動員された農民に令しており、中央政府の意向を呈してのこと。さやうな号令を発することのできる立場にあった人物である。この谷は陸路で香島に向かう要路でもあったやうで、道路の整備も兼ねていた。 |

郡の南七里、男高里（をたかのさとあり）。古（いにしへ）佐伯小高（さへきをたかといふ）有（あり）、其の居處（すめるところ）爲（なれは）、因（より）て名（なつ）く。國宰（くにのみこともち）當麻大夫（たきまのかみの）時、築く所の池、今路東に存（あり）。池より西の山、猪（しし）猿（さる）大住（さはにすめり）。艸木（くさき）多密（しげれり）。南に鯨岡（くぢらのをか）有。上古の時、海鯨匍匐（くぢらはらはひて）、而来所臥（きたりふすところなり）。卽ち、栗家池（くりやのいけ）有、其の栗大爲れは、以て池名に爲す。北に香取の神子（みこ）の社有。

|  |
| --- |
| 和名鈔行方郡小高郷、今郡中に小髙村有り、郷名廃れて村名と爲す。昌秀云く、鯨岡は畑木の祖髙尾左中の故、居りて小髙村に在り。又、城址有り。其れ今宮明神社有る所、毎年九月九日祭を致す。栗家池は其の在る所未詳。按ずに、香取神子社、今、四鹿村に香取社有り。里俗相傳に、鯨岡を距てて、二十四町ばかり、因りて名づけて四鹿村と曰ふ（注）。 **佐伯小高**　「を」には男、峰、岡、尾、麻、小の義があるが「たか」と続いており、昔し、高い岡で通行を遮る族がこの里を牛耳っていたのであらう。**國宰**　国造 ⇒ 国宰 ⇒ 国司　大宝律令（大宝元年は701年）以前には、国司ではなく、国宰と称されることがあったやうだ。**當麻大夫**　その始めを「記」によれば橘豊日命（用明天皇）當麻倉首比呂（たぎまのくらのおびとひろ）の女（むすめ）飯女（いひめ）の子を娶して生む子を當麻王とし、「紀」によれば、橘豊日皇子と葛城直磐村女（かづらきのあたひいはむらのむすめ）広子（ひろこ）との間の子、麻呂子皇子（まろこのみこ）此れ當麻公（たぎまのきみ）の先（おや）としている。この皇子は、推古天皇11年（603年）に、前年亡くなった異母弟の来目皇子に代はり、征新羅将軍に任命されていた。また、當麻公達は「壬申の乱」においては大海皇子（天武天皇）に加はり功があり、天武天皇13年（684年）に「當麻公」に替り、「當麻真人」の姓を賜り、當麻真人国見は同15年の天武天皇の殯宮にて、左右兵衛の事を誄（しのびごと）しており、軍事に秀でていた氏族であったらう。真人国見、真人桜井、真人智徳等が持統天皇の世（690-697年）に、大夫に当る要職にあったが、国宰として常陸に派遣された者は特定されていない。 |

麻生里（あさふのさと）、古昔（むかし）潴水之涯（なぎさのそこひに）麻（あさ）生（お）ふ。圍（かこみ）大竹の如し、長さ一丈（ひとつゑに）餘（あまれり）。周里（めぐりのさとに）、山有（あり）。椎（しひ）栗（くり）槻（つき）櫟（いちひ）生（おひ）、猪（し）猴（さる）栖住（すめり）。其の野より馬(すぢうま)を出す。□飛鳥浄御原大宮（あすかきよみばらのおほみや）に臨軒天皇（あめのしたしらししすめらみかど）の世、同郡（おなじこほり）大生里（おほふのさと）、建部袁許呂命（たけべのをころのみこと）、此の野の馬を得て、朝廷（みかどに）獻（たてまつれり）。所謂（いはゆる）行方之馬（なめかたのうまなり）。或（あるひと）茨城之里馬（うばらきのうまと）云（いふ）は、非也（あやまれり）。

|  |
| --- |
| 和名鈔行方郡麻生郷は今郡中に麻生村有り。字を按ずに、丁本は荕字、已本は或はと作す。諸本共に不詳。扶桑略記に、天智天皇七年五月に、常陸國より白雉并せて生角馬（角の生えた馬）を進（たてまつ）ると曰ふ。蓋し是の事なり。天智、天武、同じからずは、傳聞の異なるのみ。字は未詳。按ずに、字は、恐るらくは、生角の二字が訛り合して一字と爲れるか。郡中に大生村有り、大生明神社有り。十一月十五日に、鹿島の齋女が来たりて之を祭るなり（注）。 **麻**　魏志倭人伝には、倭では「禾稲(かとう)、紵麻(ちょま)を種(う)え、蚕桑(さんそう)す。緝績(しゅうせき)し、細紵(さいちょ)縑綿(けんめん)を出す」とある。紵とは麻で細いものを絟（せん）とし、布白くして細かいものを紵（上質）とする。縑は、釈名 釈綵帛に、「縑は兼なり（生糸を何本かより合わせた糸で細かく固く織った絹布）。其の糸は細緻、布絹に数兼すなり。細緻にして縑を染めて五色に爲し、細く且つ緻（緻密）にして、水も漏らさず」とある。細紵や縑綿は、魏に対する外交の献上品としても用ゐられていた。また、纏向遺跡群から桃の種子と共に、麻の花粉、種子が発見され、桃は魔除け、麻は燃やせば「麻酔い」なる陶酔・幻覚作用を伴うため、祭祀における神との合一に用ゐられたと考へられている。大麻には、①真っ直ぐ旺盛に成長し、②強靭（綿、絹の二倍）で耐水性があり、③覚醒作用があり、麻布、麻紙、釣り糸、弓の弦、注連縄などもさることながら、神札、神衣、御幣にも用ゐられてきた。古者、阿波の忌部氏が大麻を栽培し、神事の麁服（あらたへ）や御幣などを朝廷に献上した。阿波（あは）の忌部氏は神武天皇の時に、房総半島に渡ったとされ、「そ（麻）」が多く生えた地をそ（総）の「くに（地、国）」としたのが総国（後に上総、下総国に分離）の由来であり、安房の由来でもある。**飛鳥浄御原大宮臨軒天皇**　天武天皇、**建部袁許呂命**　筑波郡条の多祁許呂命（たけころのみこと）は神功皇后の世に仕へたとあり、建部袁許呂命は、建部（たけるべ）の袁許呂命（をころのみこと）となり、時代が異なり別人とならう。西野宣明の注では、扶桑略記を引き、天智天皇の時のこと、としている。献上した馬を秋本注では、「播磨国風土記」を引いて、馬（すじうま）、騎乗に適した馬とみておられ、筋馬（線状の斑のある馬）説も併記されている。史記、刺客伝の賛の註に、索隠曰くとして、人質の燕の太子の丹が秦王に帰国を求めると、秦王は天が粟を雨（ふ）らせ、馬に角を生（は）やすことがあれば、帰すと云ひ、丹は天を仰いで嘆いた（不可能の喩）。ところが、「天雨粟、馬生角」が起こり、秦王は丹を釈放したといふ。西野宣明は不可能を可能にする馬とみたのであらう。天武天皇の場合であれば、圧倒的不利を覆した壬申の乱を想定できやうが、天智天皇七年（668年）となれば、白村江での敗戦（663年）後の憂慮の中、七年七月には、「時人曰　天皇（すめらみかど）　天命（みいのち）將及（をはりなむとす）乎」と記されるときであり、八年には藤原鎌足が亡くなり、大海皇子との関係が悪化してゆくことになる。建部は日本武尊に因み各地に組織された武人の部。常陸では対蝦夷が視野に入っている。 |

郡の南二十里、香澄里（かすみのさとあり）。古傳に曰く、大足日子天皇（おほたらしひこのすめらみかど）、下緫國印波鳥見丘（しもつふさのくにのいぬばのとみのをかに）登坐（のぼりまして）留連遥望（とどまりのぞみたまひ）、東を顧て侍臣（おもとびとに）勅曰（のりたまはく）、海は卽ち青波（なみ）浩行（ただよひ）、陸は是（これ）丹霞（かすみ）空朦（たなびきて）、國其の中に在（あり）。朕か目に見る所は、時の人、是に由（より）て、之を霞郷（かすみのさとと）謂ふ。　

|  |
| --- |
| 和名鈔行方郡香澄郷、昌秀の云く、今、郡中富田村に、地名霞なるもの有り。小髙板來里程を以て之を推すに、古香澄里を此の地と爲すこと疑ひなし。令世按ずに、景行紀五十三年秋八月丁卯朔（123年8月1日）に、「天皇、群卿に詔して曰はく、朕、愛みし子を顧（しの）ぶこと、何（いづれ）の日にか止まむ。冀（ねが）はくば、小碓王の平（ことむ）けし國を巡狩（めぐりみ）むと欲（おも）ふ。是の月に、乘輿（すめらみかど）、伊勢に幸（いでま）して、轉（めぐ）りて東海（うみつみち）に入る。冬十月に、上緫國（かみつふさのくに）に至りて、海路（うみつぢ）より淡水門（あはのみなと）を渡る」云々、而るに、下緫に幸すこと載せず。常陸風土記に書す所、以て史の闕文を補う可し（注）。 「紀」のこの記述が景行天皇の総国や常陸国への巡行の根拠とされるやうだが、「記」には一切さやうな記述はない。秋本「解説」では、景行天皇の實在を疑問視しておられれ、「紀」のこの記述を根拠に在地伝承が書き替へられたとみておられる。 |

東の山に社（やしろ）有（あり）。榎（えのき）槻（つき）椿（つばき）椎（しひ）竹（たけ）箭（やたけ）麥門冬（やますけ）、往往（よりより）多生（さはにおふ）。此の里以西（にし）海中北の洲（す）を、新治洲と謂ふ。所以然偁者（しかなつくるゆゑは）、洲の上に立（たち）て、北の面（おも）を遥望（のそめば）新治國（にひばりのくに）小筑波之岳（をつくはのたけ）所見（みゆ）。因（より）て名（なつく）るなり。此より往南（みなみ）十里、板來村（いたくのむら）。近く海濱に臨（のぞみ）て、駅家（うまや）を安置（おく）。此を板來之驛と謂ふ。其の西、榎木林を成す。飛鳥浄見原天皇之世（あすかきよみはらのすめらみかどのみよ）、麻績王（をみのおほきみを）遣（またして）居處之（をらしむ）。其の海、盬を焼く、藻は海松（みる）白貝（おぶ）辛螺（にし）蛤（はまぐり）、多生（さはにあり）。

|  |
| --- |
| 日本後記に云く、弘仁六年（816年）十二月戌牛に常陸國板久等の驛を廢す。和名鈔坂久郷を按ずに、蓋し坂は板の誤りなり。今、潮來鹿島に作る。潮宮有り、方言、潮字を訓じて伊太（いた）と謂ふ。故に我が義公に改め潮と爲し、今、潮來村と謂ふなり。　天武紀に曰く、四年に、三位の麻績王に罪有り、因幡國に流す云々(注)。 **社**　秋本注では木の種類が続いており、杜（もり）としている。**板**　「いた」は東国方言で潮のこと（秋本注）。**板來の驛**　海浜の駅であり、船着き場の駅。**麻績王**　天武紀四年（676年）条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki52.htm#四年春正月)）、辛卯（04.18）に記されている。「紀」では本人が因幡に、一子が伊豆大島、一子が五島列島に流されたとある。麻を続、あるいは、績するからには神事を司る王であり、二位～五位の中、三位といふ高位である。諸説があり謎の人物となっている。万葉集巻１の23，24では、読み人知らずの、白水郎（海人）でもないのに藻を刈っておられるとする歌に、「命を惜しみ・・・藻を刈り食（は）む」と返している。場所を「伊良虞の島」としている。これは歌謡であり、因幡では白兎に海盬を浴びせしめたイメージがつきまとうのを嫌って、伊勢をはばかったものの、神事の藻塩を想起せしめるに、伊勢に近い島を選び、今や、喰ふために刈る海人の暮らしとの自虐、あるいは貴人を茶化した感もある。常陸国風土記では、「遣して」とあり流罪のイメージを消している。また、万葉集の喰うための藻ではなく、その藻を板來（潮來）の地での「盬を焼く藻」、神事の藻と正したやうにみえる。麻は神事に不可欠のもの、塩も同様。貝も豊富とあれば、供物に事欠くことはない。ここでは、麻績王に好意を抱く風潮があったのかもしれない。 |

古老の曰く、斯貴瑞垣宮（しきのみつがきのみや）に大八洲所馭天皇之世（おほやしましらしめししすめらみかどのみよ）、東夷の荒賊（あらぶるゑしもの）を平（ことむけむ）と爲（し）て建借閒命（たけかしまのみこと）、卽ち此は那賀國造（なかのくにのみやつこ）の初祖（おや）を遣（またし）て、軍士（いくさを）引率（ひきゐて）行（ゆくゆく）凶猾（ゑしものを）略（ことむけ）安婆之島（あばのしまに）頓宿（やどりて）、海東の浦を遥望（のぞ）み、時に烟見る所、爰（ここに）人有（あると）疑（うたがひき）。建借閒命、天を仰（あふぎ）て誓（うけひ）て曰く、若（もし）有天人之烟（あめひとのけむりならば）、來（きたり）て我上を覆（おほ）へ、若（もし）有荒賊之烟（あらぶるゑしもののけむりならば）去（さり）て海中に靡（なびけ）。時に烟海射（うみをさして）流之（なかる）。爰（ここ）に自ら凶賊有（ある）ことを知る。卽ち徒衆に命（おほせ）て、褥食而渡（みをししてわたる）。　

|  |
| --- |
| 古事記に曰く、神八井耳命は伊余国造、常道仲國等の祖なり、則ち建借閒命、是神八井耳命の裔なりと知る。国造本紀に曰く、仲國造（なかのくにのみやつこ）は志賀の髙穴穂朝の御世（成務天皇）、伊豫國造同祖の建借馬命を國造に定め賜ふ。按ずに、安場村は今信太郡に隷す。此は安場島を謂ひ、疑ふらく、浮島の地なり。安場明神社有り、祭神は大己貴命。安場村亦之を祭り、里俗に大杉明神と謂ふなり（注）。 **斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇**　崇神天皇　**東夷**　秋本版では東垂　垂は陲と同じく辺境の意とある。**荒**　艹（艸）とからなり、は頭髪の残った骸骨の形で、草間に捨てられている様で、生色なく無秩序の状態をいふ（字統）。秋本版では「ゑしもの」ではなく「にしもの」。「にし」は「ぬし」の東国方言であるが、「にくし」の省略なのか？　**建借閒命**　「たけかしまのみこと」であり、借閒は香島、鹿嶋でもあり、香島の武人の義となる。「記」によれば、神武記に、伊余（伊予）國造、常道（常陸）の仲國造の祖を神八井耳命としており、神八井耳命の子孫に当るとみなされるやうだ。行方郡条冒頭に、孝徳朝の那珂國造の大建壬生直夫子に言及されており、秋本注では、建借閒命を皇別とし、壬生直夫子の祖としておられる。神武朝の神八井耳命の子孫が崇神朝の建借閒命でその子孫が孝徳朝の壬生氏とすることになり、建借閒命に関しては天を仰いで誓（うけひ）をしたとしており、それができる身分とみなしていやうが、皇別の壬生氏がありうるものか、系図的根拠に乏しく疑問が残る。東国の壬生氏は聖徳太子が展開した壬生部の出自とみるのが自然かと思はれる。 風土記では、建借閒命が崇神天皇の時に、東夷に派遣され、那賀国造の祖となったとしているが、国造本紀では建借閒命を仲（那珂）国造の建借馬命としており、成務天皇の時に、建借馬命が仲国造となったとあり、風土記の見解を訂正していやう。崇神天皇の時であれば、日本武尊のはるか前にこの地域は建借閒命により平定されていたことになる。斯貴瑞垣宮から軍士を引率し、地方の凶賊を平定しながら行方郡まで来たとあるが、四道将軍でもない人物に斯貴瑞垣宮から官軍を行方郡まで引率させることはあり得まい。また、以下に「騎士」にも言及されるが、馬の産地とは云へ、實践的騎馬兵士の出現は5世紀末とされるやうで、崇神朝での出来事とはし難い。行方郡は、孝徳朝の時、茨城国と那珂国双方の国造の壬生氏が、惣領髙向大夫の了解を得てそれぞれ八里と七里を出し合って造った郡としており、個別の郡として壬生氏が独立させる必要にかられたものであり、板來に駅が置かれたごとく、倭武天皇もここから上陸したとする要衝なのであらう。 ただ、建借閒命は、板來の地に安全に上陸できるかどうかを判別するために、先に安婆之島（浮島）に上陸し、誓（うけひ）をしたとしている。もし、成務朝の人物なら、すでに倭武天皇がそこから上陸しており、すでに平定されており、誓をすることが意味をなさなくなる。その意味では崇神朝のことであれば、海路からの未知の進軍として意味は通る。いずれにせよ、時代が錯綜しており頭が混乱する。西野宣明は、安婆之島では、大国主命が祭祀される社があると注しており、古語拾遺によれば、阿波の忌部氏は早くから総国に進出しており、出雲系忌部氏の存在を考慮したのかもしれない。　**凶猾**　凶悪狡猾　**安婆之島**　信太流海の浮島のことであり、対岸に阿波崎があり、阿波の忌部氏が上陸したことに因むものとならうか。**遥望**　遠くを見渡すこと。　**天人**　「あめひと」は、通例、「ひなひと（辺鄙な処の人）」に対する都の人であるが、秋本注では、荒賊に対するもので朝廷の統治下にある人、とある。天を仰ぎで誓をしたことをうけたものであり、天神の子孫の義とならうか。**褥食**　褥は「しとね」「敷物」「ふとん」のこと、寝床で食事をすること。「をす」は飲む、食べること。 |

是に國栖（くす）有（あり）。名を夜尺斯（やさかし）夜筑斯（やつくしと）曰ふ。二人（ふたり）自ら爲首帥（ひとこのかみとなり）、穴を堀（ほり）て堡を造る。常に所居住（すめり）。官軍を覘伺（うかがひ）伏衛拒抗（ふしまもりふせぐ）。建借閒の命、縦兵（いくさをはなち）驅追（はせおふ）。賊盡く逋還（にげかへり）堡を閇（とぢて）固禁（かたくまもる）。俄（にはか）にして、建借閒の命、大（おほい）に權議（はかりごとを）起（おこし）、敢死之士（たけきつはものを）校閲（すぐり）、伏隠山阿（やまのくまにふせかくして）、賊を滅す器を造り僃へ、厳（いかし）く海渚（なぎさ）に餝（かざ）り、連舩編筏（ふねをつらねいかだをあみ）、飛雲葢（くものごとくきぬがさをひるがへし）張虹旌（にじのごとくはたをはりて）、天之鳥琴（あまのとりごと）天之鳥笛（あまのとりふえ）、隨波（なみのまにまに）逐潮（うしほをおひ）、杵島唱曲（きしまぶりをうたふこと）七日七夜（なぬかななよ）、遊樂歌儛（あそびゑらきうたひまひき）。時に、賊黨、盛（さかんな）る音樂を聞き、房（いへ）挙（こぞり）男女、悉盡（ことごとく）出で來る。濱を傾（かたぶけ）て歡咲（よろこびあへり）。建借閒の命、騎士（うまのりひと）をして堡を閇かしむ。後より襲撃（おそひうちて）盡囚種属（ことごとくやからをとらへ）一時に焚滅（やきころしぬ）。此時、痛殺所言（いたくころすといへるところをば）、今、伊多久之郷（いたくのさとと）謂ひ、臨斬所言（ふつときるにのぞみていへるところをば）、今、布都奈之村（ふつなのむら）と謂ひ、安殺所言（やすくころすといへるところをば）、今、安伐之里（あばのさとと）と謂ひ、吉殺所言（よくころすといへるところをば）、今、吉前之邑（よしさきのむらと）謂ふ。板來の南海に、洲有。可三四里許（ばかり）。春の時は、香島行方二郡の男女、盡く來（きたり）て、津白貝（つおぶ）雑（くさぐさ）の味の貝物（かひつもの）を拾ふ。

|  |
| --- |
| 天之鳥琴を按ずに、諸本は重複して之を載す。今、已本に據り之を削る。令世が云く、鳥琴は恐るらくは詔琴を鳥琴に誤れるか。鳥笛と共に見る所無し。後考を俟つのみ。乙本は杵島を島杵に作り、顚倒す。丁本は杵鳥に作り、共に非なり。杵島を按ずに、曲者、肥前國杵島郡杵島岳に起こるなり。萬葉抄に引く所の肥前國風土記に曰く、郷の閭士女が酒を提げ、琴を抱え、毎歲春秋に手を携へ登り望み、飲み樂き曲を歌ひ舞ひ盡して歸る。歌詞に曰く、阿羅禮符婁耆資麼賀多愷塢嵯峨紫彌刀區差刀里我禰弖伊謀我提塢刀婁（あられふるきしまかたけを　さかしひと　くさとりかねて　いもかてをとる；霰降る（枕詞）杵島が岳を　険しひと　草採りかねて　妹が手を執る）是杵島曲（きしまふり）なり云々。是に由り之を觀れば、其の事は相似ており蓋し今世俗に歌舞する所の調べ、豊後曲或は潮來曲等の類是なり。布都奈の奈字を按ずに、當に荼に作るべし。信太郡安場浮島の際、河を挟み古戸村有り。和名鈔行方郡當麻郷、按ずに今當間村は鹿島郡に隷し、多宇麻と訓じ、記中に載す所、當麻、坂戸、飯名の三村、相接すること鼎（かなえ）の足の如く峙（そばだ）つ（注）。 **國栖**　「くず」は山野に自生するつる草、土着の民のこと、栖、樔、巣は集って生活する処。「紀」においては、吉野国樔が神武天皇に御贄を献上した国神（くにつかみ）を祖としており、延喜践祚大嘗祭式に、「大嘗祭及び諸節会に御贄を献じ、歌笛を奏した」とあり、壬申の乱において大海皇子（天武天皇）を助けたとして、高い評価があり国神の樔「国樔」といふ敬称を得たのであらう。しかし、吉野以外での国栖は、辺鄙な山野の土着民を指し、ここでは凶賊となっている。**首帥**　中国では帥首で、軍隊の主帥を指すが、我が国では首長/魁帥の短縮語の首帥、「ひとごのかみ、人子の上」と訓じており、親分みたいなもの。**堡**　保と土からなり、土塁を築いて自らを保つこと。**覘**　占と見からなり、占は狭い部分、店（てん；杯を置く小さな台）に通じ、そこからひそかに見ること。**逋**　捕に対するもので捕縛を逃れること。**餝**　飾と同じ、「かざる」と訓じられるが、原義は巾で祓ひ浄めること。居住地の入り口に穴を掘り、土塁築き、扉を付けて出入りしていたやうである。建借閒命は、山陰に屈強の兵士を隠し、浜辺に賊を焼き殺す設備を設置し、祓ひ浄め、自らは船と筏を浮かべ、天蓋や旗を翻し、琴や笛を鳴らし、酒を飲み、男女の恋の歌を舞ひ歌ひ、七日七夜続けた。**音楽**　國安　洋氏の『日本古代における音楽と「遊び」』によれば、音楽を「うたまひ」と訓じておられる。樂には「あそび」と「うたまひ」の二義があり、天岩戸の前の神事も宮中儀式、外交儀式にも用ゐられた。また、音とは琴、笛、鼓等であり、たま（魂）を呼び起こし、その能力に感化され、同一化される「たまふり」を促すものとみなされている。「紀」の一書、紀の国、有馬村条に、「土俗、此の神（伊奘冉尊）の魂を祭るには、花に時には亦花を以て祭る。又鼓吹幡旗を用て、歌ひ舞ひて祭る」とあり、葬儀の儀礼であった。歌舞音曲、鼓吹幡旗は葬儀に欠かせぬものであり、ここでも、建借閒命が死んだと、賊が觀咲したと解し、杵島唱曲は「杵を鳴らして曲を唱した」の誤りで恋の歌とはならないとする着想（『常陸国風土記』に現われた楽器；[HP](http://www.furutasigaku.jp/jfuruta/simin13/hitatima.html)）には啓発されるが、疑問が残る。死体の安置、喪屋とおぼしきものを暗示させるものがみえず、建借閒命が死んだと合点したとは定め難ひ。万葉集巻十六に、「乞食者の詠二首」がある。戸谷 高明氏の『「乞食者詠二首」の背景と成立』國文學研究（[HP](https://ci.nii.ac.jp/naid/120005480234/)）によれば、乞食者とは保加比比止（ほかひひと；祝言を唱え歌舞し食を乞う人）で加多井（かたゐ；食を乞う人）と区別される後の芸能集団のやうな存在で、鹿や蟹の所作を真似て歌ひ踊り、鹿や蟹などによる農耕被害を防ぐ呪伏であったり、豊作を祈願したり、酒宴の余興としても供されたやうである。ただ、乞食者の歌が収録されるのは天武朝以降のこととみられ時代が合致しない。建借閒命が崇神朝の人であれば、この歌舞、旗、琴笛は余興ではなく、豊作・豊漁等の儀礼、神事、葬儀の類とならう。**傾**　身体を折り曲げ拝する形、「かたぶく」と訓じられる。傾酒では杯が傾けられ、酒を飲むことである。傾濱は文字通りでは、傾くは浜であり意味不明となる。文脈からすれば、傾～於濱で、～が浜にあふれることであらう。濱で身体を海側に乗り出してか、はたまた、太陽が濱に傾く、夕刻のことか？　**歡咲**　歡笑と同じ。初めはいぶかっていたが、夕刻には一緒になりゲラゲラ笑いだしていたといふことか？　**房挙**　房は一所の居室全体、家族の分支、妻子の義があり、堡の居住者が挙であるからごぞって出てきたとならう。騎士は馬に乗った士、先にみたやうに、後の騎兵ではない。閇堡とあり、秋本版のごとく「堡を閇（と）ぢしめ」と読み、逃げ込めないようにして、山陰に隠れた兵士が襲いかかったと釈すべきでしょう。西野版では、閇にカの添字があり、堡を閇（と）かしめと訓じさせているのかもしれないが、閇には解・開の義はない、どう訓じるべきか？佐伯達が堡を開いたまま、全員が浜に出たとも思ひ難ひ。**伊多久之郷**　伊多久（痛く）を板來の由来としているが、「いたく」は土地柄からすれば、潮（いた）來（く）であらう。 |

郡より東北十五里、當麻之郷（たぎまのさとあり）。古老の曰く、倭武天皇、巡行此郷を過（すぎ）たまふ。佐伯有（あり）、名を鳥日子（とりひこと）曰ふ。其れ命に逆（さかひし）に縁（より）て、隨便（すなはち）略殺（ころす）。卽ち屋形野之帳宮（やかたぬのかりみやに）幸（いでま）す。車經る所の道狹地深淺（みちせばくたぎたぎし）。惡路（あしきみちの）義（こころを）取（とりて）、之を當麻（たきまと）謂ふ。俗に曰く、多支多支斯（たぎたぎし）。野之土（ぬのつち）埆（やせ）、然（しかれども）紫艸（むらさきくさ）生（おふ）。香島、香取二（ふたつ）の神子の社在（あり）。其の周（めぐり）山野、櫟（いちひ）柞（ははそ）栗（くり）柴（しば）、往々（よりより）林を成し、猪（ゐ）猴（さる）狼（おほかみ）多住（さはにすむ）。

|  |
| --- |
| 古事記に、倭建命曰く、今吾が足歩を得ず。當藝斯の形成り、故に其の地を號けて當藝と謂ふなり云々。和名抄に、柁を多伊之と訓ずは、唐韻に引き云ふ䑨は舩と正す。木なり、蓋し、柁を以て道路の屈曲凸凹に譬ふ。日本紀に、路の迂曲するものを謂ふに、哆𡺸知と爲すは即ち是なり（注）。 **鳥日子**鳥琴、鳥笛とあった。「記紀」では雉は天神の使者であった。鳥彦であり、神事に携わっているイメージがある。ただ、仕へる神が異なり、倭武天皇の通行を妨げたことから佐伯とされたのだらう。**隨便略殺**　即刻その地を奪って殺したとも、油断をさせ策略を以て殺したともとれる。**埆**　土地がやせていること、凸凹があること、石が多いことでもある。**紫艸**　夏井高人氏の「医疾令の本草（[HP](https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/19263/1/horitsuronso_90_2-3_317.pdf)）」によれば、紫草は、「日本に自生せず、古代において、唐から輸入さ れ、栽培されたものであると考えられ」、「人爲的な世話をしないとたちまち他の植物との間の生存競争に負けてしまう相対的に脆弱な植物である」とある。また、茜と紫草は染料の原料であり、常陸国では那賀郡より大量の茜が献上されていたともある。**櫟**　中国では雑木で不材の木とされる。**柞**　栄養の乏しい土壌や日陰に強く・・・国産材の中で堅く強い材であり、床板、床柱、櫛、器具、楽器等に用いられる（植物の生態散歩；[HP](https://yasousuki.exblog.jp/10377236/)）。 |

是より以南、藝都里（きつのさと）。古（いにしへ）國栖有（あり）、寸津毗古（きつびこ）寸津毗賣（きつびめと）曰ふ。二人、其の寸津毗古、天皇の幸（いでまし）に當（あたり）て、命（みこと）に違（たが）ひ化（おもむけ）に背（そむ）く。甚（いと）无肅敬（ゐやなし）。爰（ここ）に抽御劍（みはかしをぬきたまひ）登時（たちまちに）斬滅（きりころしたまひぬ）。是に、寸津毗賣（きつひめ）、懼悚（おそり）心愁（うれへ）白幡（しらはた）を表挙（あげて）迎道（むかへ）拝奉（おがみたてまつる）。天皇、矜降恩旨（うつくしみたまひて）放免其房（そのいへをゆるしたまひぬ）。更廻乗輿（またみこしをめぐらして）小抜野之頓宮（をぬきぬのかりみやに）幸（いでま）すに、寸津毗賣、姉妹を引率（ゐ）て、信（まこと）に心力を竭し、風雨を避けず、朝夕供奉（つかへまつ）る。天皇、其の愨懃（ねむころなるを）欵（よろこび）惠慈（うるはしびたまふ）。所以（ゆゑに）、此の野を宇流波斯之小野（うるはしのをぬと）謂ふ。

|  |
| --- |
| 和名鈔行方郡藝津郷、其の在る所未詳、里俗に或は云ふに、今郡中當間村南に化蘇沼村有り、古、所謂藝津里。而して後世、傳聞の訛（なまれる）なり。因りて按ずに、藝津、化蘇の國音相近し。蓋し、言便（口調）訛なり。按ずに、郡中に小貫村有り、四方原野、其れ小貫野と云うは、蓋し、この地なり。宇流波斯之小野又田の里二處を按ずに、共に其の在る所未詳。諸本に南の字を欠くも、今丁本に据り之を補ふ(注)。　 **化**　風化（おもむけ）、顔をむけること、寸津毗古は風化の命に顔を背けた。**肅敬**　恭敬と同じ、つつしみて敬うこと。**登時**　寸津毗古は呼び出しに応じて登場した途端に倭武天皇に斬り殺された。**懼悚**　懼はおそれること、悚はぞっとして心も足もすくむこと。**白幡**　秋本注によれば、白旗を掲げて降伏の意を表はすのは中国から伝来したもので、我が国古来のものとはされていないやうだ。折口信夫によれば、「汚（きたな）き心なき由を、白幡立て、神を招（を）ぎ下した場所で誓ふと言ふ、古い信仰形式のかたわれ」とし、降伏の形式とはみていない。　**恩旨**　恩典でもあるが、恩赦は死・罪を免じること、恩旨は死・罪を低減すること。**矜降**　あわれみて下す。**房**　ここでは住んでいる家族のこと。**寸津毗古　寸津毗賣**　この「ひこ」と「ひめ」を一連の凶賊のやうな國栖とみがちであるが、祭政一致社会での巫（かんなぎ）の兄妹とみる説もある（日本巫女史　第一篇：固有咒法時代；[HP](https://miko.org/~uraki/kuon/furu/explain/column/miko/book/hujyosi/hujyosi017.htm)）。「萬有精靈（アニミズム）時代に在つては、總ての靈魂は神として崇拜されてゐたが、靈魂に善靈と惡靈と有る物と信ずる樣に成つて、茲に崇拜の分裂が生じ、更に善靈中に神格を認め、惡靈中に魑魅を考へる樣に成れば、靈魂は悉く神では無くして、其中の一部しか神となるべき資格の無い物と想ふ樣に成り、茲に信仰を教理的に解釋する迄に進んで來たのである」といふ。化に背くとは、彼等の祭祀のあり方を改めることを求めたが従はなかったのであらう。キリスト教がガリアに布教されるに及び、その地の精霊が邪霊とされ、その巫女が魔女とされ、殺されたやうな事態に通じやう。 |

其の南を田里（たのさとと）名（なつ）く。息長足日賣（おきながたらしひめ）の皇后の時、此地に人あり。名を古都比古（こつひこと）曰ふ。三度韓國（からくにに）遣（また）す。其の功労（いさをを）重（おもくし）て田を賜ふ。因（より）て名（なつく）。又、波都武之野（はつむのぬ）有（あり）。倭武天皇（やまとたけるのすめらみかど）、此の野に停宿（やどり）、修理弓弭（ゆはずをつくろふ）。因（より）て名（なつく）るなり。野の北海邊は、香島の神子の社在（あり）。土塉（つちやせ）櫟（いちひ）柞（ははそ）楡（にれ）　 一二生（おふ）所なり。

|  |
| --- |
| 息長足日賣皇后は神功皇后の諱なり。紀に曰く、元年秋九月庚午の詔に、諸国に令して船舶を集め、甲兵を練せしむ云々。因りて按ずに、當時古都比古は蓋し王師に従ひて三韓に征すなり。然るに其の名は古史に見る所無し。波都武野は其の在る所未詳。按ずに、丙本柞楡の下欠く。諸本も未詳。今乙本に据り字を填す（注）。 **三度**　何度もの義。「記紀」においては神功皇后の三韓への出兵は一度であるが、三国史記、新羅本紀には、神功皇后には言及はないものの、倭軍との交戦はしばしば記されている（書紀；[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki21.htm#冬十月（かむなづき）己亥)）。古都比古が三度従軍している。茨城郡条では、天津多祁許呂命が息長帯比賣天皇之朝に仕へたとあった。「たけべ：建部」があり、新羅への出兵に東国の建部が従軍したといふことか。**波都武之野**　秋本版では波須武之野、「はずむのの」とする。「はず」は剝（はつ）る、脱（はつ）る、そぎ落とす意（字統）、弭は弦を装着するために弓の先端の削りとった部分。常陸では「つ」と「す」が入れ替わりやすかったとみられる。「む」は意志をあらわす助詞。 　　不明、秋本版では、この字は記されず、竹とある。**楡**　樹皮の内皮を臼でひいて粉にしたものを「楡皮粉」として、食用にしたり、利尿など薬用にもされ、塩を加えて醤（ひしお）とした（万葉植物つれづれ；[HP](http://www2.plala.or.jp/manyou/page_thumb112.html)）。 |

此より以南、相鹿（あひか）大生（おほふ）の里。古老の曰く、倭武天皇、相鹿の丘の前の宮に坐（ましま）す。此時、膳（かしはで）炊屋舎（かしきやを）浦濱に構立（かまへたて）、䑻（ふね）を編（あみ）、橋を作りて、御在所に通ふ。大炊（おほひ）の義（こころを）取（とり）て、大生（おほふ）の村と名く。又、倭武天皇の后、大橘比賣命（おほたちばなひめのみこと）倭（やまと）より降（くたり）來（きて）、此の地に参遇（まゐりあひたまふ）。故（かれ）、安布賀邑（あふかのむらと）謂ふ。行方郡分、之を略さず。

|  |
| --- |
| 和名鈔行方郡大生郷逢鹿郷、按ずに、今、大生大加の二村有り、相接して北浦の流海に臨み、又、大生村に大生明神が有り、例祭は十一月十五日、香島の齋女来たり之を祭る。按すに古事記の橘媛は、相模國走水海に到り、暴風に逢ひて、海に没す。而して、今、此の地に到るは、則ち二説相異れり。孰是を知らず（注）。 **䑻**　（ゆう）康熙字典では、「【集韻】夷周切，音遊**yóu**。舟行なり」とある。編は竹簡を革で繋ぎ合わせること、編䑻は編舟と同じ、舟を繋ぎ合はせて橋とした。海の中に調理場を構へたことになり、調理に欠かせぬ水や火を扱ふに、不便であり難があり、后を歓待する場となったのであらうが、難儀なことである。**大橘比賣命**　「記紀」の弟橘比売命（弟橘媛）とどう関連するのか、また、倭武天皇の記事が行方郡に多いこと、日本武尊との関連、またこの郡の文章に省略のないことなどの研究については、筆者の及ぶ所になく、「『常陸国風土記』倭武天皇大橘比賣命伝承考、入江英弥、目白大学文学･言語学研究第1号2005年、[HP](https://ci.nii.ac.jp/naid/110007001027)」を参照させていただいた。**不略之**　行方郡の記述には省略が無いとある。西別府元日著「律令国家の展開と地域支配（[HP](https://books.google.co.jp/books?id=EBFWqGhD9UYC&pg=PP1&hl=ja&source=gbs_selected_pages&cad=2#v=onepage&q&f=false)）」によれば、和銅六年（713年）5月の官命により編纂の行われたものは元来「解（げ）」（報告書）であり、当時「風土」といふ言葉は使用されていたものの、「風土記」と称されるのは後のこととされる。これらの公文書（解）は養老令、公式令文案条では、三年毎に廃棄されるものであったといふ。 この官命は国防上の観点から、各国の實情を把握する必要があり、単なる「解」にとどまるものではなく、編纂に時間を要した。出雲国風土記が献上されたのが天平5年（733年）であり、20年を経ていた。その他の風土記も、同様であらう「記(713年編纂)紀(720年編纂)」。風土記は、政務運用上あるいは「続日本紀」の編纂などに必要とされたもの、あるいは諸本に引用されるなど、特別な利用あるいは保存の理由がなければ、消える運命にあった。 常陸国風土記では、所謂日本武尊を天皇としており、東征ではなく天皇の巡行とし、大橘比賣命が倭より降下して合流したなど、「記紀」とは反する記述が記載されており、中央政権がどうしてこれを許容したものか？８世紀の郡司任用制度において、「国造の系譜、建郡の申請者などをとおして、地域の郡司クラス、さらに里地名に関連するようなクラスの豪族」の正統性を明確にすることが優先されたとみるやうである。 さて、逸文といふは、それらの風土記から引用され残っている部分であるが、常陸国風土記の逸文は原風土記から省略された部分といふ特殊性がある。風土記は公的に編纂されたものであり、これを省略すると文書内に記すには、公的な承認を必要としやう。それが可能となる機会として、延長三年（925年）12月の風土記再撰の官命が挙げられている。 平安時代になると、桓武天皇の意向を継承した嵯峨天皇の弘仁六年（815年）に新撰姓氏録の編纂がなり、延喜五年（905年）には醍醐天皇の命により、藤原時平らが延喜式の編纂を開始し、弘仁式、貞観式等を取捨選択し、藤原忠平等が延長五年（927年）に編纂を終へている。貴族達が政務に風土記を用ゐたことがあげられ、旧風土記以降の新たな国を含める必要もあったとされるやうだ。 この時と裏付けることはできないものの、かくて省略されたもので逸文として再録されたものは、この巻末の補欠にある。黒坂命が陸奥蝦夷を平定し日高見国で没したこと、新治の駅名の由来が、大蛇を大神としたこと、大榛の木で鼓と琴を作ったことである。しかし、何故これが省略されねばならなかったのかは、明らかにされていない。 |

香島郡（かしまのこほり）東は大海。南は下緫、常陸の堺。安是（あぜ）の湖　西は流海。北は那賀、香島の堺。阿多可奈（あたかな）の湖

古老の曰く、難波長柄豐前大朝馭宇天皇（なにはのながらとよさきのおほみやにあめのしたしろしめししすめらみかど）の世、己酉の年、大乙上（だいおつじょう）中臣鎌子、大乙下（だいおつげ）中臣部の兎子（うさきこ）等、緫領高向の大夫に請（こひ）て、下緫の國海上（うなかみの）國造の部内（くぬち）軽野以南（かるぬのみなみ）一里、那賀（なかの）國の造の部内（くぬち）寒田以北（さむたのきた）五里を割（さき）て別に神の郡を置く。其の處に有（ます）所、天（あめ）の大神社（おほかみのやしろ）、坂戸（さかどの）社、沼尾（ぬまをの）社、三處を合（あはせ）て揔（すべ）て香島天之大神（かしまのあめのおほかみ）と偁（い）ふ。因（より）て郡に名く。風俗の説に曰く。霰零香島之國（あられふりかしまのくに）

|  |
| --- |
| 按ずに、安是水湖は未詳。北条時隣（ほうじょうときちか）の云ふ今神池、蓋し是なり。阿多可奈湖は未詳。一正が云ふ今、沼浦涸れるを疑ふ是なり。按ずに、己酉は孝徳天皇大化五年を謂ふ。丁本、中臣の下、欠。恐るらく鎌の字脱せり故に之を補ひ以て考に備ふ。和名鈔鹿島郡輕野郷、按ずに、萬葉集苅野橋、大伴卿を別る時の歌、輕野より舩を出し、下緫國海上に向かふ句有り。蓋し此の地を謂ふ。按ずに、郡中坂戸村に坂戸神社有り、祭神は天兒屋根の命、沼尾村に沼尾神社有り、祭神は經津主大神。神道集に曰く、鹿島三處は、沼尾、坂戸云々。延喜神名式に鹿島神宮　名神大　月次新嘗と曰く。續日本紀に曰く、寶龜八年（777年）七月に、鹿島神を正三位に叙す。續日本後紀に曰く、承和三年（836年）五月に常陸國鹿島郡從二位勲一等建賀豆智の命に正二位を授け奉る、同六年（839年）十月、從一位を授け奉る。文徳實録に曰く、嘉祥三年（850年）九月朔に、建御建賀豆智の命を正一位に叙し奉る云々（注） **難波長柄豐前大朝馭宇天皇**　孝徳天皇。**己酉年**　大化五年（649年）　**中臣□子**　□□子、鎌子とし鎌足とするが、不適当。大化五年（[書紀巻25](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki47.htm#%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）に冠位が12階から19階に編制され、11階の大黒が大乙上15階と大乙下16階に分離されている。鎌足は一階の大錦であり大乙上たりえない。高向氏は蘇我七臣ののなかで、大化の改新において鎌足に従った臣（おみ）。大化二年に高向臣と中臣幡織田連を東国統治の要に置く立場にあるのが鎌足。□□子は香島の地に派遣された中臣氏の誰かで、何の不都合があったのか、名をこの文書から削られてしまった人物かと思はれる中臣氏にとって、大化五年に、此の地を分離して、神郡とし、この地の大神の祭祀権を確立することが重要であったのだらう。**天の大神の社**　万葉集巻20-4370に、天平勝寳七歲(755年)二月、相替(あひかは)りて筑紫に遣はされる諸國の防人(さきもり)たちの歌として、那賀郡の上丁の大舎人部千文(おほとねりべのちふみ)のものとして、阿良例布理 可志麻能可美乎 伊能利都々 須米良美久佐尓 和例波伎尓之乎「霰(あられ)降り、鹿島(かしま)の神を、祈りつつ、皇御軍(すめらみくさ)に、我れは来(き)にしを」とある。可志麻能可美（香島の神）であり、霰零は香島の枕詞である。信太郡榎の浦の津条に、「傳駅使等（はゆまつかひら）、初めて将（まさ）に國に臨まむとし、先ず口手を洗ひ、東に面（む）きて香島之大神を拝（おろが）みて、然る後に入ることを得るなり」とあり、常陸の国に入るも、出るも可志麻能可美に祈りを捧げる風習があったと思はれる。和銅3年（710年）に藤原不比等がこの神を藤原氏の氏神として、奈良の春日の御蓋山に遷して祀り、春日神と称したといふ説があるが、春日神社の古社記によれば、これは神護景雲元年（767年）以降のことであり、時代が合致しない。延喜式（927年完成）「祝詞式」春日祭の条に、「天皇（すめら）が大命（おほみこと）に坐（ま）せ、恐（かしこ）き鹿嶋（かしま）に坐（ま）す健御賀豆智命（たけみかづちのみこと）、 香取（かとり）に坐（ま）す伊波比主命（いはひぬしのみこと）、枚岡（ひらおかに）坐（ま）す天之子八根命（あめのこやねのみこと）、比賣神（ひめがみ、 四柱よはしらの皇神すめがみ）等（たち）」とある。この大神が「武甕槌神」として記されたのは大同八年（807年）の「古語拾遺」にみえる。「続日本後紀」の仁明天皇承和三年（836年）5月9日条では、「建御賀豆智命」とあり、香島之大神は、建御賀豆智命、武甕槌神と公式に定まったことになる。「記」における、建御雷之男神、「紀」における経津主神については、信太郡の普都大神の条ですでに検討した。**坂戸の社**　春日祭の天之子八根命（天兒屋命、天児屋根命）を祭祀する社であり、中臣氏の祖とされる。天の石屋戸の前で、太詔戸言（ふとのりとごと）を奏上したとされる。**沼尾の社**　春日祭の伊波比主命を祭祀する社であり、伊波比主命は、建布都神、豊布都神、経津主神のことである。この二社に天之子八根命、伊波比主命が祭祀されるのは、宣明の注にあるごとく、後のこと、あるいは省略が為された再編時であり、当初編纂時では、坂（境）の戸（出入口）、（天から流れて来た水の）沼の尾（細長い所）の神かと思はれる。 |

淸濁糺（あざふを）得、天地草昧（あめつちひらくる）の以前、諸祖（かみろみ）天神（かみろき）俗に曰く、賀味留彌（かみろみ）賀味留岐（かみろき）と謂ふ、八百万神（やほよろづのかみを）高天之原（たかまのはらに）會集（つどへたまひき）時に、諸祖神（かみろみ）告曰（のりたまはく）、今我が御孫命（みまのみこと）豐葦原水穗之國（とよあしはらみつほのくにを）光宅（しろすべく）、高天原より降来大神（くだりきたりしおほかみ）名を香島の天之大神と偁ふ。天にては則ち、號（なつけ）て香島之宮と日（いふ）。地（くに）にては則ち、豐香島之宮と名く。俗に曰く、豐葦原水穗國（とよあしはらみづほにくに）を所依将奉上始留爾（よざしまつりそむるに）荒振神等（あらぶるかみたち）、又、石根木立（いはねこだち）草乃片葉辞語之（くさのかきはもこととひて）、晝者狭蝿音聲（ひるはさばへのごとおとなひ）、夜者火光明國（よるはほべのごとあかきくに）、此乎事向平定（これをことむけさだめむとして）、大神上天（あめ）より降供（くだりつか）へ奉之（たてまつるなり）。

|  |
| --- |
| 與清が云ふに、火字の下に蓋し蛍字脱せるか。信友が云ふに、火字は疑ふらくは瓫字訛れり、光瓫字は相似し當に瓫字に作るべし(注)。 **得糺淸濁**　糺（あざふ）は糾、物を組み合わせ交互にする、積み上げる義がある。混沌とした状態から清と濁が分かれてくる。**天地草昧**　天地が混沌としているさま。「其れ清陽（すみあきらか）なるものは、薄靡（たなび）きて天（あめ）と爲り、重濁（おもくにご）れるものは、淹滞（つつ）ゐて地と爲る（[書紀、神代上巻1](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki1.htm#%E5%8F%A4%EF%BC%88%E3%81%84%E3%81%AB%E3%81%97%E3%81%B8%EF%BC%89%E5%A4%A9%E5%9C%B0%EF%BC%88%E3%81%82%E3%82%81%E3%81%A4%E3%81%A1%EF%BC%89)）」。**賀味留彌、賀味留岐**　この神は「記紀」には表れない古い神、「出雲国造神賀詞」の皇親（すめむつ）神魯伎（かむろき）神魯美（かむろみ）命に相当しやう。「かむ」と「かみ」とは転音し易い。「記紀」の神と関連付け、齋部広成が「古語拾遺」に高皇産靈（たかひむすひ）神を古語で多賀美武須比（たかみむすひ）、皇親神留伎とし、神産靈（かむむすひ）神を皇親神留彌、その子を天児屋命とし「むすひ」の神とした。いざなき、いざなみとの関連から「き」を男性、「み」を女性に付すとする説が一般的であるが、「記」では高御産巣日（たかみむすひ）神、神産巣日（かむむすひ）神を独神（ひとりかみ）として、性別が生じる前の神としており、説が別れる。「き」は木、牙、城、黄で、とがって出てくるイメージがあり、「み」は身、實、箕で内實があるイメージであり、また、御であり尊称にも用ゐられ、男らしさ、女らしさをイメージさせやうが、元来、男女の別を指すものではない。「出雲国造神賀詞」においては、この二神は、「高天の神王高御魂・神魂」を指し、出雲の高天で神々を統率する神であり、おそらくは、さまざまな神々となる神の元魂であり、高御魂に天、神魂に地を想定していやう。阿波から安房、常陸に移った忌部氏が持ち込んだ神魯伎神魯美が賀味留岐、賀味留彌に訛った可能性もあらう。 「出雲国造神賀詞」においては、神王を（かぶろ）、高御魂を（たかひむすひ）、神魂を（かむむすひ）と訓じさせており、高皇産霊と神産霊とに同定させ、最高位にある神としており、政権側との妥協が図られたやうだ。 延喜式の時には、天津祝詞大要：一名、禊祓詞注解（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/815077)）に、「高天原（たかまのはら）に神留（かむづまり）坐（ま）す神魯岐神魯美（かむろぎかむろみ）の命以（みこともち）て皇御祖神伊邪那岐命（すめみおやかむいざなぎのみこと）筑紫（つくし）の日向（ひむか）の橘（たちばな）の小戸（おど）の阿波岐原（あはぎはら）に御禊祓（みそぎはら）ひ給（たま）ふ時（とき）に」と整理されており、格上の「むすひ」の神とされたやうである。ただ、出雲国風土記では、伊弉奈枳（いざなき）の麻奈子（まなこ）に坐（ま）す熊野加武呂乃命（くまのかぶろのみこと）とあり、「かむろ」が必ずしも伊弉諾伊弉冉、二神の生んだ諸神の上位にあったとも云へまい。**光宅**　書経、堯典に「光宅天下（光被四表のテキストもあり）」とあり、光は広、宅は有に通じ、広く天下を有す、と注される。堯の公正の光が四方に及ぶとも釈され、天照大神（太陽神）の光が豊葦原瑞穂の国にゆきわたるイメージを兼ねていやう。**御孫命**　天孫降臨を想定しており、記紀では、高天原の諸神を集め、地上にどの神を派遣して平定するかを相談するシーンに相当する。**香島の天之大神**　高天原の天神であり、天では香島之宮（秋本版では日の香島の宮）、地では豊香島之宮に坐（ま）すとする。出雲の神魂の宮は、「吾が十足（とだ）る（十分に整った）天日栖宮（あめのひすみのみや）」、「紀」の神代下、一書の二では、国譲りに際して大己貴神に「天日隅宮（あまのひすみのみや）」を用意する。「記」によれば、それは皇孫の「とだる天の御巣（あめのみす）」に等しいもの。これに倣ったものと思はれる。また、地では天御舎（後の出雲大社）を造るとした。**荒振神**　「紀」の神代下に、「彼（そ）の地（くに）、多（さは）に蛍火の光（かがや）く神、及び縄声（さばへな）す邪（あ）しき神有り」とする。これらを平定するに、「記」では天菩比神、天若日子を派遣するが果たせず、思金神は、建御雷之男神（伊都之尾羽張神の子）に天鳥船神をそえて派遣した。一方、「紀」では、高皇産霊尊が主宰し、経津主神（磐裂根裂神の子の磐筒男・磐筒女の子）に武甕槌神（稜威雄走神の子、甕速日神の子、熯速日神の子）をそへて派遣したとする。「記」では、建御雷之男神の別名を建布都神としたが、「紀」では別神とし経津主神を主とした。古語拾遺では、経津主神を当時の下総国の香取神とし、武甕槌神を常陸国の鹿嶋神とした。中臣氏は武甕槌神を取り込み、物部氏は武甕雷神が用いた剣を「韴霊（ふつのみたま）」として取り込んだ。先代旧事本紀、天神本紀に、天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊（饒速日尊）を豊葦原の千秋長五百秋長之瑞穂国（地上）に降ろすに､天神の璽（しるし）である瑞宝（みつたから）十種を授け、窮すれば、「布瑠部（ふるへ）、由良由良止布留部（ゆらゆらとふるへ）と。このように成せば、死人も生き返る。これは、所謂、布留の言本（ことのもと）である」とある。石上神社（[HP](http://www.isonokami.jp/about/c2.html)）では、「饒速日命の御子 宇摩志麻治命（うましまじのみこと）がこの神宝を用いられ、初代天皇と皇后の大御寿命（おおみいのち）が幾久しくなられることを祈られました。これが鎮魂祭（みたまふりのみまつり）の初めになります。その後宮中で韴霊（ふつのみたま）と共にお祀りされていましたが、崇神天皇７年に韴霊と共に現地、石上布留高庭（いそのかみふるのたかにわ）に遷されました」としている。武甕槌神あるいは経津主神が用いた剣は十握剣、素戔嗚尊が大蛇（羽羽）を切った剣で別名が天羽羽斬（あめのははきり）・蛇之麁正（をろちのあらまさ）・蛇之韓鋤剣（をろちのからさひのつるぎ）、伊弉諾尊が火神の軻遇突智を斬った十拳剣で別名が天之尾羽張・伊都之尾羽張、石上神社に在るとされ、倭の石上神社と吉備の石上神社の二説となっている。ただ、天照大神が誓約（うけひ）において、この十握剣を三段に折り､三女（みはしらのひめかみ）をなし、すでに姿を変えて無くなっていたはずであるが・・・変化自在である。 |

其（その）後、初國所知（はつくにしらす）美麻貴天皇之世（みまきのすめらみかどのみよ）に至（いたり）て、奉る幣（みてぐら）は、大刀（たち）十口、鉾（ほこ）二枚、鐵弓（くろがねのゆみ）二張、鐵箭（くろがねのや）二具、許呂（ころ）四口、枚鐵（ひらくろがね）一連、練鐵（ねりくろがね）一連、馬（うま）一疋、鞍（くら）一具、八咫鏡（やたのかがみ）二面、五色絁（いついろのあしきぬ）一連、俗に曰く、美麻貴天皇之世大坂山（おほさかやま）の頂（いただき）に、白細（しろたえ）の大御（おほみぞ）服坐（きまして）、白桙（しらほこ）御杖（みつゑ）取坐（とりまし）、識（さとし）賜（たまふ）命（みこと）は、我前（わがみまへ）を治奉（をさめまつらば）、汝（みまし）聞勝（ききかつ）、看食（しろしめす）國平（くにたひらけく）、大國小國（おほくにをくに）、事依（ことよさし）給等（たまはんと）、識（しるし）賜（たまひ）き時に、八十之伴緒（やそのとものをを）追集（つとへ）、此の事を挙（あげ）て訪問（とひたまふ）。是に、大中臣神（おほなかとみのかむ）聞勝命（ききかつのみこと）答（こたへ）曰く、大八島國（おほやしまのくには）、汝（みまし）所知食國（しらしをすくに）と事向賜（ことむけたまふ）。香島の國に坐（ます）天津大御神（あまつおほみかみ）の挙教戒事者（みをしへことなり）。天皇、諸を聞（きこしめし）て、卽ち恐驚（おどろきたまひ）、前件の幣帛を神つ宮に納め奉るなり。　

|  |
| --- |
| 鶴峰戊申に云く、初國知美麻貴天皇は崇神帝を謂ふ。紀に曰く、是を以て天神地祇供に和享して風雨時に順ひ百穀用を成す云々。故に偁して御肇國天皇と謂ふなり。佐原義淳云く、汝聞の下の勝の字は、按ずに、恐るらくは後人の爲す字なり。荒木田系圖に云う神聞勝命は孝照天皇より開化天皇の御世に至り奉仕云々（注）。 **許呂**ころ　不明とされる。「こる」は凝る（固まる）、伐る（切る）、懲る（思いとどまる）、枚、練からすれば、鉄の塊か？　**聞勝**　勝字後人の挿入とあるごとく、「汝が聞（き）こし看（め）さし食（を）す」と訓じられ、汝とは崇神天皇のこと。聞勝はの勝は、聞勝命の由来を暗示するものとして付加されたともとれやう。**俗曰**　この説話は他にみられず、俗説として紹介している。「紀」では、崇神天皇七年条（[書紀巻5](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki13.htm#%E4%B8%83%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）に、大物主神が自分の子である大田田根子に自分の祭主とすることを求めた故事を記している。「記」では大物主神の子孫の意富多多泥古としている。武器を幣として奉納するのは、同天皇九年条（[書紀巻5](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki14.htm#%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%B8%89%E6%9C%88)）のこと、墨坂神に赤盾八枚と赤矛八竿、大坂神に黒盾八枚と黒矛八竿とあるが、天皇の夢に現れた神人は特定されていない。幣の内容は異なるが、大坂山のこととあり、その空白の神に、香島の天津大御神をすべり込ませたかのごとくにみえる。それは、「祝詞式」春日祭の条での「鹿嶋に坐す健御賀豆智命（たけみかづちのみこと）」、武甕槌神となり、中臣氏の都合に合致する。 因みに、聞勝命の系譜は、藤原公定（1049-1099年）撰、新編纂図本朝尊卑分脈系譜雑類要集（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/991583)）によれば、 天御中主尊―天八下尊―天三下尊―天合尊―天八百日尊―天八百萬魂――津速魂尊―市千魂尊―居々登魂尊\* 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―神魂命―櫛真乳魂命 \*－天児屋根命―天押雲命―天多禰伎命―宇佐津臣命─御食津臣命─伊賀津臣命─梨迹臣命―神聞勝命、となる。 津速魂（つはやたま/つのはやむすひ）尊は伊勢内宮荒木田祠官幷卜部大中臣藤原臣等の祖、神魂命は伊勢外宮度會祠官の祖。居々登魂（こことたま）尊は興登魂（こことたま）でもあり、許登能床遲媛命を娶し、天児屋根命を生む。天照大神の五臣を中臣上祖天児屋根命、忌部上祖太玉命、鏡作上祖石凝命、猨女上祖鈿女命、玉作上祖玉屋命とす。天児屋根命を河内国河内郡正一位勲一等平岡社に坐し、神事を主る宗源者で太占の卜事を以て奉仕す、と注される。 天八下尊～天八百萬魂に至る系譜は「記紀」、「古語拾遺」にはない。「紀」の神代上二段、一書第二に、国常立尊―天鏡尊―天万尊―沫蕩尊―伊弉諾尊とする記載はある。 先代旧事本紀　第一巻　神代本紀　陰陽本紀　神世七代では、天祖より天八下尊―天三降尊―天合尊―天八百日尊―天八十萬魂尊の系図が記されている。先代旧事本紀が何によって、この系図を導入したかは未詳である。天八下尊以下五尊については（天三降命を宇佐国造の始祖とするが、この天三降尊と合致するかは不明）、他の尊を始祖とする氏族は見当たらない。 先代旧事本紀は、「令集解（859－876年間に編纂）」に引用がありそれ以前、古語拾遺（807年）を引用しておりそれ以降に編纂されたもので、編者としては、平安初期の法律家で、三河国造家の後裔、物部大足の子、興原敏久(849年没)が有力とされるが、未定。（詳細は、中臣氏あれこれ、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/nakatomi-arekore.docx)、中臣氏の祖先）。 弘仁六年(815年)に編纂された、「新撰姓氏録」において、藤原朝臣の始祖が津速魂命三世孫天児屋命と記されている。「新撰姓氏録」に認められた諸氏族の祖先の系譜を見込んで、先代旧事本紀の系譜が作成されたのであらうか。 |

神戸（かむべ）六十五烟。本は八戸。難波天皇の世、五十戸を加へ奉る。飛鳥浄見原の大朝に、九戸を加へ奉る。合せて六十七戸。庚寅の年に、編戸二戸を減して、六十五戸に定めしむ。

|  |
| --- |
| 按ずに、續日本紀に云く、天平寶字二年九月常陸國鹿島神奴二百十八人便に神戸と爲す云々。又神護景雲元年四月鹿島神賤男八十人女七十五人を放ち艮に從ふ云々。又寶龜四年六月神賤一百五人、神護景雲元年より制を立て一所に置き艮と婚姻を許さず。是に至り舊に依り居住し更に其の同類相婚すこと一に前例に依り移動せしめず云々。同十一年十二月常陸國言く、脱漏神賤七百七十四人神司に編すを請ひ之を許す。三代實録に云ふ、貞觀八年正月、鹿島大神楤て六箇院廾年間一に修造を加へ、用ふ所の材木五萬餘、枝工夫十六萬九千餘人、料稲十八萬二千餘束云々。延喜式に云く、常陸國鹿島神社正殿廾年一度改造、其の料便に神税に用ふは神税無きが如し、即ち正税に充てる云々（注）。**難波天皇**は孝徳天皇、大化の改新の時。己酉年、大化五年（649年）に、下緫国と那賀国の一部を割き、神郡として香島郡を置き、天の大神の社、坂戸の社、沼尾の社、三處を合せて揔て香島天之大神と称したとあり、それに伴い神戸が増加せしめられたのであろう。孝徳朝に伊勢に神郡が置かれたごとき。中臣氏の強い意向が反映されていやう。**烟**　けぶり、かまどから立ちのぼるもの。暮らし。生計。戸数を表はす。 |

淡海大津朝（あふみのおほつのみよに）、初（はじめて）遣使人（つかひひとをして）神の宮を造（つくらしむ）。爾（それ）より以來（このかた）、修理すること絶へず。年別七月に、舟を造（つくり）て津宮（つのみやに）奉納（おさめたてまつる）。古老の曰く、倭武天皇の世に、天之大神、中臣の臣狭山命（おみさやまのみこと）に宣（のりたまはく）、「今の社の御舟は□□□□」。臣狭山の命答曰（こたへまうさく）、「謹（つつしみ）て大命を承（うけたまは）る。敢（あへ）て辭（じす）所無（なし）」。天之大神、昧爽（あくるあした）復（また）宣（のりたまはく）、「汝の舟は、海の中に置け」と。舟の主仍（より）て見るに、岡の上に在り。又宣く、「汝が舟は、岡上に置つ」と。舟の主因（より）て求るに、更に海中に在り。此の如き事、已に二三に非らず。爰に則ち懼惶（おそりかしこむ）。新（あらた）に舟三隻を造らしむ。各長さ二丈餘（あまり）。初て之を獻る。

|  |
| --- |
| 按ずに、臣狭山命鹿島大宮司系図圖に云く、天児屋根命十世孫臣狭山命の御子狭山彦命中臣鹿島連の初祖なり云々。續日本紀に云く、天平十八年三月常陸國鹿島郡中臣部廾烟、占部五烟は中臣鹿島連の姓を賜る云々（注） **淡海大津朝**は天智朝。**中臣臣狭山命**、常陸国では、天平18年（746年）以前は中臣部と卜部とは別であったやうだ。尊卑分脈によると、国摩大鹿島命―臣狭山命ー跨耳命（雷大臣命）ー大小橋命ー阿麻毗舎卿ー（阿毗古連）ー眞人大連ー鎌大夫ー黒田大連ー常盤大連、となり、常盤大連の注に、「本系に曰く、始めて中臣連姓を賜る、本は卜部なり」とある。常盤大連は、欽明天皇の御世のことである。臣狭山命は日本武尊の時に香島で天の大神を祭祀していることになる。父の大鹿島命は垂仁朝の大夫であり、倭で執務していることになる。雷大臣命は神功皇后の時に、審神者として描かれる中臣烏賊津使主であり、九州に同行している。いずれにも「中臣」が付されているが、常盤以前では「中臣」ではなかった。秋本版では、臣狭山（おみさやま）命ではなく巨狭山（おほさやま）命としておられる。**天之大神**、臣狭山命に舟を献上することを申し渡したとする。臣狭山命に舟を海上に置かすが岡上に在るとみえる、岡上に置かすと海上にみえる。瞬間移動なのか、幻覚をみせる能力なのか、中臣氏は津宮で祭祀する天之大神を武神の武甕槌神としたやうだ。**丈**、一丈は十尺、一尺約三十センチ、十尺約三メートルとされ、ここでは大きな舟と注されるが、説文解字によれば、「、十尺なり、又の十を持つに従ふ」とある。又とは手であり十を持つとは杖を持つこと。この杖は身長と同じ長さ。注に、「周制に八寸を尺と爲す。十尺を丈と爲す。人長は八尺。故に丈夫と曰ふ」とあり、丈夫とは成人男子のこと。丈は身長の長さ。二丈餘は身長二倍強の長さ。 |

又、年別四月十日、祭を設（まうけ）酒を灌（そそぐ）。卜氏種屬（うらべうしのやから）、男女集會（つどひ）、日を積（つみ）、夜を累（かさね）、飮樂歌舞（ゑらきうたひまふ）。其の唱（うたに）曰く、「安良佐賀乃（あらさかの）賀味能彌佐氣乎（かみのみさけを）多義止（たけと）伊比祁婆賀母輿（いひけばかもよ）和我惠比爾祁牟（わがゑひにけむ）」神の社周匝（めぐりに）、卜氏居所（うらべうちすめり）。地（くに）の體（がた）高敞（たかく）、東西海に臨む。峯谷犬牙し邑里（むらさと）交錯（まじはれり）。山木野艸、自ら内庭の藩籬（まがき、はんり；垣根）を屏（かくす）。潤流崖泉。朝夕の汲流（くみみず）□涌（わく）。嶺頭に舎を構（かまふ）れは、松竹垣外（かきのと）を衛（まも）る。谿（たに）の腰に井（ゐ）を堀り、薜蘿（かつら）壁上を蔭（おほ）ふ。春、其の村を經（へ）れは、百艸□花。秋、其の路を過れは、千樹錦葉。神仙幽居の境と謂ふ可し。化誕の地と□異。佳麗の豐、委記可からず。

|  |
| --- |
| 丙本、藩籬を蕃籬と作す。甲本、乙本、潤流を瀾流（溢れ流れる、洗米水の義もある）と作す。丁本、潤流を澗流（谷間に流れる）と作す。今、己本に据り何是か知らず。按ずに、諸本百草下、朽損二字有るに、疑ふらく、後人が校語して誤りて本行に入れり。故に今之を削る（注）。 **灌酒**、論語八佾篇に、「子の曰はく、禘（てい）既に灌（そそ）ぎてより往（のち）は、吾之を觀ること欲せず」とある。禘とは上帝（天帝）を祭祀すること。灌は酒を灌ぐこと、祭祀に際して酒を灌ぐ儀式であるが、その古義は定かでないが、神霊、祖霊を迎へるやうな説となっている。**卜氏種屬**、嘗て、天之大神を祭祀していたのは卜氏であり、種属がそれに参集していた。「あらさか」は新営、酒にかかる詞、「かみのみさけ」は神の御酒、多義は「たぎ」で「たぎる」湧くように盛り上がること、であるが、「たけ」とするのは「たげ（水や食べ物を飲み込むこと）」とみるからであらう。「たけ」は古くは「たき」であったとされる。灌酒は、後には、強引に人に飲ませる義となる。さあ飲め、たんと飲めと誘ひ合ふのであらう、すっかり酔っ払ってしまうやうだ。**地體**、神社の周辺に卜氏が住み、そこは高台、東西は海に面し、峰と谷が犬の牙のように尖っており、その中に邑や里が点在し、庭の垣根を山の木々、野の草が屏風のごとくかくし、渓流や岩場から湧き出る水を、朝夕にくみとり、峰に舎を建てても垣の外を松や竹が守ってくれ、谷の脇に井戸を掘れば、ツタが覆い隠してくれる。春にはさまざまな花が咲き、秋には紅葉、神仙（不老不死の人物）が世を避けて暮らすあの世とこの世の境といふべし。**□異化誕之地**、秋本版では、（神仙の幽り居む堺、）霊異（くしび）の化誕（うま）るる地(ところ)と謂ふべしとしておられる。□異は神異（神奇特異；人間業ではない）ではないか。生誕は出生であるが、誕は説文解字に、「詞（ことば）誕（おほ）いなり」とあり、化誕は神異が大いなることではないか、虚誕、妄誕はでたらめな言。**佳麗**、秀麗、美女。その美しさを、ことごとく記すことはできない。これらは、勧酒歌と謝酒歌と注されている。秋本氏は酒を勧める側を中臣氏、謝す側を卜氏とし、連帯感を強めるものとしておられる。天之大神を祭祀しているのは卜氏であり、卜氏が勧める側で種属が謝す側といふが文脈と思はれる。 |

其の社の南、郡家の北、沼尾池（ぬまをのいけ）。古老の曰く、「神世（かみよに）天より流來水沼（ながれこしみずぬまなり）。生（おふ）る所の蓮根。味氣太異（あぢはひいとことに）甘美（うまきこと）他の所に絶之（すぐ）れたり。病有る者は、此の沼の蓮を食（くら）へは早差験之（はやくいえてしるしあり）。鮒鯉多住（ふなこひさはにあり）。前郡（さきのこほり）置く所多蒔橘（さはにたちばなをうゑ）其實味之（そのみうまし）。

|  |
| --- |
| 和名鈔鹿島郡沼尾郷沼尾社の傍に池有り。蓋し是なり。夫木集に藤原光俊の歌有り。其の詞に云く、康元元年十一月五日鹿島の社に詣で其の次に沼尾池の蓮を見る、と。風土記の所謂不老不死の語、今、徒に古語に存すのみ。絶えなむ、云々（注）。 **沼尾池**、「夫木集」に、「沼の尾の　池の玉水　神代より　たえぬや深き　誓ひなるらん」とあり、藤原光俊が「康元元年（1256年）十一月五日鹿島社にまうでて次に宮めぐりし侍るに沼尾社のかの池のことさまいさきよくみえて神代に空より水くだりてと思ふもことにありがたしこゝの運を服するもの不老不死なりなど風土記にみえたるも今はなきふることになん侍りけると云々舊跡のかく絶え行くはいと歎かはしきわざになんとこゝは沼の有ところの岡にして沼尾といふは沼尾かの義なるべし今ハ水漏れて稲田に化し僅に細流の跡を留むるのみ（鹿島志、沼尾池）」とある。自天流來水沼は、天から降った山、天香具山を想起せしむ。**蓮根**、古書における蓮についての記述については「花蓮の歴史、京都花蓮研究会（[HP](http://www.ihasu.net/history.html)）」に詳しい。「シェフのごはん、[HP](https://chefgohan.gnavi.co.jp/food/lotus_root/)」によれば、「蓮の地下茎がれんこんです。「ハス」という呼び方は、「花が咲き終わった後の花托が蜂の巣に似ていることから『蜂巣（ハチス）』と呼ばれ、略されて『ハス』になったそうです。ハスはスイレン科の多年生水草で、その地下茎は泥沼に埋まっているため、収穫作業は寒い時期の重労働になります。仏教では泥の中に根をはり、美しい花を咲かせるハスは、俗世を超えた極楽浄土の象徴として位置づけられています。中国ではハスは不老食とされており、蓮の地下茎（れんこん）以外にもハスの實を大切にしたり、ハスの葉で肉や魚、米を包んで蒸すなど料理に愛用されています」とある。薬膳としての蓮根の効能は、咳止め、解熱、止血等（本草薬膳学院、[HP](https://www.honzou.jp/wordpress/%E9%A3%9F%E8%96%AC/%E7%90%86%E8%A1%80%E9%A1%9E/%E6%AD%A2%E8%A1%80%E9%A1%9E/%E8%93%AE%E6%A0%B9)）。**鮒鯉**、「コイ文化を通じてみる日本の生活環境変化、Borre，Caroline　OUKA,[HP](https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/58809/gk00067_%E8%A6%81%E6%97%A8.pdf)」によれば、日本列島での淡水魚は500万年前に棲息がはじまり、縄文時代の西日本では「フナ・コイ」の文化、東日本では、永く海面下にあり淡水魚より「サケ・マス」の文化であり、東日本に「フナ・コイ」がもたらされるのは8世紀以降の水田稲作との関係が深いようである。水田漁撈から水田養鯉となり、これは昭和になり化学肥料の使用とともに水田での養鯉は終るとされている。鯉は美味のみならず、様々な病気を治す力を持つとされ、また、天皇の前で調理される特別な魚ともみられていたともある。それらを可能にした鹿島の水は、天来の特別のものとする観念であろう。 |

郡東二三里、高松濱（たかまつのはま）。大海の濱邊、流れ著く砂貝、積（つもり）て高丘と成る。松林自（おのづか）ら生（おふ）。椎柴交雑（しひくぬぎまじり）既に山野の如し。東西、松の下に出泉（いつみあり）。八九歩可（ばかり）、淸渟太好（きよくていとよし）。慶雲元年、國司（くにつかさ）采女朝臣（うねめのあそみ）、鍛冶（かぬち）佐備大麻呂等（さびのおほまろら）を率（ゐ）て、若松の濱の鐵（まかね）を採（とり）て、以て劔を造りき。此より以南、軽野の里若松の濱の間に至るは三十餘里可（ばかり）。此れ皆松山。伏苓（まつほど）伏神（ねあるまつほど）を産す。年毎に之を堀る。其れ若松の浦は、卽ち、常陸下緫二國の堺なり。安是湖（あぜのうみ）の有る所、沙鐵は劔（つるぎを）造（つくるに）大利（おおきにとし）然（しかれ）ども香島の神山爲（な）れば、輙（たやす）く入（はいり）て松を伐り鐵を穿（うがつ）ことを得ざるなり。

|  |
| --- |
| 按ずに、髙松濱は其の在る所未詳。髙字恐るらく、若字の誤り、或に云く、若松濱の地、其の髙き處を指して髙松濱と謂ふと。丙本、積成髙丘を民居其丘に作る。今、己本に據る。諸本に卜字無し。丁本に據り之を補ひ、冶字並び之に同じ。按ずに、今、神池の傍ら深芝村二三里ばかりの間、若松の濱を謂ひて、古輕野若松の濱の地、而して沙山松林なり。伏神、甲本、乙本並びて伏字無し。今丙本に據りて之を補ふ。丁本掘字を採字に作る。按ずに、草綱目に茯苓（まつほど：松の下に生える塊状の薬草）の根を抱くもの名づけて伏神と謂ふ云々。佐原義淳云く、上文の慶雲以下廾九字は當に鐵を穿つ也の下に移すべし、恐るらくは傳寫誤れるなりと（注）。 **大海**、鹿島灘。**若松浦**、巻末の地図によれば、若松浦は常陸と下総の堺。香島はそもそも下総海上の若松浦から軽野まで、那珂の阿多可奈湖以南を中臣氏、中臣部が高向大夫に頼み込んで分割したものであった。一つには天之大神の件、もう一つは若松浜の砂鉄と松であり、中央中臣氏がその政治力をかけて分割を成し遂げたものとならう。**慶雲元年**、大宝四年（704年）の改元、持統天皇の葬儀が終り、藤原京に現れた瑞雲に因み改元。この時の国司は、采女朝臣枚夫（ひらふ）。佐備大麻呂は采女朝臣により中央から派遣された鍛冶であり、佐備は佐糜でもあり、神功皇后の時葛城襲津彦が新羅の蹈鞴津（たたらのつ）より連れ帰り桑原・佐糜・髙宮・忍海の四邑の漢人の祖となった佐糜と関連しやう（[書紀巻九](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki22.htm#%E4%BA%94%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%B8%89%E6%9C%88%EF%BC%88%E3%82%84%E3%82%88%E3%81%B2%EF%BC%89)）。蹈鞴（ふいご）であり鍛冶職人であった。**鐵**　丹生にかかる枕詞の場合は「麻可祢布久丹生」で「まかね」と訓じる。色で「くろがね」と訓じる。沙鐵、秋本版では、「すなごのあらがね」と訓じておられる。 |

郡の南廾里、濱里（はまのさとあり）。以東松山の中に、一の大沼有（あり）。寒田と謂ふ。四五里可（ばかり）、鯉鮒之に住む、沼水輕野の田を流れ漑（そそ）くこと二里許（ばかり）、有る所の田少しく之を潤す。輕野以東（かるぬのひむかし）、大海の濱の邊（ほとり）、大舩流れ著く。長（たけ）一十五丈、濶（ひろ）一丈餘（あまり）。朽摧（くちくづれ）砂に埋（う）もり、今猶遺之（のこれり）。謂ふは、淡海の世、國を覓（ま）ぎ遣（つかは）さむと擬（はか）り、陸奥の國の石城の船造をして、大舩を作らしむ。此に至（いたり）て岸に著き、卽ち之を破る。

|  |
| --- |
| 和名鈔鹿島郡幡麻郷、其の在る所未詳。北條時鄰云く、寒田は今神の池是なり。諸本に沼水流漑の四字無し。今、丁本及び戌本に据り之を補正す。諸本五丈を五里と作すは誤り、戌本及び辛本に據る（注）。 **寒田**沼があり、上でみたごとく、農閑期、寒い季節に近くの田で鯉や鮒を飼育したのであらう。**大舩**　舩は船と同じ。舟は木をくり抜いて作るものが原義、板を組み合わせて作るのが船、沿海を航行することから㕣が付され、大型のもの。ここでは成人男15人を連ねて寝かせた長さ、巾は成人男一人を寝かせた広さ。陸奥国風土記では槻弓、槻矢に言及されており、造船材木としての槻や樟を産し、この木材加工に秀でた集団が石城に存在し、かつ交易に携はる集団の邑が存在したことにならうか。白村江の戦いには多くの大型船が必要となり、西日本のみならず各地での大型船が逼迫し、陸奥と常陸間の大型船の造船が求められたのであらうか。「國を覓ぎ遣す」意味を含め、福島中央テレビのレポートの「磐城国 海の風土記５『住吉～極東の海洋都市』、[HP](https://fukushima.uminohi.jp/report/fudoki05/)」にこれらのことが考察されている。 |

以南（みなみ）に、童子女松原（をとめのまつばらあり）。古、年少僮子有（あり）。俗に曰く、加味乃乎止古（かみのをとこ）加味乃乎止賣（かみのをとめ）。那賀寒田之郎子（なかのさむたのいらつこと）偁し、女（むすめ）を海上安是之嬢子（うなかみのあぜのをとめと）號（い）ふ。並に形容端正（かほきらきらし）、郷里（さと）に光華（ひかりうるはし）、名声（よきな）を相聞（あひきく）、同（おなじ）く望念（ねがひ）を存（おこ）す。自愛（おのづからいつくしみ）心熾（こころおこり）、月を經、日を累（かさね）て嬥歌之會（かがひのつどひ）、俗に曰く、宇太我岐（うたがき）又加我毘（かがひ）と曰ふなり。邂逅（たまたま）相遇（あひあ）ふ。時に、郎子（いらつこ）歌（うたひ）て曰く、伊夜是留乃（いやぜるの）　阿是乃古麻都爾（あぜのこまつに）　由布悉弖々（ゆふしでて）　和乎布利彌由母（わをふりみるも）　阿是古志麻波母（あぜこしまはも）　嬢子（をとめ）報（こた）へ歌て曰く、宇志乎爾波（うしをには）　多々牟止伊閉止（たたむといへと）　奈西乃古何（なせのこか）　夜蘇志麻加久理（やそしまかくり）　和乎彌佐婆志理之（わをみさばしりし）　便（すなは）ち相語（あひかたらむ）と欲（おもひ）、人の之を知ることを恐れ、遊場より避（さけ）て、松下に蔭る。手を携（たづさ）へ、膝を促（せま）し、懐（おもひ）を陳（の）へ憤（いきどほり）を吐く。既に故戀（さきのこひ）の積疹（つもるやまひ）を釋（と）く。新歡（あらたよろこび）の頻咲（しげしゑみ）を還起（くりかへ）す。

|  |
| --- |
| 按ずに、童子女松原、其の在る所未詳。釋日本紀、風土記を引き松原を杉原と作（な）す。蓋し傳寫致す所を河海抄幻巻の云ふ常陸國童女松原云々。然るに其の文を載せず。釋日本紀、形容を貌容と作し、又、光華を光透と作し、又、郎子歌を嬢子歌と爲し訛る。甲本、乙本及び丙本は、心熾を心滅と作し、戌本に据るに非らず。令世曰く、を或は乎と作すは非なり、蓋しとホは同じ。古本將門記は或はと作す、皆保の省文なり。彰考館本を以てと作すは、是が爲に、乙本郎子歌を大字と作す。今丙本に据り甲本乙本は語字を晤字と作すは皆非なり。己本に据り之を訂正す（注）。 **童子女**　秋本版では「をとめ」は童女の訓であり「「うなゐ」と訓ずべしとし、童子と童女を兼ねて童子女と釈しておられる。「うなゐ」は髫、男児は毛をうなじで結ぶ、女兒はその他の髪を肩で切る、七、八才の子供。「をとめ」「をとこ」は成人に達した女、男、「をと」は子供に状態から女、男の霊を受けたことを表わす（字統）とある。恋する男女であり、七、八才の子供ではあるまい。「かみの」が付されているのは祝（はふり）、巫女（みこ）、斎戒が求められる身であり、交接は御法度、逢っていることも人に知られてはならない。片や嘗ては那賀であった北の寒田、片や南の海上で評判の美女と美男であり双方に望念（逢いたい気持ち）がある。**自愛心熾**　秋本版では自（おのづか）ら愛（いつく）しみ心滅（な）えぬ（恋慕のあまり病人のように心がなえてしまった）、としておられる。心熾であれば、熾は炭火がおこること、恋慕のあまり心がかっかと燃え焦るとなる。待ちに待った日が来たのだが、この松原では、嬥歌であり出会へば、深し仲となりかねず、危ふさを秘めている。嬢子（をとめ）を秋本版では「いらつめ」と訓じておられる。「いら」はトゲ、心が激しく動くこと、ここでは恋心が激しく動いていること。**嬥歌**　「かがひ」は歌垣（垣になって歌う）のこと。「かがひ」は東国の方言で「かけあふ」とされるが、「かぐる（婚る）」「かぐれあふ」から来る（字統）とされる。嬥（じょう）の翟は佾舞(いつぶ)で、舞人が右手に持って舞う柄の上の龍頭の口にきじの羽をさしてある具を云ひ、嬥は、元来、跳舞をいう字とみられている。四川の巴人たちには、手を連ねて歌舞する風があり、それを嬥歌といふ。「『井上新考』では清の趙翼の『簷曝雑記』に苗の風俗に墟という行事があり、男と女が恋歌を掛け合い意気投合すれば、今後の約束をするのだという。また、妻に他の男がからかうと夫は喜び、からかわれない妻は家に帰ると夫から謗られるのだともいう（國学院デジタルミュージアム、[HP](http://jmapps.ne.jp/kokugakuin/det.html?data_id=31822)）」とある。**邂逅**　は先約せず偶然出会ふこと。**郎子の歌**、秋本版では、「いやぜるの　安是（あぜ）の小松に　木綿（ゆふ）垂（し）でて　吾を振り見ゆも　安是小島はも」の末尾を「安是子（あぜこ）し舞はも」と釈し、「小松に木綿を垂らし、私に向って振りながら舞い、私の魂を揺り動かそうとするかのごとき」といふ風にしておられる。衆人に見られることを避けねばならず、密かに松の小枝に木綿を垂らし、私に振り返ったのが、貴方（安是小島）でしょう、といふことか。**嬢子報歌**　秋本版では、「潮には　立たむと言えど　汝夫（なせ）の子が　八十島（やそじま）隠り　吾を見さ走り」の末尾を「吾を見さば知りし」と釈し、「歌垣の群集の中に隠れておられても私を見つめておられたので私には分かった」といふ風にみておられる。嬥歌の濱には立たず、群集から隠れて（松の小枝に木綿を垂らした）私を見つけて、貴方は駆け寄ってこられた、といふことか。**携手**　手と手を取り合ふ、気持ちの通ひ合ふさま。**促膝**　ぴたりと寄り添って坐るさま。**陳懐吐憤**　堰を切るごとく想ひが溢れ出すさま。**釋**　釋は釆と睪からなり、釆は獣爪、睪は獣屍、獣屍を獣爪で裂くことが原義、物を分別して取り出すことから、除き去る、解き放たれることも意味する。**故戀之積疹**これまでに募りに募った恋の患ひ、それがすっきりと解消されると、松の木蔭では、**還起新歡之頻咲**　新たな悦びのめくりめくたびに口元がゆるんだ。咲は口と关からなり、关は笑の略体で、笑は巫女が手をあげて舞い、「笑いゑらぐ」形をしている字。关の形となり字義が不明となり口（𠙵）をつけたとある。「ゑらぐ」は満悦することであるが、原義は巫女が神を楽しませること（字統）であるやうだ。 |

時に、玉露（たまのつゆ）の杪（こずえ）金風（あきかぜ）の節を候（うかが）ひ、皎皎（かうかう）たる桂月（けいげつ）照す處。唳鶴（れいかく）西洲に之（ゆ）く。颯颯（さつさつ）たる松、颸（はやて）吟（ぎん）する處。度雁（とがん）東路に之（ゆ）く。山（やま）寂寞（せきばく）として兮（か）、巌泉（げんせん）舊（ふり）、夜（よ）蕭條（しょうじょう）として兮、烟霜（えんそう）新（あらた）なり。近山自（おのづか）ら黄葉（もみじ）散林之（ちりたるはやしの）色を覧（み）る。遥（はるか）海に唯（ただ）蒼波（あおきなみ）磧（いはばを）激（たたく）聲（おと）を聽く。茲宵于茲樂（このゆうべこゝにたのしむ）莫之樂（これよりたのしきはなし）。偏（ひとへ）に語之（かたりの）甘味（あまき）に耽（ふけ）る。頓（ひたぶる）に將に夜の闌（あけ）んとすることを忘る。俄而（にはかにして）鷄鳴（とりなき）狗哭（いぬほえる）。天暁（あめあけ）日明（ひあきらか）。爰（ここに）童子等（わらわら）爲す所を知らず、遂に人の見るを愧じて、化して松樹と成る。郎子（いらつこ）を奈美松（なみまつと）謂ひ、嬢子（をとめを）古津松（こつまつと）稱ふ。古より名著（つき）て、今に至（いたり）て改めず。

|  |
| --- |
| 甲本乙本、耽字を沈字と作す、己本に据る。甲本乙本、闌字を開字と作す、丙本に據る。乙本丙本童字を僮字と作す、己本に据る（注） **玉露杪**　杪は枝の先端、そこに結ぶ玉の露　**金風之節**　金風の金は五行の金、秋に当り秋風。**皎皎**　潔白、光明なさま。桂月（けいげつ）の桂（かつら）とは、月にある桂（不死の巨木の金木犀、金桂）で、この木の金花を水に浸して呑むと疫病が快癒するとされ、呉剛が陰暦の八月天に梯のかかる十五日（中秋の名月の日）に月に登り桂を伐る伝説（呉剛伐桂；[note](https://note.com/senmi/n/nb1969e2f2443)）がある。桂月は名月。**唳鶴**　鶴の鳴き声、夜半の象徴、不安な気持ちを表はす、鶴が東から西の洲に向ふ。**颯颯**　風が吹いて樹木の葉のさやぐ音。**颸**　秋の涼風、疾風。松葉がさやぎ、ざわめき、通り過ぎる疾風が声をあげる。**吟**　説文に、「呻（うめ）くなり」とあり、気を込めて発声すること。吟ずは、颸のみにあらずといふことか。**度雁**　度はここでは渡る義。雁は飛びながらも妻を呼ぶとされ、鹿と同じく妻問ひとされるやうである。柿本人麻呂の歌に、「さ夜中と　夜は更けぬらし　雁が音の　聞こゆる空ゆ　月渡る見ゆ（1701）」がる。東に向ふとあり、夜は更け、そろそろ旦に向ふことを暗示している。秋本版では、「玉の露杪（こぬれ）なる候（ころ）、金（あき）の風の令節（をり）なり。皎皎（あきら）けき桂月（つき）の照らす処（ところ）は、唳（な）く鶴（たづ）が西（かへ）る洲なり。颯颯（さや）げる松颸（まつかぜ）の吟（うた）ふ処は、渡る雁が東（ゆ）く岵（やま）なり」とされている。**兮**　助詞、語調を整へる。**巌泉舊**　巌泉は厓下に湧く泉、湧きたての清らかな水、舊は長久なこと。山の寂寞なこと清らかな長久の泉の水のごとしといふことか。**蕭條**　蕭はかわらよもぎ、これを脂で焼き、その芳香で神を祀った（詩、大雅、生民）、蕭條は寂しい義であるが、巌泉に続いており、秋の香を想定していやう。**烟霜**　漢文では霜烟で、迷蒙（ぼんやりとした）とした月の色。ぼんやりと薄あかるい旦の色、新たなる朝の訪れであらうか。秋本版の訓では、「山は寂寞（しづか）にして巌（いはほ）の泉旧（ふ）り、夜は蕭条（さび）しくして烟（けぶ）れる霜（しも）新（あらた）なり」とされている。霜に煙る朝なら松の下は寒すぎる。**黄葉散林之色**　散は筋肉を叩いてほぐすことが原義で、説文では雜肉とある。散人は無用の人、散位、散官は位があるが職掌のないこと（字統）とある。青々としていた山、檜や杉などは素戔嗚尊が半島から持ち帰ったとされ、我が国の植生では広葉樹が主であったとされ、秋になると葉の色が変わり、落葉するものが多い。その状況を形容した言葉であらう。**蒼**　説文に、「艸色なり」とあり、注に「引伸して凡そ靑黑い色の偁と爲す」とある。薄明かりのなかでの海の色。**磧**　水際の石の多い所、ここでは海中の岩場。遙か彼方の岩場に押し寄せる波の音が聞こえている。**聲**　殸と耳からなり、殸は磬（けい、打楽器）の初文、磬を叩き、神を招き、神意を耳にする。神や自然の霊の示現、後には、宮商角徵羽の聲（音律）とされ、心の意が口から発せられるものを声とし、絲竹金石匏土革木、自然のたてるものを音としたやうである。しかし、意も音と心からなり、音も元来は神の訪れの示現とあり、この区別は慣習的なもののやうである。ここでは波の岩場に当たる音。夜が明ける警告の声であるが、それを聞き逃していることを暗示している。**茲宵于茲樂莫之樂**　秋本版では、「茲宵、茲に樂しみこれより樂しきは莫く」とある。茲（ここ）には艸が生いしげる、ますますの義があり、宵がふけるほどに楽しみが増すさま。**耽語之甘味**　耽は説文に「耳大いに垂れるなり」とあり、媅に通じ、媅が樂に通じることから樂しむ義ともなる。冘は沈に通じ、耽はふけることでもある。甘味は美味、滋味、緊張を緩め、痛みを和らげ、うっとりとした気分にもさせる。旦とは太陽が地平から昇るさま、天子の第一の仕事は朝の太陽を迎へること、朝礼である。祝（はふり）や巫女はその礼に従ふべき職分、それを忘れ、日が昇った後に松下に居るところを目撃された。**闌**たけなわ、[盛り](https://www.weblio.jp/content/%E7%9B%9B%E3%82%8A)が[極まって](https://www.weblio.jp/content/%E6%A5%B5%E3%81%BE%E3%81%A3%E3%81%A6)、それ[以後](https://www.weblio.jp/content/%E4%BB%A5%E5%BE%8C)は[衰え](https://www.weblio.jp/content/%E8%A1%B0%E3%81%88)に向かう時。**愧**　見苦しいことを人に対してはじること、恥は反省してはずかしく思うこと、羞ははすかしくて人に顔をあわせられないこと（漢倭中辞典、角川）。歌垣の夜はご無礼講であり、神職とて羽目を外すことは赦されやう。しかし、旦を越へて耽るとあらば、神に仕へるものとしての義務を怠ったこと、また、それを目撃されたのは愧となった。化して松樹となる。化は甲骨文字では\*、人と匕（顚倒した人）からなり、生きていた人が死ぬ様が原義（字統）。仏教は輪廻、所謂、魂、霊は萬物、動物にも、虫にも、植物にも生まれ替はる、死して49日で、どうせ生まれ替るなら、人の子宮に入り込み、人に生まれ替はれ、さすれば、修業して悟りを得る道も、また、開けやうとする考え方をもたらした。二人は松樹に生まれ替はることを選んだ。夫婦松ならば、夜も昼も、心おきなく、潮風に吹かれ、月や波や人々の生業をながめ、枝葉を交はらせて、耽語之甘味、誰に憚ることもありますまい。 \* |

郡北三十里、白鳥里（しろとりのさと）。古老の曰く、伊久米（いくめ）天皇之世、白鳥有り、天（あめ）より飛來、化（かし）て僮女（をとめと）爲り、夕に上（のぼ）り朝に下（くだ）る。石を摘（つまみ）て池を造る。其れ堤を築（つ）かむと爲（し）、徒（いたづら）に日月（ひつき）を積（つみ）て、之を築（つ）く。築（つけ）ども壊（やぶれ）て、作成（なす）を得ず。僮女等（をとめら）唱（うたひ）て曰く、志漏止利乃（しろとりの）　芳我都々彌乎都々牟止母（はがつつみをつつむとも）　安良布麻自呂疑（あらふまもうき）　波古叡（はこゑ）　□□□□　斯呂歌を唱て、天に升る。復（また）降來（くだりきたら）ず。是に由（より）て、其の所を白鳥の郷と號く。

|  |
| --- |
| 和名鈔鹿島郡白鳥郷、今郡中大和田村主石神社梁牌の銘に白鳥莊德宿の郷字有り。今、德宿村に白鳥神社有り。又、府中税所氏古文書に、白鳥郷名有り。按ずに、今大和田德宿等の地、古白鳥郷と謂ふは是なり。按ずに、丁本が斯呂を斯㠯と作すは、與清云ふに、呂字の下に恐るらく鳥字脱せると、蓋し白鳥の誤んか（注）。 **伊久米天皇**　垂仁天皇　**白鳥**　志漏止利（しろとり）からきており、「しろ」は白、素（色がついていないこと）と代（他にかわるもの）がある。素のままの鳥、鳥の霊そのもの、「をとめ」にもなる。**摘**　説文に、「果樹の實を拓（と）るなり」とある。僮女の姿であり、秋本版では「摘（ひろ）ひて」としておられる。**築**　竹籠で土を入れ杵で擣（つ）き固める、所謂版築が原義。**壊**　地霊をよびおこす儀礼が興、地霊と決別する礼が壊、土地を去るときにその土主の社を壊（やぶ）り去る（字統）。石を積み重ね、水流をせき止めて、池を作らむとするも、大雨の度に石が流されたのであらうか。秋本版では、「白鳥の　羽が　堤を　つつむとも　あらふまもうきはこえ」とし、斯呂を「斯（か）く口口（くちぐち）に」としておられる。栗田寛氏の『標注古風土記』の「白鳥の石（いは）が堤（つつみ）を包（つつ）むとも洗（あら）ふまも憂（う）きはこえしろとり」を紹介されるも、諸説あり釈が定まらない。はこえの「こえ」は「くゆ」の東国方言で、壊（く）ゆ、崩れること、としておられる。この「しろとり」達は地上で乙女になりたかった。その成否は池を造ることにかかっていた。「つつむ」は包みこんで中のものを外に表はさないことで、「つつしむ、慎む」義ともなる。ここでは水をつつみこんで外にもらさないやうにする。しかし、石を積んだのみでは水は止められないので、羽を広げて止めやうとするが所詮は無理。「つつむ」には「障」、何かの禍（わざわい）によって妨げられる義があり、それを恐れはばかる心情を「つつまし」といふ（字訓）。「あらふ」は洗、滌で、身を清める「みそぎ」の義があり、また、「散（あ）る、離（あ）る」の義もある。「しろとり」の霊には、松になった男女のごとく、何らかの障（さはり）が興り、「みそぎ」もならず、池は成らず、乙女になりきることも叶はす、離ることになった、といふことか？天に升らむとするものもあれば、地に下らむとするものもあるが、双方ともなしとげるは難しかった。流行の神仙の雰囲気がある。 |

以南（みなみに）有る所の平原（はら）、角折濱（つぬをれのはまと）謂ふ。謂ふは、古（いにしへ）、大蛇（おほへみ）有（あり）。東海に通（いたらむ）と欲（し）、濱を堀（ほり）て穴を作る。蛇角（へみのつぬ）折落（をれおちぬ）。因（より）て之を名（なつ）く。或（あるひと）曰く、倭武天皇、此濱に停宿（やどり）、御膳を羞（すすみ）奉（たてまつる）。時に都（かつ）て水無（なし）。卽ち鹿の角を抜執（ぬきとり）て、地を堀る。爲其角折（そのつぬをれたれば）所以名之（ゆゑになつくるなり）以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、角折濱、鹿島神宮北三里ばかり、今、角折村有り。令世云く、按ずに、文正草子に曰ふ常陸國角岡磯、蓋し亦此の地を指すと。按ずに、謂古以下は乙本、己本、分註と為すは、恐るらく、傳寫の訛（あやまり）なり、今、丙本及び戌本に据り之を補訂す（注）。 常陸国風土記では飲料水や田畑の水などにまつわる伝承が多い。白鳥が池を築くといふも水源を確保する試みとみることもできやう。ところが年月をかけても成功しなかった。この蛇の伝承は、平原とはいへ濱としている。東海に通じるに濱に穴を掘る意味が分からない。平原が湿地であり水抜きをするなら、穴を海に通すより溝を掘るだらう。濱で穴を掘れば出るのは海水である。続く伝承では、この濱を掘って飲料水、調理用の水を得たとあり、この平原は湿地でもない。それも鹿の角で掘って水が湧く濱といふ、どう解するべきか分からない。 角のある大蛇は、霊力のある蛇であり、角が折れるのはその霊力を失ったことになる。成功しなかった白鳥と同様の結果である。かつて現地で異様な霊力のある族がやってみたが成し遂げることができなかったことが、倭武天皇の下では、鹿の角で容易に成し遂げることが叶ったとでもなるのか？ |

那賀郡（なかのこほり）　東は大海。南は香島茨城郡。西は新治郡。下野國の堺大山。北は久慈郡

最前略之　平津駅家（ひらつのうまやあり）、西一二里に岡有（あり）。名（なつけ）て大櫛（おほくしと）曰ふ。上古（いにしへ）人有。體（からだ）極（きはめ）て長大、身（み）丘壟之上（をかのうへ）に居（おり）、蜃（うむき）を採（とり）て之を食（くら）ふ。其の食ふ所の貝、積聚（つもりて）岡と成りき。時の人、大朽之義（おほくちのぎ）取て、今、大櫛之岡（をほくしのをかと）謂ふ。其の大人の踐跡（あとところ）長（ながさ）三十餘歩、廣（ひろさ）二十餘歩、尿穴趾（いばりのあと）二十餘歩許（ばかり）可（あり）以下略之

|  |
| --- |
| 古事記に曰く、神八井耳命は常道仲國造等の祖、國造本紀に曰く、志賀髙穴穂朝御世に伊豫國造同祖の建借馬命を仲國造に定め賜ふ云々。諸本は最前略之の四字を脱す。乙本に据る。按ずに、固鈔本は不全、然れども此の條、蓋し折中の文なるも、故に之を載す。姑存（とりあえず）以て備考とす。平戸と大串の二村は相接し、今、茨城郡に隷し、古、那珂郡の地。昌秀云く、今大串の西隣の東前村に池有り、今此を𡱖穴趾と謂ふは蓋し是なり。 これは、貝塚の成り立ちに関する伝承とみられている。「くし」に櫛、串の字を充てたために、その字のイメージと貝塚とが合致しなくなっていたのであらう。「くし」は奇、人知でははかりしれない義であったのかもしれない。そこで人間ばなれした「大人」を想定したのであらう。「くち」朽は、「くつ」からきており、時の経過で機能を失ひ崩れているさま、であり、かく形容し直したとみえる。また、秋本版では、「身は丘壟の上に居ながら、手は海浜の蜃を摎（くじ）りぬ・・・大挎（おほくじり）の義・・・」と「くじる」、掘り返すとしておられ、釈が別かれる。貝塚は縄文時代から弥生時代の現地の生活を知るうえで重要な痕跡であるやうだ。「貝塚を形成したとはいえやはり「貝」は主食ではなく、石庖丁が示すように稲作あるいは畑作を営んでいたと考えられる。しかし、現在の石崎川の蛇行の様子から弥生時代の人々は、 川の氾濫や洪水に苦しめられたことであろう。そうした理由から生産性も低く年間通しての 食料の確保が困難であったために貝を採集していたと思われる。弥生時代の貝塚は九州でも 比較的多く、県内では串間市の本西方貝塚、延岡市の高野貝塚、宮崎市の住吉石崎川上流貝 佃 塚、下那珂貝塚の四箇所確認されている。 餉下那珂貝塚から出土した遺物は、後期初頭に瀨戸内系の影響がみられた次の段階で、絵画 文など畿内の影響をうけている。これ以後、記号文や叩き技法、そして周溝墓と明瞭な姿で 畿内系文化が現れる。このように下那珂貝塚が形成されたのは、畿内文化との長い交流の始まった時代である（『埋蔵文化財調査研究報告2：下那珂貝塚』宮崎県総合博物館、[HP](https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/3564)）」とある。古事記が、神八井耳命を常陸那賀の国造等の祖とするのもそれなりの根拠があってのことであらう。大人（巨人）は土蜘蛛同様、未開人、未文化人のごとくみなされていた。**尿穴趾**　「いばり」は「ゆばり」であり、「ゆまり（湯放）」からくるやうで、温泉であったかもしれない。 |

茨城里（うばらきのさと）、此より以北は高丘、名（なつけ）て晡時臥之山（くれふしのやま）と曰ふ。古老の曰く、兄妹二人有り、兄を努賀毘古（ぬかびこと）名く。妹を名努賀毘咩（ぬかびめと）名く。時に妹室に在（あり）、人有（あり）姓名を知らず。常に求婚（みあひをもとむ）に就（つき）て、夜來（よるきたりて）晝去（ひるいぬ）。遂に夫婦（めをと）と成り、一夕（ひとよ）懐妊（はらめり）。産月（うみつき）に至可（なり）て、終（つひ）に小蛇（こへみ）を生（うめ）り。明（あくれば）言（こと）無きが若（ごと）し。闇（くるれば）母と語（かたる）。是に母伯（ははもをじも）驚奇（おどろきあやしみ）、心挾神子（かみのこならんとおもひ）、卽ち浄杯（きよきつき）に盛（もり）て、壇を設（まけ）て安置（おけば）、一夜之間（ひとよのほどに）已（すで）に杯中（つきのなか）に滿（みち）、更に易瓫（みかをかへて）置之（おけり）。亦瓫の内に滿（みてり）。

|  |
| --- |
| 和名鈔那珂郡茨城郷、其の在る所を知らず、晡時臥之山並びに同説、下に見える。按ずに、國造本紀に曰ふ茨城國造筑紫刀禰後額田部連子努賀直の祖云々、今此努賀毘古を謂ふは其の種族なり。峨眉小説云く、今、新治郡茨城村西北二里ばかりに村上村有り、その山上に村上龍神社有り。里俗相傳に上古祭る所は小蛇祠なり。所謂瓫器存する所は片岡村、亦、近くに接す、因りて按ずに、晡時臥山は蓋し此の地を謂ふ云々。按ずに、今、新治郡と奥那珂の境は茨城郡に開き、而して其の地遼遠く十里ばかり、古今土壌沿革は後世と雖も測るべからず。前説頗る誣に近く、然りと雖も往々炙人口膾し、何ぞ必ず妄りに意臆を[㫁](https://www.zdic.net/hans/%E3%AB%81)ち、斯の事を無しとおもふべからず（注）。 **晡時**　「ほじ」、申(さる)の刻、日暮れ。「ふし」は、ここでは「ふせく」こと。日暮れを防ぐ山、山の高さを低くする、あるいは、山を遠くに動かすことによって、日暮れを遅らせる。ここでは、巨人が髙山をへこませたことを想定していやう。**努賀**　「ぬか」は額のこと、動詞で「ぬかづく」となり、神に仕へる兄妹であることを連想せしむ。**人**　人の姿をしているが人ではあるまい。**蛇**　神の子と思はれた。「記紀」では三輪の大物主神が蛇身で若者に姿を変へて女（むすめ）のもとに通った。あまりのことに夜明けには言葉もでず、暮れれば母と語らひ、伯父も奇（く）しとし、祭祀をした。**杯**　「つき」は飲食物をいれるふっくらとし、蓋がない浅い器物。**瓫**「みか」は口が狭く腹部が大きな容器、万葉集に「齋瓫（いはひへ）を忌（いは）ひ穿（ほ）り居（す）ゑ」とあり、瓫を土中に置き、獣のやうに伏せて、愛しい人に逢ひたいと祈っている。播磨国風土記では、国の境に瓫を埋めて互いにその境を尊重したとする。磐余彦尊（神武天皇）は天香具山の土で厳瓫（いつへ）を作り、吉野川上で「うけひ」を為した。 「ひさかたの 天の原より 生れ来る 神の命 奥山の 賢木の枝に 白香（しらか）付け 木綿（ゆふ）取り付けて 斎瓮を 忌ひ穿り居ゑ 竹玉を 繁（しじ）に貫（ぬ）き垂れ 獣（し）じもの 膝折り伏して たわや女の 襲（おすひ）取り懸け かくだにも 我れは祈（こ）ひなむ 君に相（あ）はじかも（万葉集379）」 |

此の如き三四（みたびよたび）敢（あへ）て器を用（もちゐ）ず。母、子（みこ）に告（つげ）て曰く、汝（いまし）が器宇（うつはものを）量（はかる）に、自（おのずか）ら神子（かみのこなることを）知る。我屬之勢（わがともがらのいきほひ）養長（ひたす）可（べか）らず、宜（よろし）く父の所在（いますところに）従ふべし。此に有（在ある）合（べから）ず。時に子（みこ）哀泣（かなしみてなく）。面（おもて）を拭（ぬぐひ）て答（こたへ）て曰く、母の命（おほせ）を謹承（つつしみてうけたまはる）敢て辭（じす）所無（なし）。然（しかれど）も一身（ひとりみ）獨去（ひとりいなば）人の共（とも）に去無（いぬことなし）、望請（のそみてこ）ふ、矜（あはれみて）一（ひとり）小子を副（そへる）を。母の曰く、我家に有（ある）所、母と伯父（をじ）のみ。是も亦汝か明（あきらか）に知る所なり。當（まさ）に人の相従ふ可きこと無（なし）。爰（ここ）に子（みこ）恨（うらみを）含（ふくみ）事不吐之（ものいはず）。決別の時（ときに）臨（のぞみ）て、怒怨（えんぬ）に勝（たへ）ず、伯父を震殺（ころさ）むと欲（す）。而して天に昇る時に、母驚動、瓫を取て之を投（な）く。神の子に觸（ふ）れて昇（のぼることを）得ず。因て此峰に留す。盛る所の瓮甕、今、片岡之村（かたおかのむら）に存（あり）。其の子孫、社を立て、祭（まつり）致す。相續（つづき）て絶へず。以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、今新治郡に片岡村有り、然ども其の地隔遠、蓋し此と異なる（注）。 **屬**　「ともがら」と訓じている。「やから」、「うがら」とも訓じる。「や」は屋、「から」はこの場合同じ血の殻（血縁）のこと。最も親密なものが「うがら（親族）」、「やから」は後には、「ともがら」と同じく、同族のこと。**勢**　「いきほひ」と訓じている、「いきほひ」は德の訓でもあり、我が血族の勢力の義のみならず、我が血族の德、ここでは神の血筋ではないこと。この子の父は神であり、その血筋によるべしとしたことにならう。**子**　この子は母と離れることをなんとしても避けたかった。父系より母系を求めた。それで、母に無理難題をつきつけたが、母がその気持ちを分ってくれないと恨み黙り込んだ。この子は、土壇場で非常手段にで、伯父を殺し、母の元に止まらうとした。**震殺**　震は説文の注に、疾雷の名とあり、いわば落雷によって殺そうとしたことにならう。それでやうやく母は気付き、瓫を以てその子を引き留めた。**瓫**　この瓫は神界と人間界の境を象徴していやう、この伝承は素戔嗚尊が黄泉の母を慕った故事を想起せしむ。母と子の情の深きこと、社を立て祭祀すること絶へず。 |

郡（こほり）より東北（ひがしきた）粟河（あはかは）を挾（はさみ）て駅家（うまやを）置くときは、本粟河に近く、河内駅家と謂ふ。今本に随（したが）ひ之を名（なつく）、其の以南（みなみに）當（あたり）て、泉（いづみ）坂中に出つ。水多く流れ尤（もっと）も淸し。之を曝井（さらしゐと）謂ふ。泉に縁（より）て居る所、村落婦女、夏月會集（つどひ）布を浣（あら）ひ曝乾（さらせり）　以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、粟河は未詳。和名鈔那珂郡西粟郷今那珂川の南に、粟村有り。蓋し此に因りて粟河と稱すなり。然し、挾字を乙本は疾と作す。小原俊智の云く、疾粟は疑ふらく今常葉（ときは）村が中河内村南に在り、故に疾粟（ときは）河と稱すなりと。和名鈔那珂郡洗井郷、萬葉集九巻、曝井の歌に曰く、三栗（みつくり）乃（の）中爾向有（なかにむかへる）曝井（さらしゐ）乃（の）不絶欲通（たへすかよはん）彼處爾（そこに）妻毛賀（つまもか）。一正云く、常集村より中河内村に抵（あた）る中間に桍塚村を歷（へ）る路傍に涌泉有り。其の地を曝臺と曰ひ、坂を瀧坂と曰ふ。疑ふらく古曝井は今茨城郡に隷せりと（注）。 **挾**　「はさむ」は両側から押迫っていること。挾粟河置駅家は、文字通りに読めば、粟河を挾んで駅家を置く、河の両側に駅家が置かれていることになる。これが河内駅家であるなら、その位置が河の蛇行部とみなされ、河に挟まれて駅家があると釈され、近粟河の近を迊と改め「めぐらし」と訓じ、駅家をとりまくように川が流れているとする説になる。注では挾粟河を疾粟河、常葉河とする説を紹介している。水流が疾（はやい）とみていることにもならう。**浣曝乾**　浣は「すすぐ」こと、曝は「さらす」こと、乾は「ほす」こと、これからすれば、村の女性陣が、染色した布を豊富な川の水ですすぎ、太陽にさらして、乾かしている様かと思はれる。江戸時代には、「藍で下染をし、落葉樹「ヤシャブシ」の実を煮出した焦げ茶色の染液をはけで引いて染め、その後、鉄しょう水という鉄分を含む液体に浸して黒色に変化させる（東京新聞、[HP](https://www.tokyo-np.co.jp/article/10708)）」水戸黒が製作されていた。藍を産するならば、藍染めかと思はれる。 |

久慈郡（くじのこほり）東は大海、南西は那珂郡、北は多珂郡、陸奥國堺の岳

古老の曰く、郡より以南、近くに小丘（をか）有（あり）、體（かたち）似鯨鯢（くぢらににたり）。倭武天皇、因（より）て久慈（くじ）と名（なつ）く。以下略之

淡海大津（あふみのおほつの）大朝（おほみや）に光宅天皇（あめのしたしろしめししすめらみかど）の世に至て、藤原内大臣（ふじはらのうちのおほとみ）の封戸（へひと）を使撿（みせしむ）に遣（まだされし）輕直里麻呂（かるのあたひさとまろ）堤を造（つくり）て池を成（なせり）。其の池の以北（きた）を謂谷會山（たにあひやま）と謂ふ。有（ある）所の岸壁（いはほ）、形磐石の如し、色黄なり。腕を穿（とおし）て獼猴（さる）集來（つどひきたり）、常に宿り喫噉（くらへり）

|  |
| --- |
| 國造本紀に曰く、志賀髙穴穂御世物部連祖伊香色雄命三世の孫舩瀨足尼を久自國造に定め賜ふ云々。淡海の大津は、天智天皇の都す所。藤原内大臣は蓋し鎌足と謂ふ也。天智紀に曰く、八年十月に、東宮を藤原内大臣家に遣はし、大織冠と大臣位を授く。仍ち姓を賜ひ藤原氏と爲す。此より以後通して藤原の大臣と謂ふ云々。按ずに鹿島郡下村に生まれ、鎌足社有り。皆曰く、鎌足は常陸の人、大鏡簾中抄及び字類抄に見える。 鎌足に封じられた戸がこの地にあることで、鎌足を常陸出身とみるやうである。鎌足の威光が及んでいたことにはならうが、久慈郡に封戸があるからといって常陸出身とするのは根拠としては薄い。大化元年八月に、東国八道に国司を派遣し、「皆戸籍（へのふみた）を作り、及田畝（たはた）を校（かむが）へよ。其薗池（そのいけ）水陸（みづくぬが）の利（くほさ）は、百姓（おほみたから）と倶にせよ。」とあり、東国には舎人部や屯田があり、皇室としても公地公民の実をあげるために、まずとりかからねばならない地であった。 大鏡によれば、中臣鎌子＝鎌足、常陸の生まれとし、藤原氏の祖となり、帝や后、大臣が立てば鹿島に奉幣が為され、鹿島が遠いので春日明神として大和の三笠山に祭祀された。平安京となっては、大原野から吉田に祭祀所が移され、氏寺は大和多武峰とされ、山科の三階寺においても供養がなされ、薬師寺にて最勝会、また山階寺にて維摩会が開催されるとする慣行について述べている。大鏡は190歳の大宅世継（おおやけのよつぎ）と180歳の夏山繁樹（なつやまのしげき）が雲林院の菩提講で交わす昔話であり、おもしろおかしく俗説も盛り込まれていやう。当時の慣行は記載の通りであらうが、その由来については、「藤氏家傳」を無視したものもあり、後の春日神社の「古社記」とも合致しないものとなっている。 「中臣鎌子(かまこ)の連(むらじ)と申して、内大臣になりはじめたまふ。その大臣は常陸国にて生れたまへりければ、三十九代にあたりたまへる帝、天智天皇と申す、その帝の御時こそこの鎌足のおとどの御姓(しやう)、藤原とあらたまりたまひたる。」、「その 鎌足(かまたり)のおとど生まれたまへるは、常陸国(ひたちのくに)なれば、かしこに鹿島(かしま)といふ所に、氏(うじ)の御神を住ましめたてまつりたまひて、その御代(みよ)より今にいたるまで、あたらしき帝(みかど)･后(きさき)・大臣たちたまふ折は、幣(みてぐち)の使(つかひ)かならずたつ。帝、奈良におはしましし時に、鹿島遠しとて、大和国三笠山(やまとのくにみかさやま)にふりたてまつりて、春日明神(かすがみやうじん)となづけたてまつりて、今に藤氏(とうし)の御氏神(うぢがみ)にて、公家(おほやけ)、男(をとこ)・女使(をんなづかひ)たてさせたまひ、后(きさい)の宮(みや)・氏(うぢ)の大臣(おとど)・公卿、皆、この明神に仕(つか)うまつりたまひて、二月(きさらぎ)・十一月(しもつき)上(かみ)の申(さる)の日、御祭にてなむ、さまざまの使たちののしる。帝、この京に遷(うつ)らしめたまひては、また近くふりたてまつりて、大原野(おおはらの)と申す。二月の初卯(はつう)の日･霜月の初子(はつね)の日と定(さだ)めて、年(とし)に二度の御祭あり。また同じく公家の使たつ。藤氏(とうし)の殿(との)ばら、皆、この御神に御幣(みてぐら)・十列(とをつら)奉りたまふ。なほし近くとて、またふりたてまつりて、吉田(よしだ)と申しておはしますめり。この吉田の明神は、山陰(やまかげ)の中納言のふりたてまつりたまへるぞかし。御祭の日、四月(うづき)下(した)の子(ね)・十一月(しもつき)下(しも)の申(さる)の日とを定めて、「わが御族(ぞう)に、帝・后の宮たちたまふものならば、公(おおやけ)祭(まつり)になさむ」と誓(ちか)ひたてまつりたまへれば、一条院の御時より、公祭にはなりたるなり。」、「また、鎌足のおとどの御氏寺(こうちでら)、大和国多武峯(たむのみね)に造(つく)らしめたまひて、そこに御骨を納めたてまつりて、今に三昧行ひたてまつりたまふ。不比等のおとどは、山階寺を建立(こんりふ)せしめたまへり。それにより、かの寺に藤氏を祈りまうすに、この寺ならびに多武峯・春日・大原野・吉田に、例にたがひ、あやしきこと出できぬれば、御寺の僧・禰宜等(ねぎら)など公家に奏し申して、その時に、藤氏(とうし)の長者殿占はしめたまふに、御慎みあるべきは、年のあたりたまふ殿ばらたちの御もとに、御物忌(ものいみ)を書きて、一の所より配らしめたまふ。おほよそ、かの寺よりはじまりて、年に二三度、会を行はる。正月八日より十四日まで、八省(はつしやう)にて、奈良方の僧を講師(こうじ)とて、御斎会行はしむ。公家よりはじめ、藤氏の殿ばら、皆加供したまふ。  　また、三月十七日よりはじめて、薬師寺にて最勝会七日、また山階寺にて十月十日より維摩会七日。皆これらのたびに、勅使下向(ちよくしげ)して余つかはす。藤氏の殿ばらより五位まで奉りたまふ。（駒澤大学総合教育研究部日本文化部門、「情報言語学研究室」、[HP](https://www.komazawa-u.ac.jp/~hagi/txt_ookagami.TXT)）」  鹿島神宮の西の鎌足神社の伝承では、「鎌足とは、中大兄皇子らと共に、蘇我氏を滅ぼし、大化改新をなしとげた中臣鎌足で、後に藤原姓を賜り、藤原氏の祖となった人物です。一般的には、鎌足の生誕地は奈良県といわれていますが、鹿嶋市が生誕地であるという言い伝えも多く残っています。一説によると、鎌足の父は中臣御食子といい、鹿島神宮に仕える神官でした。御食子は若くして都に学び、妻を伴って帰郷しました。そして、鹿島の地で鎌足が生まれました。ちょうど稲刈りの季節でしたので、その稲刈りには欠かせない大切な道具である鎌にあやかり、『鎌子』と名づけられました。鎌子が、すくすくと成長し、二歳になった時のことです。鎌子の母の夢の中に白狐があらわれ、『この子は、将来、国のためにりっぱな仕事をする人です。なおざりにすることなく、しっかりと育てなさい。』といい、鎌を授けていったというのです。目が覚めた母親は、白狐のお告げを信じ、それには、やはり都で学問をさせてあげなければと考えました。それからしばらくして、御食子は妻子を伴い、鹿島を後にして再び都へ向かったということです。また、『鎌子』という名は、白狐の授けた鎌からとったともいわれています。ちなみに、鎌足神社の御神体は、二本の草などを刈る「鎌」で、木の箱に納められ、神社に安置されているそうです。（茨城の民話WEBアーカイブ、[HP](http://www.bunkajoho.pref.ibaraki.jp/minwa/minwa/no-0800100185?f=1)）」。**穿腕**　穿は、説文に、「通なり、牙に従ひ穴中に在り」とある。ネズミなどが牙で穴を通じること。論語「陽貨篇」に、「穿窬の盗」という語があり、窃（ひそ）かに悪事をなすものをいう（字統）。腕を穿（うが）つでは意味不明となり、秋本版では、腕を埦とする説を採っておられる。埦は素焼きの蓋つきの容器であるが穴の義があり、穿穴、「穴を穿つ」とみておられる。穿腕の場合には、腕を通してとなり、岩場の穴を用いて登り降りをして参集することか。**獼猴**　猴の一種。上身の皮と毛は灰褐色、腰部以下は橙黃色、光澤有り。胸と腹部と腿部は深い灰色、面部は微紅、兩頰には頰囊有り、臀部は紅色臀疣有りとされる。また、野果、野菜等を以て食物と為すとある。腰部以下が橙黃色なのは、この磐石の黄色が関係しているとみたものか。**喫噉**　は飲と食のこと、獼猴は通常この磐石の土を獼猴が喰（くら）ふと釈されている。霊長類が土を喰うのは「カルシウム、ナトリウムなどのミネラルを補うという説と、タンニンなどの有毒成分を粘土に吸着させて摂取をできるだけ避けるようにするという説（東京歯科大学千葉歯科医療センター 秦 暢宏、[HP](http://www.chiringi.or.jp/camt/wp-content/uploads/2020/05/80ae258f675ea9d459d85faab00d1d79.pdf)）」があるやうです。さすれば、我々の遠い昔のご先祖様も土を喰らっていたとならう。 |

郡より西北六里、河内（かふちの）里。本、古々之邑（ここしむら）と名く。俗説に猿聲（さるのこえ）を謂ひて古古と爲す。東の山に石鏡（かがみいはあり）昔魑魅（すだま）有（あり）。萃集（あつまりて）鏡を翫（もてあそ）ひ見て、則ち自ら去る。俗に曰く、疾鬼（ときおに）も鏡に面せば自ら滅ぶと。有（ある）所の土の色青紺の如し。畫（ゑ）に用ふに麗之（うるはし）。俗に云く、阿乎爾（あをに）、或に云く、加支川爾（かきつに）。時に朝命に随（したがひ）て、取（とり）て進納（たてまつる）。所謂（いはゆる）久慈河之濫觴（くじかはのはしまりなり）。猿聲より出ず。　以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、河内里は未詳。今の宮河内村、蓋し、是なり。里俗相傳に、古、河内里を稱す。按ずに、鏡石は生井澤村に在り、宮河内村相接して鏡山の石出る所なり。俗に云ふ月鏡石、其の色紫黑、潤澤有り脱字あり鑒（かんがみる）べし。 **魑魅**　魑は鬼と离からなり、鬼は説文に「人の帰す所を鬼と為す」とあり、死者の霊を想定している。离は二竜の相まつわる形で、魑は神獣。魅の正字は鬽、鬼と彡からなり彡は長髪の怪物、魅は「人面獣身にして四足、好んで人を惑はす。山林異氣の生ずる所。以て人を害する（左伝、服虔注）。山海経では、さまざまな人面獣身の魑魅が登場する。和名では、「すだま」、山林・木石の精気から生じるという霊。人面鬼身で、よく人を迷はすとする。魑魅は「ちみ」とも訓じられるが、秋本版では「おに」と訓じられている。和名鈔では、「人神を鬼と曰ふ、於邇（おに）、或説に云ふ、於邇とは隱の字の音の訛れるなり、鬼物は隱れて形を顕はすことを欲せず。故に以て稱すなり」とある。「人神を鬼」とは、死者の霊を鬼とする中国由来に関係しやう。姿を現さず人を害する「もの」を「おに」とし、万葉では「鬼」の字を充てたやうである。古来、万物に「たま（玉、魂、霊）」が宿るとし、人を助ける「もの」もあれば、悪さをする「もの」があり、「もの」の「け（異、普通でないもの）」を感じていた。神にも和魂（にきたま）、荒魂（あらたま）、奇魂（くしたま）を想定し、福も禍も不可思議ももたらすものであった。「くに」が組織され人間の組織力が発揮されるやうになると、大なる功を為して死んだ人が神として祭祀されるやうになり、平安時代では怨みを懐いて死んだ人間の「たたり」、「怨霊」が恐れられるやうになる。時代により、とらへ方は変化しており、解釈がむつかしい。時代が進むにつれ、魑魅は辺境の未開の地の人面獣身のさまざまな化け物とされてゆく。**疾鬼**　捷疾鬼とされるもので、「梵语の夜叉"の意譯。其れ人の血肉を食ひ、或は空を飛び、或は地を行くこと、捷疾（すばやき）を以て畏らるべし（漢典）」とあり、元来は光のように速い超自然的存在として祭祀されたやうで、悪鬼のやうにも見なされれば、仏教では、毘沙門天の従者、北方の守護者ともされる。地獄の概念がもたらされると鬼のイメージは多様化する。**面鏡自滅**　鬼は自分では自分がどんな顔をしているか分らない。守護者である夜叉が自分の憤怒の形相を鏡に見て、怨霊のごとき面相にビックリして我に帰るやうなものかもしれない。人も神も、鬼にも様々な心の変化、形相があり、一元的には捉へがたい。自去、自滅で終わったものか？　**濫觴**　らんしょう、物事の始まりの意味で用ゐられる。「荀子、子道」に、孔子の言として引用される。「（黄河も）其の源は以て觴（さかずき）を濫（うかぶ）べし（源流は、杯を浮ぶ小さな流れ）」だが、海に出るは、大河。 |

郡の西□里、静織里（しとりのさと）。上古の時、未だ綾を織るの機（はたを）識（しら）ず。未だ知（しる）人在（あら）ざる時に、此村初織（はしめてはたおる）。因（より）て之を名（なつく）。北に小水有（あり）。丹石交錯（あかきいしましはれり）。色は㻞碧に似（に）、火を□鑽（きるに）尤（もっと）も好（よし）。故に以て玉川（たまかはと）號（い）ふ。

|  |
| --- |
| 和名鈔那珂郡倭文郷神名式静神社、按ずに、今、静村祭神天手力雄命主計式常陸國倭文卅一端在り。餘より曝布を輸し、又、新猿樂記す常陸綾布云々。按ずに、今、東野八田兩村中に小流有りて玉川と謂ふ。其の水中に碼碯燧石及び扁青碧靑の類有り。琢磨して玉を造り、尤に潤澤有りて佳品と為し、又、砂金を出し、故に其の川に朶（た）れる橋を號づけて金玉橋と謂ふ（注）。 **静織**　「しとり」と訓じており、倭文のこと。古語拾遺に、「長白羽神（ながしらはのかみ；伊勢國の麻續“をみ”が祖なり。今の俗に、衣服を白羽“しらは”と謂ふは、此の緣“ことのもと”なり）をして青和幣（古語に爾伎弖“にきて”といふ）と爲さしむ。天日鷲命“あめのひわしのかみ”と津咋見神“つくひみのかみ”とをして榖“かぢ”の木を種殖“う”ゑて、白和幣（是は木綿“ゆふ”なり。巳上の二つの物は、一夜に蕃茂“しげ”れり）を作らしむ。天羽鎚雄神（あめのはづちのをのかみ；倭文“しとり”が遠祖なり）をして文布“しつ”を織らしむ。天棚機姫神“あめのたなばたつひめ”をして神衣“かむみそ”を織らしむ。所謂和衣(古語に爾伎多倍“にきたへ”といふ)なり（岩波文庫）」とある。古代の織物の白布に対し、コウゾ・アサ・カラムシの繊維を青緑、黄紅その他の色に染め横糸として織り込み、帯や衣裳と為したもので、元来は神衣用の織布。**綾**　あや、あやきぬ、模様を織りなした絹織物、漢代に輸入された絹織物に対し、我が国の古来のものが倭文織。倭（やまと）文（あや）。崇神天皇の時に倭文神社がみえる。養蚕をして繭から絹糸を紡ぐことが導入されたのは仁徳天皇の時とされる。大正十二年に編纂された那珂郡郷土史（国会図書館、[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/978701/48?tocOpened=1)　48）によれば、健葉鎚神は、手力雄命―天日鷲命―長白羽命―天羽鎚雄命（健葉鎚神）の系譜であり、織物工芸の上では倭文神であるが、羽鎚とは速雷の意であり、出雲で大国主命に国譲りを迫ったかの建御雷神（武甕槌神）、経津主神すら平定できかねた香香背男の勢力を常陸から掃蕩した武神ともされる（大甕倭文縁起）。『万葉集』巻20には天平勝宝七年（755年）二月に、防人として九州に赴いた常陸国の倭文部（しとりべ）可良麻呂（からまろ）の詩が掲載されている。「から」とあり、檜前氏、川原氏系の漢人子孫とみておられる。建葉槌命を祭祀する常陸二ノ宮「静神社」は、大同年間（806～810年）の創建とされている。製糸、染色の技術集団が織布技術を手にしたことにならう。以下に玉石に言及されており、研磨する技術も予想され、献上品を製作することができる工芸の里であったとみえる。**小水**　は小さな川。**丹石**　「あかい」石は珍重された。㻞はキラキラしていること。いわゆる赤碧石（レッドジャスパー、ミューゼオ[HP](https://muuseo.com/mahaltaji/items/17)）、我が国では古来越（新潟）産が流通しており、玉川でも産すと記載したことにならう。中国では長江流域の鶏血石が珍重され、縄文時代より我が国の「越」の赤碧石を求めてつながりがあったとされている（玉で結ぶ日本列島と長江下流域 広島大学　李国棟、[HP](https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/2/24897/20141016150254911731/66_103_lee.pdf)）。 |

郡の東□里、小田里（をたのさと）。多く墾田（はりたと）爲（す）。因て以て之を名く。有（ある）所の淸河（きよきかは）、源（みなもと）北の山に發（おこ）る。近く郡家（こほりのみやけ）の南を經（へ）て、久慈河（くじかはに）會ふ。多く年魚（あゆを）取る。大（おほきさ）腕之（たたむきの）如し。其の河の潭（ふちを）之（これ）石門（いはとと）謂ふ。慈樹（しげれるきは）林を成し、上（かみ）は、卽（すなはち）幕歴（おほひわたり）、浄泉（きよきいづみ）淵を作（なす）。下（しも）は、是（これ）潺渓（そそきながる）。□□□青葉自（おのづから）蔭景之蓋（ひかげのおほひ）を飄（ひるかへ）す。白砂（しらすな）も、亦（また）、翫波之席（なみをもてあそぶむしろ）を鋪（し）く。夏月熱日、遠里近郷、暑を避け、涼を追ふ。膝を促（せめ）、手を携（たづさへ）、筑波之雅曲（かがひ）を唱（うた）ひ、久慈の味酒（うまさけを）飮む。是（これ）、人間（ひと）の遊（あそび）と雖ども、頓（ひたぶるに）麈中之煩（ちりなかのわづらひ）を忘る。其の里、大伴（おほとも）村、涯（きし）有（あり）、土の色黄也、群鳥飛来、啄咀所食（つひばみくらへり）。

|  |
| --- |
| 按ずに、日本後紀に云く、引仁三年十月癸丑に、小田驛を建つ。令世曰く、小田里は其の在る所未詳。按ずに、下の文に墾田を曰く、則ち小字の下蓋し墾字を脱せり。按ずに、今、此を清河と謂ふは、蓋し淺川を云ふなり。其の源は宮河内村より出でて南に流れ久慈河に會ひ、又、其の河潭に臨み岩手村有り。此を石門と謂ふは、蓋し此の地を謂ふなり。門手の音は相通じて今に至る。年魚亦多しかな。大伴村は其の在る所未詳。丙本、丁本は大伊と作すも不詳。因りて、按ずに、今、静村より太田村に至る間に大平大里大門等の名有り、字は相似ており恐るらくは傳写の誤りなり（注）。**小田里**　注では小墾田（をはりた）里の可能性に言及。秋本版では山田里とされている。**年魚**　腕の大きさの鮎であり相当大きい。**幕曆**（ばくれき）　幕は暗い、隠す、覆ふ義があり、歴はめぐる、わたる、つぎつぎの義があり、林の上は木々に次々に覆われ薄暗いさまとならう。**潺渓**（せんけい）　潺は水がサラサラと流れるさま。渓は流れる水、谷川のこと。**蔭景之蓋**（いんけいのがい）　蔭は、動詞で「おほう」、名詞で「こかげ」、景は日の光り、蓋は、ふた、おほひ、日光を遮り覆ふもの。木陰をもたらす青葉がゆらゆらそよいでいる光景。**熱**　自然の温暖なる気候が原義。暑は太陽が照りつける夏の熱。**翫波之席**（がんぱのせき）　翫は説文に「習（なら）ひて猒（いとふ）なり。習に従ひ元聲。『春秋傳』に曰く、歲を翫（もてあそ）びて日を愒（むさぼ）る」。地上に直接敷く一重のものは筵（えん）、その上に重ねるものが席。**鋪**　『禮記·樂記』に「筵席を鋪きて、尊俎を陳す。」とあり、（すみずみまで）敷きつめる義。川底に敷きつめた花崗岩質の白砂の敷物の上を、谷水がサラサラと波打って流れるさま。**筑波之雅曲**　筑波嶺での歌垣の歌（10頁）。**遊**　「あそぶ」は狩猟や収穫を楽しんで歌舞すること、「記紀」では、遊芸は天岩戸の前での神事に由来する。游は、水の女神の祭祀に関するもので、水神の自在に行動し移動するさまが原義。遊は神霊の遊行、人間的なものを超える状態を云ふが原義。**麈中之煩**　麈は鹿と土からなり、鹿の群れが土煙をあげて進むさま。麈外は世の外、麈中は俗世のこと、麈中之煩は仏教風、人の群れが日々業（ごう）による煩い（生老病死）を生きているさま。**涯**　山の近くは厓、川の近くは涯。涯の土を鳥が喰らふは、歯の無い鳥が「​砂嚢の中で土と一緒に強力な筋肉でこすりあわせて食物を砕く」ためといふ。 |

郡の東七里、太田郷（おほたのさと）長幡部之社（ながはたべのやしろあり）。古老の曰く、珠賣美万命（すめみまのみこと）天（あめ）より降時（くだりますとき）、御服（みけしを）織る爲（ため）に、従（したがひ）て降之神（あまくだるかみ）の名（みなは）綺日女命（かむはたひめのみこと）。本（もと）は、筑紫國（つくしのくに）日向二神所之峰（ひむがのふたかみのみね）より、三野國（みぬのくに）引津根之丘（ひきつねのをかに）至る。後、美麻貴天皇之世（みまきのすめらみかどのみよ）に及び、長幡部遠祖（ながはたべのとほつおや）多弖命（たてのみこと）、三野（みぬ）より避（さ）りて、久慈（くじに）遷（うつ）る。機殿（はたどのを）造り立て、初（はじめ）て織之（はたおる）。其の所織服（おれるはたもの）、自（おのづか）ら衣裳（みけしと）成（なる）。更に裁縫（たちぬふこと）無し、之（これ）内幡（うつはたと）謂ふ。或（あるひと）曰く、絁（きぬを）織る時に當（あたり）て、輙（たやす）く人の見（みる）か爲（ため）に、故に閇屋扉（いへのとをふさぎ）、闇内而織（うちをくらくしておる）。因て名烏織（からすばたとなづく）。強兵利劔（つはもののつるぎも）不得裁断（たちきることをえず）。今、年毎（ごと）に、別（こと）に神調（かみのみつぎ）と爲（し）て獻納之（たてまつれり）。

|  |
| --- |
| 和名鈔久慈郡太田郷、今、太田村に有り、按ずに、佐竹氏世居城と爲す所、而して今尚人戸稠密の地なり。神名式長幡部神社主計式に長幡部絁七疋云々。按ずに、今、太田村東幡村に長幡部神社有り、祭神は大幡主神。按ずに、二神丙本二折と作すは恐るらく誤りなり。釋日本紀引く所の日向風土記に曰く、瓊瓊杵尊、日向の高千穂二上に峰に天降りまします云々。按ずに、強兵利劔を戌本は䖝兵内劔と作す、諸本䖝字欠脱す、今、䖝字に弓を補ひ以て訓読を爲し、姑（とりあえず）備考に存す（注）。 **珠賣美万**（すめみま）命は皇孫、瓊瓊杵尊のこと。**綺日女命**　那珂郡郷土史（国会図書館、[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/978701/48?tocOpened=1)）によれば、綺日女命を古語拾遺における棚機姫命、二神峰を二上峰、三野國を美濃國とみておられる。**三野**　美濃　先代旧事本紀、国造本紀では、「開化朝に、皇子・彦坐王の子の八瓜命(やつりのみこと)を国造に定む」とあり、八瓜命は「記」では神大根（かむおほねの）王、「紀」では神大骨王、三野国之本巣国造の祖とされる。彦坐王の母は和邇系であり、八瓜命の母は丹波系であり、崇神天皇の世、神大根王（神大骨王）の美濃に綺日女命の織布技術がもたらされたとしている。崇神天皇の御子、豊城入彦命、豊鍬入姫命は、伊勢の多氣の麻續（おおみ）神社に祭祀され、麻糸をつづり、麻布を織っていたとされ、天八坂彦命は神麻續機殿神社に祭祀され、妹の渟名城入姫命ともども麻布で神用の麻布を織り、飯野の髙宮の倭姫命に仕へたとされ、崇神天皇の東方平定につれ、伊勢、美濃、東国へと織布技術が伝播されたのであらう。「長幡部の遠祖多弖命は遙々美濃刻から機織（ハタオリ）の具を携へて參りまして邊陬の我常陸の國へと歩を移されたといふことは・・・實はその當時日本全國の織物の総裁とも申すべきものは前述倭文の神である。幸ひ倭文の神の末裔末孫は既に常陸の國に永住せられて居る。旁玆に協賛を仰き協力を求むるの必要に迫られて、断然長幡部遠祖が常陸行を決せられたものてはなからうかと思はるるのであります。・・・長幡部の占據地たる大字幡方面は佐都國栖の掃蕩久慈國造府の建設等によりて第一に生活の安定を得られるといふことが實現せられたことではなからうか。又一つの理由としてはその裏面に日本織物界の先輩者たる倭文の神即ち健葉槌命の常陸に根據を占めてあらるるといふことが、先づ第一に長幡部遠祖多弖命の精神を動かして遂に常陸入りを断行せられた有力な理由ではあるまいかと思はるるのである。・・・長幡部の織物は内幡（ウツハタ）と稱する巾廣の厚布であって色彩を主とし華麗を主とする倭文の神の文布の織方とは全然其趣を異にして居る。（前掲HP）」としておられる。長幡は、長く織れることで裾まで垂れる神衣、儀礼に用ゐられたやうであるが、厚布であるが故に、頑丈に造ることもでき、防護にも適したものと重宝されたのであらう。注に「長幡部絁七疋」とあり、絁は、「ふときぬ」「あしきぬ」と訓じられる。大化改新のその四に、「凡そ絹（かとり）・絁（ふときぬ）・糸（いと）・綿（わた）は、並に郷土の出せるに隨へ。田一町に絹一丈、四町にして匹を成す。長さ四丈、広さ二尺半。絁二丈、二町にして匹を成す。長さ広さ絹に同じ。布四丈、長さ広さ絹・絁に同じ。一町にして端を成す。【糸・綿の絇屯をば、諸の処に見ず】」とある。糸は絇、綿は屯といふ単位で取引されたのであろうが重さが分からない。蚕の吐き出す繊維一本を「忽」とし、五本で「糸」、十本で「絲」、一鉤となる箱一杯の糸、屯は純の初でずっしり重いこと。「かとり」は細い糸で目を細かく固く織った薄い絹布、太い糸で織ったものが「ふとぎぬ」、粗悪なものがあり「あしぎぬ」とされるが、和銅2年（709年）に新羅国王へ美濃の絁（あしぎぬ）30匹を含む絹が贈呈されており、元来は製法のちがいであらう。茨城には、蚕影山（こかげさん）神社、蚕養（こがい）神社、蚕霊（さんれい）神社があり、養蚕、製糸をもたらした「金色姫伝説；茨城の民話、[HP](http://www.bunkajoho.pref.ibaraki.jp/minwa/minwa/no-0801200009?f=1)」がある。雄略天皇の頃の天竺の王に、金色姫がおり、母がなくなり、迎へた後添えが、姫をうとみ、三度にわたり殺そうとし、王は姫を桑の木の船で逃がすのですが、欽明天皇の時に、茨城の豊浦に流れ着いたと云ひます。権太夫という漁師夫妻が世話をしますが、姫は病死し、唐びつに葬りますが、夢のお告げで開けてみますとたくさんの虫と化しており、桑の葉を与へますと繭（まゆ）が出來、仙人が現れ糸をつくることを教へたと云ひます。我が国に於ける養蚕の始まりといふことです。『三国遺事』の駕洛國記、建武二十四年(AD48年）に、首露王の王妃として、インドのアユタ国王の娘許黄玉（ホファンオク）を迎へ、錦繍（錦と刺繍を施した絹織物）、綾羅（あや絹とうす絹）、衣（上半身着）裳（下半身着）疋（二反）段（一反）、金銀珠玉、瓊玖（美しいおび玉）、服玩器を持参してきたといふ記述がみられる。欽明天皇の時代には、新羅の侵攻を受けた百済を救援し、百済から様々な文物がもたらされており、茨城にも及んでいたとみなされるやうです。**神調**　租庸調の調、伊勢神宮へ献納される品質の特産品といふことか。 |

此より以北（きた）、薩都（さと）の里。古（いにしへ）國栖（くす）有（あり）。名を土雲（つちくもと）曰ふ。爰（ここに）兎上命（うなかみのみこと）、發兵誅滅（いくさをおこしほろほす）。時に能令殺（よくころさしめ）、福哉（さちなるかもと）言ふ所、因（より）て佐都（さとと）名（なつ）く。北の山に有（ある）所の白堊（しらつち）可塗画之（ゑにぬるによし）。

|  |
| --- |
| 按ずに、今、里宮村有りて、薩都宮神社有り。祭神は大幡主神、神名式薩都神社。白堊を按ずに、乙本丙本は白土と作し、戌本に据れば、山海經に曰ふ大次其の南白堊多し。本草綱目に曰ふ白堊下品、陶景弘曰ふ即ち今畫家用ふ物甚だ多くして賤し云々（注） **兎上命**　那珂郡郷土史では、兎上命を伊香色雄命の子、船瀨足尼の父とし、天皇の勅命により佐都国栖征伐に派遣され、平定し、梵天山の古墳に永眠していると記している。先代旧事本紀、国造本紀では、初代の久自国造を、成務朝の御代に、物部連の祖・伊香色雄命の三世孫の船瀨足尼(ふなせのすくね)と記しており、世代が合致しない。また、茨城県教育委員会では、梵天山の古墳群の被葬者を船瀨足尼としておられ、これも合致しない。「うなかみ」から下総国海上（うなかみ）国造の祖とみられるやうである。国造本紀では、成務朝に天穂日命(あまのほひのみこと)の八世孫の忍立化多比命(おしたてけたひのみこと)を国造に定むとする。「記」は上菟上（かみつうなかみ）の国造・下菟上（しもつうなかみ）の国造の祖を天菩比（あめのほひ）の命の子、建比良鳥（たけひらとり）の命としている。 天穂日命―建比良鳥―伊勢津彦命（出雲建子命；櫛玉命）―神狭命―身狭耳命―五十根彦命―天速古命―美都呂岐命とあり美都呂岐命には三人の子、忍立毛多比命・比奈良珠命・比古曽乃凝命があり。比奈良珠命は新治国造の祖であり、忍立化多比命の三子が成務朝に无邪志国造、相武国造、上海上国造に定められ、比古曽乃凝命の子が髙（多珂）国造に定められ、伊甚国造、阿波国造、岩城直、大伴直等祖とある。出雲系とみえる。**發兵**　漢文としては、君主が派兵することであるが、天皇の勅命とする根拠はなささうである。**薩都**　「さち」に福が当てられ「さと」に転じ佐都が当てられ、佐が薩に転じられた。「『奈良時代の仏教には、鎮護国家の思想があり、戦争のとき観音を念ずれば危害を免れるという考えが大化改新前後から広まっていた』（志田諄一）。つまり観音は当時の蝦夷征討の指揮官や兵士たちにとって安全を約束するものとして信仰されていた。勝利や身の安全がはかられる。それは福、さいわいなことである。蝦夷征討を命じた者にとって、征討に加わる兵士たちにとって、風土記の編修を命じた者にとっても。（薩都の読み、常陸国風土記にある地名由来 日立篇、[HP](http://saki-archives.com/2014/satunosato_yomi.html)）」とある。**白堊**　堊は山海経、西山経に、「大次の山、その陽（みなみ）に堊多し」とあり、黄堊、赭堊などもあり、塗師が顔料に用ゐた。白堊はしっくいとして白壁に塗られる。粉にして白色顔料ともなる。貝殻から造られることが多い。 |

東の大山に、賀毘禮之高峰（かびれのたかねと）謂ふ。卽ち天神（あまつかみ）有（あり）、名を立速日男命（たちはやびをのみこと）と偁（まうす）。一の名は、速經和氣命（はやふわけのみこと）。本、天（あめ）より降り、卽ち松澤の松樹の八俣（また）の上に坐（まします）。神崇甚厳（かみのたたりいとおごそかなり）。人有（あり）て向（むかひ）て大小便（くそしと）を行（ゆまるの）時は、灾（わざはひを）示し疾苦（やまひ）を致せしむるは、近側（そば）に居る人、毎（ことごと）に甚辛苦（いとくるしめり）。狀（ありさま）を具（のべて）朝（みかど）に請ふ。片岡大連（かたをかのおほむらじを）遣（またし）て敬祭（ゐやまひまつらしむ）。祈（のみ）て曰く、今　此の處に所坐（いまして）、百姓（おほみたから）家（いへゐ）近く、朝夕に穢臭（けがらはし）。理（ことわり）坐（ま）す不合（べからず）。宜（よろし）く避移（さくうつりて）、高山の浄境（きよしさかひ）に鎮（しづま）るべし。是に、神聴祷告（ねきことをききたまひ）、遂（つひ）に賀毘礼之峰（かびれのみね）に登る。其社、石を以て垣と爲（す）。中に種属甚多（やからいとおほし）、并に品寶弓桙釜器之類（くさみのたからゆみほこかまうつはもののたぐひ）、皆（すべて）石と成り存之（のこれり）。凡そ諸の鳥經過者（すぐるものは）、盡急飛避（ことごとくとびさけて）、峰の上に當（あたる）こと無し。古より然（しかり）。今爲（なし）ても亦之と同じ。卽ち小水（をかは）有り、薩都河（さつかはと）名く。源北の山に起り、南に流て同く久慈河に入る。以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、今、多賀郡宮田村に神峰山有り、蓋し是なり。山上に社有り神峰山權現と謂ふ。宮田・助川・會瀨、三村の鎮守なり。例祭四月十日九日山下に假殿を造り、神輿を迎へ十一日に輿を還す。神宮雜例集に曰く、天永元年伊勢大神宮御遷宮山口祭に心柱を採りて宮殿に安置し、假殿を立て、彼の心柱は、宮地の坤方の松俣に安置して、假殿造立の云々。按ずに、里川の源は陸奥の國境多賀郡里川村に出で、里宮村を經て久慈川に入る。蓋し此文即の以下十九字は當に上文の可塗畫之の下に移して在るべし(注)。 **立速日男命**　『御岩山　　筑波書林　　監修　志田諄一　編集　山椒の会（むすひ、[HP](http://musuhi310.blog.fc2.com/blog-entry-370.html)）』によれば、「火神カグツチがイザナギノ命に十握剣で斬られたときあらわれた甕速日神、熯速日神の名と同じで、火の神・・・立速火男であり、またの名を速経和気命・・・速く光るもの、稲妻を意味し・・・この神が『松沢の松の樹の八俣の上に』坐したというのは、松の樹に落雷したことを物語っている」といふ。秋本版では、立速男命とあり、武神のごとしとし、速経和気命を「ハヤフツワケ」とし鉄剣の神格化とみておられる。**灾**　水、火、旱魃による被害　**片岡大連**　「姓氏録」左京神別の「中臣方岳連、大中臣同祖」とされ、香島大神を祭祀する中臣氏とみられる。立速日男命は、元来は、稲作に益を為す稲妻神であったやうだ。開墾が進み、近くまで人家が及んだのであらう。大小便は肥担桶（こえたぼ）で肥料とされる。この不浄にたまりかねて灾をなしたものか？片岡大連は、品寶弓桙釜器之類を献上し、清浄な山上にお遷りいただくことを提案して、聴き容れられたやうである。その献上物はすべて石になり残ったといふ。御岩山の由来。「至る所に奇岩怪石がそびえたち変化に富み訪れるものひとしくその異観に驚かされる。古代より信仰の山として祀られ祭祀遺跡が発掘されて（御岩神社、[HP](http://www.oiwajinja.jp/jinjasyoukai.html)）」いる。**種属甚多**　全山総祭神188柱とあり、それぞれの磐にそれぞれの神をみたのであらうか。諸鳥が峰に至ると急いでそこを避けて飛行した。雷光の神を畏れたのか？ |

髙市（たけちと）謂ふ所、此より東北（ひがしきた）二里、密筑里（みつきのさと）。村の中浄泉（いづみあり）。俗に大井（おほゐ）と謂ふ。夏冷（ひややか）に冬温（あたたかし）。湧流（わきながれ）川と成る。夏暑之時、遠迩郷里（をちこちのむらさと）酒肴齎賚（さけさかなもたらし）男女会集（をとこをみなつとへて）休遊飮樂（あそひたぬしべり）。其の東南は海濱（うみべた）に臨む。石決明（あはび）棘甲蠃（けうに）魚貝等の類甚多し。西北は山野を帯（お）ふ。樵（しひ）檪（いちひ）榧（かへ）栗（くり）生（お）ひ鹿（しか）猪（ゐ）之に住む。凡そ山海の珍味、悉く記す可からず。此より艮（うしとら）卅里、助川（すけかは）の駅家（うまや）あり。昔遇鹿（あひか）と號（い）ふ。古老の曰く、倭武天皇、此に至る時に、皇后参遇（まゐりあへり）　因（より）て之（これ）を名（なつけり）。至國宰（くにのみこともち）久米（くめ）の大夫（まへつきみ）の時に、河（かは）鮏（さけ）を取（とる）か爲（ため）に、改（あらため）て助川（すけかはと）名く。俗の語に鮏胆（さけのきも）を謂（いひ）て須介（すけ）と爲（す）。

|  |
| --- |
| 和名鈔久慈郡高市郷、今、其の在る所知らず。按ずに、髙市の上に恐るらく脱文有り。水木村、今、多賀郡に隷し、水木明神社有り、俗に泉杜と云ふ。清泉有り涌き出で人其の傍に至れば聲を發して踊躍す、則ち跫聲に随ひて沸騰出で人以て一奇觀と爲す。按ずに、豊後風土記に曰ふ玖倍理（なぐり）湯の井は郡の西に在り、湯色は黑塗で常に流れず、人が竊に井邉に至り聲を發し大言驚鳴せば、涌騰すること二丈ばかり。和名鈔久慈郡助川、按ずに、今、多珂郡に隷す。日本後紀に云ふ、弘仁三年十月助川驛を廢す。按ずに、今、會瀨村、古、相賀を稱し、元禄戊寅に、改め會瀨村と謂ふ。其の地、助川と相接す、蓋し後世分かれて二村と爲るなり。按ずに、諸本に川字無し。戌本に据り、鮭胆を鮏祖と作すも讀べからず、今、丁本に据る（注）。 **密筑里**　密筑里は山海の珍味の地、「常陸国風土記にある地名由来 日立篇、[HP](http://saki-archives.com/2013/mizuki_mituki.html)」によれば、アワビを乾燥させ粉末にしたものが石決明（せっけつめい）、古代では不老長寿薬とされ、天平四年（732年）十月十六日付けの平城宮出土木簡に「常陸国久慈郡腊鮑大贄三斤」とあり、「みつき（調）」として献上されたことによる地名とみられるやうだ。**浄泉**　泉神社（延喜式神社調査、[HP](http://engishiki.org/hitachi/bun/hit210404-01.html)）の地、社頭掲示板には「青白い砂を吹き上げながら、絶え間なく清水が湧き出しています。水温は夏冬ともに約13度で、『風土記』に記されているとおり、『夏冷冬温』」といふ。由緒については、「崇神天皇の御字４９年、久自国造、船瀬宿禰の奉請で、大臣伊香色雄命勅命を奉じて此に鎮祭りしたと伝ふ。古くは天速玉姫命神社と云ふ。祭神天速玉姫命は天棚機姫命の女（むすめ）で、天太玉命の后神、天比理刀咩命とも云ふ。常陸風土記に蜜筑里の大井の、又常陸二十八社号に泉川、霊玉を以て神体とすとあり。霊妙なる浄泉が湧き神域を泉ケ森、泉山流れを泉川と呼ぶ。三代実録『貞観８年５月２７日庚午常陸国正六位上天之速玉神に従五位下を授く、１６年１２月２９日癸未従五位下天之速玉神に従五位上を授く』延喜式内小社、久慈郡七座の一」とあるが、船瀬宿禰は先代旧事記では成務朝の時代の人であり、伊香色雄命が勅命により天速玉姫命を祭祀したのが崇神天皇の時といふことか。織物の地であり天棚機姫命の女、天速玉姫命を祭祀せしめたのであらう。天太玉命の后神であるなら、出雲忌部系が関与していやう。伊香色雄命は神班物者（かみのものあかつひと）に任じらた物部氏の祖であり、ここでは物部氏と忌部氏の協力関係があったといふことか。久米大夫　国宰は国司、中央から派遣された大夫であるが、不詳。**鮏**　秋本版では鮭。鮏（さけ）と助（すけ）と鮏胆と須介（すけ）の語呂。鮭は、「論衡」に「鮭肝、人を死（ころ）す」とあり、元来は河豚（ふぐ）であるが、「漢典」では、回遊魚、海洋で成熟し淡水河川に返るとしており、所謂「シャケ」、意味が変化をしたやうである。鮏では、鯹と同じで、「説文」では、「魚の臭なり」とあり、生臭さい魚のこと。中原では河魚が中心であり、中原の文人は海洋の魚には疎い。秋本版では鮭祖（さけのおや）を「すけ」としている。鮏胆となれば白子のことか、それを「すけ」と称していたといふことか。「さけ」が先か「すけ」が先か判然としない。諸本で異同がある。 |

多珂郡（たかのこほり）東南は並大海。西北は陸奥常陸二國堺の高山  
古老（ふるおきな）の曰く、斯我高穴穂宮（しがのたかあなほのみやに）大八洲（おほやしま）照臨（しらしめしし）天皇（すめらみかど）の世、建御狭日命（たけみさびのみこと）を以て多珂國造に任（よさし）て、茲（この）人初至（はじめていたり）、地體（くにがたを）歴驗（めぐりみて）峯險岳崇（みねけはしくをかたかしと）以爲（おもひて）、因（より）て多珂之國（たかのくにと）名く。建御狭日命と謂ふは、卽ち出雲臣（いづものおみ）の同屬（やから）。今、多珂石城（たかいはき）所謂是なり。風俗説に曰ふ薦枕多珂之國（こもまくらたかのくに）。

|  |
| --- |
| 國造本紀に曰ふ髙國造。志賀髙穴穂朝（成務天皇）の御世、彌都侶妓命の孫、彌佐比命を國造に定め賜ひき。斯我高穴穂宮安康天皇の都とする所なり。按ずに、武烈紀、影姫の歌、舉暮摩矩羅柁幡志須擬（こもまくらたかはしすき）云々三代實録に曰ふ薦枕髙御産の神、薦枕は髙を謂はむと為す冠字なり。日本私記に云ふ師説、古、蔣を以て枕と為すを云ひて、これ眼目を髙くする故、髙と言はむとすの始、此の言に有るか云々（注）。 **多珂**　「たか」の由来。岳崇による。「爾雅（じが）、釈山」に、「山大にして、高きを崧（すう）といふ」とあり、崇と崧と嵩は通用する。武烈紀に、鮪（しび）が殺され、飯と水を手に、涙をぼろぼろ落し歩く影姫の歌の一部に、「薦枕（こもまくら）　高橋過（たかはしす）ぎ」とあり、薦枕が高にかかる枕詞となっている。薦枕が高いこと、あるいは薦が高いことに由来するとされる。宇佐八幡宮に関して、養老四年（720年）二月の隼人の叛乱に際して、八幡神に祈祷したところ「我行きて（敵を）降伏せしむべし」と託宣があり、兵士が神体の御験（みしるし）である薦枕（こもまくら）を神輿としてかつぎ進軍し平定した（薦神社；[HP](http://www.kyushu-jinja.com/ohita/komo-jinja/)）とあり、天平十二年（740年）、太宰府に赴任していた藤原広嗣の乱に際しても崇敬を集め、朝廷の守護神とみなされたとする伝承があり、薦枕に関心が寄せられていたこともあらう。**建御狭日命**　建御狭日命の父が新治国造の祖の比奈良珠命、その父が美都呂岐命（57頁）であり天穂日命に遡ることから、出雲臣と同族になる。 |

建御狭日命、所遺（つかはさゆる）時に當（あたり）て、久慈の堺（さかひ）の助河を以て、道前（みちのくちと）爲（す）。郡を去ること西北六十里、今猶道の前の里に偁ふ。陸奥國（みちのおくのくに）石城郡（いはきのこほり）苦麻之村（くまのむらを）道後（みちのしり）と爲（す）。其の後、難波長柄豐前大宮臨軒天皇の世（みよ）に至（いたり）て、癸丑の年、多珂の國造石城直（いはきのあたへ）美夜部（みやべ）、石城評造（いはきのこほりのみやつこ）部志許赤（べしこあか）等（ら）、惣領高向の大夫に請（こひ）て申す、所部（すぶるところ）遠く隔り、往来不便を以て、分けて多珂、石城の二郡を置く。石城郡、今、陸奥國堺の内に存り。

|  |
| --- |
| 和名鈔多珂郡、道の口の郷、郷名今廢（すた）る。按ずに、苦麻村未詳。鍋田三善の云く、陸奥國岩城相馬の堺に川有りて熊川と謂ひ、東北半里ばかり標葉郡に熊川村有り、其の驛家を熊町と謂ふ、蓋し是なり。按ずに、續日本紀に曰く、養老二年五月、常陸國多珂郡の郷二百一十烟を割き、名づけて菊多郡と曰ひ、石背國に屬す云々、郡中今相田村有り、蓋し、是なり（注）。 **難波長柄豐前大宮臨軒天皇**　孝徳天皇　**癸丑年**白雉四年（653年）。**石城評造部志許赤**　岩城評造の部志許赤と思ふが、秋本版では岩城の評の造部の志許赤、造部を多珂国造の配下にあった部曲（かきべ）の氏（うじ）の名かとされている。評（こほり）における造部（みやつこべ）とは何か？評造（こほりのみやつこ）に就いた部志許赤ではないか。**陸奥國**　「みちのおくのくに」とし「むつのくに」とは訓じていない。成務朝に建御狭日命がこの地の国造に任命された時には、大別して道前と道後とがあり、元来は、道国（みちのくに）とでも称すべきものであったが、岳崇であることから、高（多珂）国とされ、道後は多珂国内の石城評となる。大化の改新において、多珂国造の石城直美夜部と石城評造の部志許赤達が、往来不便といふことで、白雉四年に、二郡に分離することを願ひでたとあるが、公地公民の編成、租庸調の管理上一括では不都合があったとみえ、美夜部が多珂郡の郡司、部志許赤が石城郡の郡司として責任を持たされるといふやうな展開かと思はれる（通例、石城評は白雉四年に設置、とされているが、文面上では二郡設置であり、石城評はそれ以前となる）。続日本紀によれば、養老二年（718年）に、陸奥国の石城、評葉、行方、宇太、亘理、常陸の菊多の六郡を分離して石城国を設置したとある。また、白河、石背、会津、安積、信夫を分離して石背国を設置しており、陸奥国は三分割されている。養老四年以降、蝦夷の叛乱が続くと、軍団編成が急務となったやうで、再度陸奥国に編入され、天平神護二年（766年）以降、「磐城郡」と表記されている。 |

其れ道前里（みちのくちのさと）に、飽田村（あいたのむら）あり。古老の曰く、倭武天皇、東陲（あづまのさかひ）を巡（めぐらむ）と爲（し）て、頓（にはかに）此野に宿（やどり）たまふ。人有（あり）、奏（まをし）て曰く、野の上（ほとり）に群鹿（むらかれるしか）無数甚多（かずなくいとおほかり）。其の聳角（ふりたつるつぬは）如蘆枯之原（かれあしのはらなして）比其吹氣（そのいぶきをたくらぶれば）似朝霧之立（あさぎりのたてるににたり）。又、海に鰒魚（あはび）有、大さ如八尺（やさかばかり）并（ならびに）諸種珍味（くさぐさのめづらしきもの）遊理□多者。是に、天皇野に幸（いでまして）、橘（たちばな）皇后を遣（つかはし）て、海に臨（のぞみ）て漁令（すなどらしめて）、相競捕獲之利（とりうるのさちをあひきそひたまひ）別（こと）に山海之物を探（さぐ）る此時、野の獵者（かりは）終日驅射（ひねもすゆみいたまへども）一の宍（ししをだも）得ず。海の漁者（かりは）、須臾才採（しましがほどにわづかにとりて）盡（ことごと）く百味を得る。獵漁（かりすなどり）已（すで）に畢（をへ）て、奉羞御膳（みけしをすすめたてまつる）。時に勅陪従曰（おもとびとにのりたまはく）今日（けふ）の遊は、朕（われ）皇后と、各（おのもおのも）野海に就（つき）て、同爭祥福（おなじさちをあらそふ）、俗の語に曰く佐知（さち）、野の物は得ずと雖も、而して海の味は盡く飽喫者（あきくらへり）。後代跡を追て飽田村と名（なつ）けよ。國の宰、川原宿禰（かはらのすくね）黑麻呂（くろまろ）の時、大海之邊（ほとり）石壁（いはほ）に、観世音菩薩像（くわむぜおむぼさちのかた）を彫造（ゑりつくりき）。今存矣（いまのこれり）。因て佛濱（ほとけのはま）と號（い）ふ。以下略之

|  |
| --- |
| 按ずに、古事記に曰ふ「淡海（あふみ）の久多綿（くたわた）の蚊屋野（かやの）は多（さは）に猪鹿（しし）有り、其の立てる足は、萩原（すすきはら）の如く、指舉（ささげ）たる角は枯樹の如し」云々。又、景行紀に曰ふ此野なり。「麋鹿（おほしか）多氣は朝霧の如く、足は茂林（しもと）の如し云々。又雄略紀に曰く、其の載（ささげたる）角は枯樹末（かれきのえだ）に類（に）たり、其の聚脚（つどへたるあし）は弱木林（しもとはら）の如く、呼吸氣息（いぶくいき）は朝霧に似たり」云々。按ずに、橘姫命の名を「之皇后」と稱比す、故に此書皆「皇后」と稱す。古事記、亦、「后」と稱すは以て証とすべし。甲本、乙本は焉字を鳥字と作す、丁本は魚字と作すは共に非なり。今丙本及び己本に据る。乙本丙本は皇后を家后と作すも、戌本及び己本に据る。案ずに、佛濱は其の所在未詳、或に曰く、田尻村の山中に岩窟、彫刻す所の度志（とし）觀音像、蓋し是なり。鍋田三善が云く、今、陸奥國楢葉郡に佛濱村有りと、蓋し是なり（注）。 **倭武天皇**　東（あづま）の果てへの天皇の巡幸としている。**陲**　辺境、国教のこと。**鹿**　「記」に蝦夷を言向（ことむ）けて後、「足柄の坂本で坂の神が白き鹿に化（な）りて」とあり、春日神社の「古社紀」に、武甕槌神が常陸国から、鹿に乗り、三笠山の地に來訪されたとあり、鹿と神とは関連が深く、卜占にも鹿の骨が用ゐられた。**鰒魚**　尺は親指と小指を広げた長さ、周尺では20cm、漢代で22～23cm、八尺では1ｍ60cm以上となる。松屋筆記(1850年頃)千葉県産７間（12.6ｍ）（大島町役場；[HP](https://www.town.oshima.tokyo.jp/~palais/page034.html)）とあるが如何なものか。捕獲された最大のアワビは1993年に捕獲されたマダカアワビ11.76インチ（約30cm；鮑のお話；[HP](http://iloveseas.web.fc2.com/abalone/index.htm)）とされるやうです。鰒は「フグ」ともされますが八尺のフグも巨大です。**遊理□多者**秋本版では、「大系」は「理」を「漁」とし欠字には「利」「福」「幸」等の字が入るであろうとされている。「鑑賞日本古典文学」では、「遊魚甚多」としている。「遊漁」等ともみておられ、鰒魚ばかりでなく海産物は豊富といふことであらう。**須臾才採**しばしの採取、あっという間に百味を得ており、天皇の不猟との対比となっている。山野の神の「さち」は得られなかったが海の神の「さち」は得られた。**橘皇后**　相鹿大生里（35頁）では后、大橘比賣命とあった。后を「きさき」、皇后を「おほきさき」と訓じ、后を天皇の正妻、皇后を天皇の最上位の正妻とみなすやうだが、天皇の正妻が複数となると后位を定めるに、政治的な力、思惑がからみ複雑な展開をし、母親も含め呼称も「中宮」、「皇太后」などと複雑化したやうである。后は、元来、中国では、夏后、后羿など古帝王を指し、殷では后祖乙、后祖丁など直系の君をいう語であり、また、午后などと前後の後の義にも用ゐられた。后に代り王や君が用ゐられると、后はそれに次ぐ称号となり、王や君の正妻を后とし、王が亡くなると女王に即位することとなった。皇帝が用ゐられると、正妻を皇后とし、女帝が即位することともなった。常陸国風土記では日本武尊は天皇であり皇后がおられ、この国を巡幸されたとみなしている。この伝承については、蝦夷と対抗するに果したこの地の「建部」の存在によるとみられるやうである。**川原宿禰黑麻呂**　賀川光夫氏によれば、黑摩呂は「大和漢氏の出で一族とともに大和川原寺の創主者である（臼杵磨崖仏造顕の背景、史学論叢第15号1984、[HP](http://repo.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/download.php/sg01502.pdf?file_id=4138)）」とあり、この地で仏寺、仏像を造り、仏教を布教せしめる役割を担っていたことにならうか。また、薩都（さち）でみたごとく（57頁）、蝦夷と対峙する兵士達の安全祈願、広く安寧と幸を求める民の祈願の対象が観世音菩薩像であり、海岸の石壁に彫られており、この濱が海上交通の要衝であり、その目印ともなり、また、安全航行を祈願するものでもあったと思はれる。 |

郡の南卅里、藻島駅家（めしまのうまやあり）。東南の濱碁子（はまにごいしあり）、色珠玉の如し。所謂常陸の國に有（ある）所の麗碁子（うるはしきごいしは）、唯是（ただこれ）濱のみ。昔、倭武天皇、舩（ふね）に乗（のり）て海に浮（うか）せ、島磯（しまのいそ）を御覧（みそなはしたまふに）、種々海藻（くさぐさのにきめ）多生茂栄（さはにおひしげれり）。因（より）て名（なつ）く。今亦然（しかり）　以下略之

|  |
| --- |
| 和名鈔多珂郡藻島郷、按ずに、日本後紀に曰ふ弘仁三年十月に常陸國安侯・河内・石橋・助川・藻島・棚島の六驛を廢し、更に小田・雄薩・田後等三驛を建つ。長久保玄珠云く、郡中伊師町村に目島と號く地有り、古藻島驛は蓋し是なり。碁石濱は今伊師濱是なり（注）。 **碁子**　「756年（天平勝宝8年）の東大寺献納目録（国家珍宝帳）には、百済（くだら、朝鮮）の義慈王（ぎじおう、第31代、599～660年）から藤原鎌足（ふじわらのかまたり）、614年（推古天皇22年）～669年（天智天皇8年）に碁石（撥鏤棊子、ばちるのきし）と碁石入れ（銀平脱合子、ぎんへいだつのごうす）が贈られていたことが記録されています。それらは、木画紫壇棊局（もくがしたんのききょく）１面と共に、３セットとして、同時に送られてきたものと考えられています。この碁盤は、専用の碁盤入れ、金銀亀甲龕（きんぎんきっこうのがん）に納められていました。（碁盤、木画紫壇棊局（最古、国宝）にまつわる歴史伝承、[HP](http://kanazawa-sakurada.cocolog-nifty.com/blog/2010/06/201064-de38.html)）」とあり、常陸国国司に就任した藤原宇合なら、碁子の産地であるこの濱に関心を寄せ、記載させたとしても不思議はあるまい。**海藻**　「め」、海布（め）、食用海藻のこと、ワカメ（若布）、アラメ（荒布）など。 |

補缺  
黑坂命（くろさかのみこと）、陸奥蝦夷（みちのおくのえみしを）征罸（ことむけ）事了（おはり）て凱旋、多歌郡（たかのこほり）角枯（つぬかれ）の山に及（いたり）、黑坂命、身を病に遇ふ。故（かれ）爰（ここ）に角枯を改めて黑前（くろさき）の山と號（い）ふ。黑坂命の輸轜車（ひときくるま）、黑前の山より發（たちて）日高見（ひたかみ）の國に到る。葬具儀（はふりのよそひ）、赤旗靑幡（あかはたあをはた）、交雑（ましはり）飄仄（ひるかへり）雲の如く飛ひ、虹の如く張りて、野を瑩（てらし）路を耀（かかやかす）。時の人、之（これ）幡垂國（はたしでのくにと）謂ふ。後の世、言（いひ）て便（すなはち）信太國（しだのくにと）稱（い）ふ。按ずに、此の文、仙覺萬葉集の註釋に引く所。而して本國風土記の逸文なり。蓋し信太郡載す所、鈔本略し之を載さず。故に今、之を補ふ。姑（しばら）く存て以て後考に備ふ。

|  |
| --- |
| 按ずに、今多賀郡に有る黑坂村其の山を堅破山と謂ふ。立破權現社有り。里俗に相傳、古（いにしへ）坂上田村麻呂、陸奥國の悪賊を征討し、凱旋時に留宿せる此の山に、時に靈夢有りて、因りて造立の其の頂上に大石有り。堅破石と謂ひ方二丈餘、高さ八尺許（ばかり）。其の形分裂し二と爲り、恰も削り成すが如く、故に、俗に、立破山と謂ひ、疑ふらく、即ち、黑前山、是なり。日髙見國未詳。景行紀廿七年春二月朔、武内宿禰、東國より還りての奏言に、東夷の中に日髙見國有り云々。同廿八年、蝦夷既に平らぎ、日髙見國より還る西南、常陸を歷し甲斐國酒折宮に至る云々。神名式。陸奥國桃生郡日髙見神社、蓋し陸奥國と謂ふなり「注」。 |

新治の郡に、驛家（うまやあり）。名（なつけ）て大神（おかみと）曰ふ。然偁（しかなつくる）所以（ゆゑ）は、大蛇（おろち）多存（さはにあり）。因（より）て驛家に名く。同じく萬葉集註釋に引く所。而して新治郡の逸文。詞林採葉鈔、亦此文を載す。然るに小異。故に今之を補訂す。并存以て異聞に備ふ。

|  |
| --- |
| 和名鈔新治郡巨神鄕。今按ずに小神、筑波郡に屬す「注」。 詞林采葉抄（[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0020-28608&IMG_SIZE=&IMG_NO=1)）　編者　由阿 弥陀仏、時宗の僧・万葉学者（1291-1379）　関白二条良基に招かれ1366年に上洛し萬葉集を講義し、詞林采葉抄を獻上する、この時74歲。 大神条（109/189）に、「常陸国風土記に曰く、新治郡驛家、号て大神と曰ふ。此偁す所以は、大蛇多く存囙（あり）て驛家を名くと爲す。日本記に闇龗（くらつかみ）と曰ふ。山神なり」とある。 |

常陸の國の記に云く、大谷村の大榛（おほはりを）採（とり）て、本を伐（きり）て鼓を造り、末を伐て琴を造る。俗に比佐頭（ひさつと）謂ふ。按ずに此の文壒囊鈔に載す所なり。常陸國記云に謂ふ。蓋し、本國風土記を謂ふ。故に今之を補ふ。以て來哲の考を俟つのみ。

|  |
| --- |
| 和名鈔鹿島郡大屋郷、今郡中に大失川村有り。風土記に載す所の大益川、亦疑ふらく是なり。又、茨城郡に大谷村有りて孰も是を知らず（注）。 **壒囊鈔**（あいのうしょう）（国会図書館デジタルコレクション；[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1025075)）　壒囊鈔七巻は觀勝寺の行誉師の撰す所なり。僧俗の故事和漢の事實五百三十六箇条を國字を以てしるす。時は、文安三年（1446年）五月、とある。 『常陸国風土記』に現われた楽器　増田修（[HP](http://www.furutasigaku.jp/jfuruta/simin13/hitatima.html)） |

書常陸風土記後  
昔、和銅年閒（708年～715年）に、諸國に令して風土記を獻りしむ。延長中に至り五畿七道に下符し之を捜索すも、其れ或は湮滅し傳はらざるは、蓋し新たに上進せしむ。爾後、地志の撰、寥寥聞くこと無く、而して千載の乆（久）各國の記、又復して散逸す。今、僅かに存すは、斯の記及び出雲・豐後・肥前の記か。而して出雲の記は天平に成る、則ち其れ和銅の命に應じて上る所なり。亾（亡）論は已に豐後・肥前の記に至り、則ち論者往往以て延長の撰と爲すも、但に、斯の記未だ何時に成るも祥ならず。然り、記中、曰白壁郡曰藻島驛家曰板來驛と書す、是以て徴すべきか。桉㕜（按史）すに、延暦（782年～806年）中に、白髪部姓を改めて眞髪部と爲す。然り、則ち白壁郡を改めて眞壁郡に爲すこと、亦、在り。當時、斯の記をして延暦の後と成さしむは邪（よろしくない）、白壁の文有るべからず。又、按ずに、藻島及び板來驛を廢すは、倶に弘仁年閒（810年～824年）に屬す。斯の記をして弘仁の後と成さしむは邪、二驛の名有るべからず。是に由りて之を推せば、則ち斯の記、亦、和銅の命に應じ、而して作れること必ならむ。。特に、未だ出雲と孰れが先後するかを知らざるのみ。ああ、各國の記、存すは僅か四つにして、斯の記其の一つに居るは、固より既に奇ならむ。況んや其れ之を傳ふ所の遠き、獨り出雲の記と同じく、なんと滋奇（更に奇）ならずや。余の性、古を好むこと既に深く、斯の記今に存すことを喜ぶ。而して、亦、河内、眞壁二郡を逸し、且つ、傳寫の謬誤一ならざること久しきを憾みて（残念であり）、乃ち諸家の藏本を取りて撿閲し挍讐（比較して正す）すこと、これ魚魯之辨（魚と魯のごとく似た文字を見分けること）に年有りて、小の如き得る所有りと雖も、二郡の逸は遂に獲ること能はず。今姑（しばらく）其の存するものを舉げて、異同を粗攷（粗考）し上（注）に衆説を標（しる）し、以て諸梓（出版）に淺見寡聞（私見を謙る）を授くは、敢て自足を以てすに非ず、蓋し其れ存すなり。則ち之逸は獲易からずを苦しみ（難儀とし）、而して慮存すに、之或は就（ただ）散逸すを憾む。是余の斯を挙ぐこと有る所以なり。  
天保己亥五月西野宣明謹識  
　　　　　　　　　渡邊𡴞書  
水府御藏版  
　　　　　　江戸横山町三丁目　　  
　　頒行書林　　和泉屋金右衛門

|  |
| --- |
| 備考 先代旧事本紀　天皇本紀  「天富命は斎部（いわいべ）の諸氏を率いて、種々の神宝・鏡・玉・矛・楯・木綿・麻等を作った」。 「天富命は天日鷲命の孫を率いて肥沃な治に分遣し、麻の種を播き植えた。また、天富命は更に肥沃な土地を求めて良い麻・木綿を分け植えた。永く麻を大嘗会（だいじょうえ）に奉るのはこの事が始まりで有る。また、天富命は安房の国で太玉命の社を立てた。安房の社と言うのはこれで有る」。  古語拾遺　造祭祀具の斎部 天日鷲命の孫は木綿(ゆう)・麻(お)・織布(あらたえ)を造った。そして天富命に命じて日鷲命の孫を率いて、良い肥えた地を求めて阿波国に遣わして、穀・麻の種を植えた。その子孫は今その国に在る。 天富命は更に肥沃な地を求めて、阿波の斎部を分けて東の地に行って、麻・穀を植えた。良い麻が育ったので総国(ふさのくに)といい、穀の木が育ったので結城郡(ゆうきのこおり)という。古語に麻を総(ふさ)という。今、上総(かみつふさ)・下総(しもつふさ)の二国とするのはこれである。阿波の忌部が居る所は安房郡(あわのこおり)という。今の安房国がこれである。  『陸奥国風土記』逸文 都々古別神社別当の大善院旧記（失はれた）を伴信友が写したもの（新編弘前市史　通史編1『古代・中世』、[HP](https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11E0/WJJS06U/0220205100/0220205100100010/ht010230)）。 陸奥国　八槻神、飯豐山 陸奥風土記に曰く、八槻（やつき）と名づく所以は、巻向の日代の宮に御宇（あめのしたしろ）しめしし（景行天皇）時、日本武尊、東夷を征伐（う）ちて、此の地に至りまして、八目の鳴鏑を以て、賊を射て斃（たふ）したまひき。其の矢の落下降（おち）し處を、矢著（やつき）と云ふ。即ち正倉（みやけ）あり。神龜三年、字を八槻に改む。古老の傳へて伝へらく、「昔、此地に八（やつ）の土知朱ありき。一を黒鷲(くろわし)と曰ひ、二を神衣媛(かむそひめ) と曰ひ、三を草野灰(かやのはひ) と曰ひ、四を保保吉灰(ほほきはい) と曰ひ、五を阿邪尓那媛(あぎになひめ) と曰ひ、六を栲猪(たくゐ) と曰ひ、七を神石萱(かむのいしかや) と曰ひ、八を狭磯名(さしな)と曰ひき。各（おのおの）族（やから）ありて八處の石室に屯（いは）みき。此の八處は皆て要害の地にして、因りて、上命（おほみこと）に順（まつろ）はざりき。國造磐城彦の敗走の後、百姓を虜掠（人質にし、物を掠奪）して止まざるなり。纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇（景行天皇）、日本武尊に詔して、土知朱を征討（う）たしめたまひき。土知朱等、力を合はせて防禦（ふせ）き、且（また）、津輕蝦夷に諜（ふみたや）りて許多（あまた）、猪鹿弓・猪鹿矢を石城に連ね張りて、官兵を射ければ、它（それ）兵▲「進み歩むこと能はざりき。日本武尊、槻弓、槻矢を執り載せ、七發（ななき）發（はな）ち、八發發ちたまへば、則ち\*」七發の矢は雷如く鳴り響（とよ）みて、蝦夷の孫を追ひ退け、八發の矢は八土知朱を射貫きて、立（たちどころ）に斃しき。其の土知朱を射ける征箭は、悉く芽生ひて槻の木と成りき。その地を八槻郷と云ふ。即ち正倉なり。神衣媛と神石萱との子孫、赦に會し者は郷の中に在り。今、綾部と云ふは是なり」といふ。 ・・・（\*官兵不能進歩焉、日本武尊執執槻弓槻矢而七發々八發々則、とされている、[HP](https://twitter.com/sanpiska822/status/906000054183268352)） 同風土記に曰く、白川郡の飯豐（いひとよ）山、此の山は豐岡姫命の忌庭（ゆには）なり。また飯豐青尊、物部臣をして御幣（みてぐら）奉らしむなり。故（かれ）、山の名と爲す。古老の曰へらく、昔、巻向の珠城の宮に御宇しめしし天皇の二十七年戊午の秋に、飢饉（うゑ）て人民多（さは）に亡せき。故、宇惠々（うゑゑ）山と云ひき。後、名を改めて豐田（とよだ）と云ひ、また飯豐と云ふ。  衣袖漬常陸國風土記（[HP](https://miko.org/~uraki/kuon/furu/text/fuudo/hitachi/hitachi.htm)) [香取神宮](http://www14.plala.or.jp/nikorobin/katorijinguu.html)（HP） |

了　2021年9月20日

![テキスト, 地図 が含まれている画像

自動的に生成された説明]()